

○確認事項

- 1 第十三期・第2回足立区情報公開・個人情報保護審議会要録（案）・・・P 1～P 36
- 2 第十三期・第3回足立区情報公開・個人情報保護審議会要録（案）・・・P 37～P 43

○諮問事項

- 1 [諮問第480号] おたふくかぜワクチン任意予防接種実施にかかる対象者データ抽出と予診票印字・送付業務委託・・・P 44～P 48
- 2 [諮問第481号] 図書館資料の督促訪問業務におけるショートメッセージ送信サービスの導入・・・P 49～P 54
- 3 [諮問第482号] 学童メールシステムの導入・・・P 55～P 60
- 4 [諮問第483号] 生活困窮世帯の子どもに対する居場所を兼ねた学習支援事業における電子メールおよび  
Web会議システムの導入・・・P 61～P 68
- 5 [諮問第484号] 「児童手当」支給事業の封入封緘委託・・・P 69～P 75
- 6 [諮問第485号] 電子契約サービスの導入・・・P 76～P 82
- 7 [諮問第486号] ふるさと納税支援業務委託・・・P 83～P 94
- 8 [諮問第487号] マンション管理計画の認定制度について・・・P 95～P 101
- 9 [諮問第488号] 新成人に向けた消費者トラブルに関する周知啓発について・・・P 102～P 114
- 10 [諮問第489号] 「子どもの健康・生活実態調査」及び「子どものそだちの決定要因に関する実証的研究  
データベース」の結合におけるデータの目的外利用について・・・P 115～P 120

○報告事項

- 1 特定個人情報保護評価書について・・・P 121～P 124

令和4年12月27日（火）

中央館8階特別会議室



【足立区情報公開・個人情報保護審議会】会議概要

会議名	第十三期・第2回足立区情報公開・個人情報保護審議会		
事務局	政策経営部区政情報課		
開催年月日	令和4年10月17日(月)		
開催時間	午後2時30分～午後4時49分		
開催場所	中央館8階特別会議室		
出席者	川合 敏樹 委員	粉川 一郎 委員	松井 加奈絵 委員
	面川 典子 委員	水町 雅子 委員	いはいくら昭二 委員
	石毛かずあき 委員	にたない和 委員	安江 文博 委員
	宮崎 十三 委員	野辺 陽子 委員	那須 康一 委員
	鈴木 由美 委員	堀 成美 委員	
	ぬかが和子 委員	上 茂之 委員	
欠席者			
会議次第	別紙のとおり		
資料	○確認事項		
	1 第十三期・第1回足立区情報公開・個人情報保護審議会要録(案)		
	○諮問事項		
	1 [諮問第470号] 特別区職員互助組合総合管理システムへのデータ連携について		
	2 [諮問第471号] 認知症検診にかかる検診案内作成等事務の業務委託		
	3 [諮問第472号] LGWAN-ASSPサービス提供委託(財産調査中間処理ユニットPIMS)(預貯金等の照会業務の電子化ipitLINQ)		
4 [諮問第473号] 区民交通傷害保険のWEB申込みについて			
5 [諮問第474号] 「成長の記録」作成業務委託			
6 [諮問第475号] 校務支援システムのリモートワーク対応について			

	<p>7 [諮問第476号] 「第2回⑩レシートde90周年事業」運営業務委託</p> <p>8 [諮問第477号] 東京ゼロエミポイント申請者情報提供委託</p> <p>9 [諮問第478号] SDGs普及啓発特設サイトの運営委託</p> <p>○報告事項</p> <p>1 改正個人情報保護法の施行に伴う区の方針について</p>
その他の	

(審議経過)

(1) 開 会

○山根区政情報課長 皆様、本日は公私ともに忙しい中、足立区情報公開・個人情報保護審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、審議に入るまでの進行を務めさせていただきますます区政情報課長の山根でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

最初に、前回、審議会に出席を賜れなかつた委員の皆様をご紹介させていただきます。ご都合でご出席できなかった委員の方がいらっしゃると思いますので、よろしくお願ひいたします。

区議会選任の石毛委員でございます。

○石毛委員 石毛でございます。前回は濃厚接触者となつてしまいまして不参加となりましたが、今回から新しく参加させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○山根区政情報課長 よろしくお願ひいたします。

続きまして、一般社団法人西新井法人会の会長でございます安江委員でございます。

○安江委員 西新井法人会会長の安江と申します。よろしくお願ひいたします。

○山根区政情報課長 ありがとうございます。

本日につきましては、また後ほど、ご欠席の委員の方もいらっしゃいますので、ご紹介させていただきます。

(2) 配付資料の確認・事務局説明・定足数の確認

○山根区政情報課長 先に会議の資料をご確認させていただきます。本日資料ですけれども、8点ございます。審議会の議事次第、区長からの諮問文、事前に郵送させていただ

きました第十三期・第2回足立区情報公開・個人情報保護審議会資料、4番目が、席上配付させていただきました審議会差し替えの資料でございます。5番目が、席上配付させていただきました審議会資料の追加分になります。リモートで参加されている方にはメールでお送りしているところがございますが、ご了承ください。6番目が、委員からご質問に対するご回答ということで1枚つけさせていただいております。それから、席次と、あわせて次回以降の審議会開催のご案内という形になります。

資料について以上の8点ということですが、不足の部分がありましたらこちらが対応しますので、いかがでしょうか。——ありがとうございます。

それでは、審議会に先立ちまして、前回審議会において委員の方々から、情報システム委員会とはどんな会議体なのかということについてご質問いただきましたので、情報システム課長からご回答させていただきますと思います。よろしくお願ひいたします。

○鈴木情報システム課長 情報システム課長、鈴木です。よろしくお願ひいたします。私の方から情報システム委員会について簡単に説明させていただきます。

まず、情報システム委員会なのですが、こちらは情報システムの適正かつ効率的な運営を促進するために設置した委員会でございます。システム利用に際して、事務の効率化、経費の節減、安全対策などの観点から審査を行います。利用の可否を決定する内部組織でございます。

実施時期につきましては、まず定例で年2回ございます。これは翌年の予算措置を行うため、7月と9月にシステム開発の大きなものから経常的経費に係るものまで審査を行っております。また、随時としまして、上

記2回以外ではシステム利用の審査は行わないのですけれども、法改正とか制度改正、特に今回、コロナの関係とかで緊急対策をしなければならぬ場合、情報システム委員会を臨時的に開催し、審査を実施しております。3番のところに審査手順について簡単に記載してございます。

審査手順は3段階ありまして、まずPMO (Project Management Office) ということで、専門家や担当者が集まって実際にシステムの導入審査を行っていきます。こちらについては、情報システム課長及び担当者のほか、財政課担当係長、それからCDO補佐がチーフ・デジタル・オフィサーの役割を果たしております。CDO補佐は民間から雇った職員になります。それから、委託のコンサルタントの助言も受けながら一次審査を行っております。システムの導入内容についてヒアリングを実施して、経費やシステム上の課題の明確化あるいは必要な対策について助言を行っております。

4

次に調査部会でございます。情報システム委員会にかける前にシステムの審査内容についてあらかじめ整理するということと、区としてこの事業を実施すべきか否かの視点で内容を確認しております。ICT戦略推進担当課長のほか、財政課長、区政情報課長、総務課長、政策経営課係長で構成しまして実質的な導入審査を行っております。

最後に情報システム委員会になります。上記のメンバーに加えて、政策経営部長、総務部長、報道広報課長、人事課長、各部の庶務担当課長で構成されておりまして、システム利用について、最終的な利用の可否というところで、全庁的な合意に基づいて審査・決定する機関でございます。

また、個人情報保護審議会の資料の中で「適用申請」という言葉も出てきますけれど

も、こちらはシステムの導入申請を出された時期を記載する場所になっていまして、システム委員会が例えば審査中であるとか、審査がまだ終わっていない場合には、適用申請の欄に時期が書いてありますので、実際に区のほうでも内容は確認しながら進めているということでございます。

説明は以上になります。

○山根区政情報課長 説明は以上でございますが、ご質問等は大丈夫でしょうか。——ありがとうございます。

ご質問ありがとうございます。

それでは、本日の審議会の定足数についてお知らせいたします。本日は委員16名のうち14名のご出席を頂いております。定足数の過半数を超えておりますので、本審議会は成立していることをお伝え申し上げます。

それでは、第十三期・第2回足立区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。本日の審議項目は、お手元の次第のとおり、確認事項が1件、諮問事項が9件、報告事項が1件となっております。なお、確認事項の内容は、前回の審議会要録でございます。再度のご案内で恐縮でございますが、ご発言される場合には、お手元にご覧いただけますクのスリッチを入れてからご発言いただきますよう、よろしくお願いたします。発言が終わりましたらマイクのスリッチをお切りいただければと存じます。

以降の議事進行については川合会長にお願いいたします。

○川合会長 では、ただいまから足立区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。まず、本審議会の審議ですが、基本的にこれを公開により行うしたいと思います。が、よろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○川川会長 ありがとうございます。異議なしということでございますので、そのように進めさせていただきます。

先ほど事務局から説明がありましたとおり、本日は、確認事項が1件、諮問事項が9件、報告事項が1件となっております。皆様ご多忙ですので、16時半に閉会という予定を進めていききたいと思います。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### (3) 確認事項

#### 第十三期・第1回足立区情報公開・個人情報保護審議会要録(案)の確認

○川川会長 初めに、第十三期・第1回の情報公開・個人情報保護審議会要録の確認を行いたいと思います。

こちらの要録は、審議会要録(案)という表題で、事前に郵送させていただいております資料のうち1ページ～46ページについてでございます。この点について、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

特にご意見等ないということでしたら、こちらの要録を第十三期・第1回情報公開・個人情報保護審議会要録とすることに異議ありませんでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○川川会長 ありがとうございます。異議なしということですので、そのように決定させていただきます。

### (4) 審議事項

#### 〔諮問第470号〕特別区職員互助組合総合管理システムへのデータ連携について

##### <審議会意見>

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。

○川川会長 では、諮問事項に移ってまいります。

まず、諮問1点目でございます。資料の47ページ、諮問第470号「特別区職員互助組合総合管理システムへのデータ連携について」でございます。

では、所管課からご説明をお願いいたします。

○山崎人事課長 人事課長の山崎と立石福利係長です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、47ページをご覧ください。「特別区職員互助組合総合管理システムへのデータ連携について」でございます。

事業の概要でございます。特別区職員互助組合は東京23区職員の福利厚生事業を行っております。このたび、組合員管理システムの運用事業者の事業終了に伴いまして、新しいシステムが構築されることとなりました。これに伴いまして、CDでのデータ授受からL G W A Nを経由して総合管理システムへ接続し、システム内でのデータの送受信並びに情報登録等を行うこととなりました。今回、このデータの授受等が外部結合に該当するため、審議会に諮問することとなりました。総合管理システムにつきましては、稼働時期、令和4年11月1日を予定しております。

総合管理システムの全体イメージは、49ページ、別紙1をご覧ください。今回の区と特別区職員互助組合との外部結合の部分は、黒色太線枠内となります。全体イメージ図では、保険会社、委託事業者、ほかの区とかの記載がございますけれども、総合管理システムで直接結合されるのは、足立区と特別区職員互助組合の間となります。

50ページ、別紙2をご覧ください。総合管理システムでやり取りされる個人情報項目につきまして記載のとおりでございます。10月7日の説明会でセミナー申込情報と登録情報の追加項目がございましたので、資料

の差し替えをお願いいたしました。これらの個人情報項目の全ては、特別区職員互助組合が実施する事業、特に団体契約保険の保険料の給与控除や保険金の請求について必要となります。

48ページに戻りまして、右側中段の「処理の概要・効果」でございます。CDに書き込む作業がなくなりますので事務の効率化が図れること、また、紙媒体の誤送信などによる情報漏えい等のミス防止が図れるということでございます。

下段の「セキュリティ・保護対策」でございます。システムの結合はL G W A N経由で行います。システムへのログインパスワードは1年に1回以上変更し、所属長より許可を得た職員以外はアクセスできないようにいたします。特別区職員互助組合が実施する総合管理システムのセキュリティ対策につきましては、51ページ、別紙3をご覧ください。こちらは総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の最新版である令和4年3月版についても準拠している旨、確認済みでございます。

私からの説明は以上でございます。

○川合会長 ありがとうございます。  
ただいまのご説明につきまして何かご質問等ありましたら、お願いいたします。

○堀委員 資料の記載、情報が合っているかの確認なのですが、48ページの、L G W A Nのシステムに入る人のIDとパスワード管理は、所属長の許可を得た職員以外はできないということは理解して、51ページの6番の「認証ログの取得」で、誰がいつどのような操作を行ったのかが分かるということは、ログ管理は個人単位でやるのか、みんなまで共通してIDやパスワードを共有し、それをやっている人は所属長が認めるという範囲ですか。

○立石福利係長 特別区職員互助組合からIDとパスワードが、それぞれ利用されるものに対して付与されると聞いておりますので、他の方全員が使えるというものではありませんが、ログではもちろん、職員が使ったまでは確認が取れるかと思っております。

○堀委員 操作した人が個人でログが分かるということですか。

○立石福利係長 はい、特定できる場所です。

○堀委員 ありがとうございます。

○川合会長 その他いかがでしょうか。——特にございませんでしょうか。

では、その他特にご意見等ないということでしたら、本件については了承することとさせていただきます。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○川合会長 ありがとうございます。異議なしということですので、了承することとしたいと思います。ありがとうございます。

【諮問第471号】認知症検診にかかる検診案内作成等事務の業務委託

＜審議会意見＞

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。

なお、実施にあたっては、以下の意見に留意されたい。

本件で業務委託する個人情報情報は非常に機微な内容であるため、受託事業者に対する監督及び立ち入り検査について、厳格に運用されたい。

○川合会長 では、次の諮問事項に移っていきたいと思います。資料の52ページになります。諮問第471号「認知症検診にかかる検診案内作成等事務の業務委託」でございます。では、所管課よりご説明をお願いいたします。

○柳瀬地域包括ケア推進課長 地域包括ケ



ア推進課長の柳瀬でございます。どうぞよろしく願います。

同席させていただきますのは、事業調整係長の佐藤でございます。

こちらは認知症施策推進担当係長の岡崎でございます。

よろしく願います。

では、座らせていただいて説明に入らせていただきます。よろしく願います。

52 ページをお開きいただければと存じます。件名でございますが、「認知症検診にかかる検診案内作成等事務の業務委託」でございます。

事業の概要でございますが、認知症検診を今年度、令和4年度から実施させていただきたいと考えてございます。こちらの認知症検診でございますが、認知症の普及啓発、早期発見・早期支援の強化を図ることを目的として実施したいと考えているものでございます。

認知症検診の実施に当たりましては、まず検診のご案内を対象の区民の方に送らせていただき、検診のご案内と一緒に、認知症の危険度を確認できるチェックリストを送らせていただきます。そのチェックリストで自己チェックをしていただき、その点数によって、物忘れ、心配な方等も含めてこの検診を受けていただきたいと考えているものでございます。

恐れ入りますが、全体のスキームにつきまして57 ページをお開きいただければと存じます。別紙1になります。こちらは左側から、まず想定してございますのが、来年1月の検診案内の送付、それから右のほうに移りまして、3月以降の検診、それから右の破線より右のところが検診後の支援の部分になります。

順を追ってご説明させていただきますと、

まず一番左の検診案内の送付にしましては、足立区では70歳の区民の方をこの検診の対象として考えてございます。おおよそ7,400〜7,500人ほどいらっしゃるところでございますけれども、こちらの区民の方へ「認知症気づきのチェックリスト」という自己チェックができるリストを送らせていただきます。こちらで自己チェックをしていただき、20点以上の方、もしくは20点に満たない方でも物忘れが気になる方等に受診をしていただきたいと考えてございます。

足立区におきましては、真ん中より少し左の上ですが、個別検診というものと集団検診というものの2つを用意してございます。こちらは希望制で、いずれかを選んでいただいで受けていただくようなものと考えてございます。こちらの検診につきましては、医師会への委託を予定してございますので、こちらについては既に以前に一括承認により個人情報保護審議会のほうでご承認いただいている内容になります。

また、右の部分の検診後の支援、別紙1の少し下辺りでございますけれども、検診後の支援にも区としては力を入れていきたいと考えてございまして、こちらについては認知症疾患医療センサーもしくは訪問看護ステーションによる支援というものを予定してございます。こちらにつきましても一括承認及び個々の諮問で承認を既に頂いている内容となっております。

本日も審議いただきましたのは、認知症検診を実施するにあたりまして、ご案内の送付、様々な希望者からの申込みを受けるコールセンター、それから受診者の検診結果のデータ作成を委託したいと考えているものでございます。

恐れ入りますが、52 ページにお戻りいただければと存じます。事業の概要につきま

ては、今ご説明したとおり、これまでに承諾済み以外の部分、新たな部分、委託する部分をご承諾いただきたいというものでございます。

諮問事項が 52 ページの右側、項目が 3 つございます。「業務の委託」、「電子計算組織への記録」、「区の機関以外のものとの外部結合」でございます。

恐れ入りますが、53 ページをお開きください。

まず、1 点目の項目の「業務の委託」でございます。委託の内容件につきましては、(1)の「印刷物作成・封入封緘業務」、こちらは、先ほどの検診案内をお送りするための業務、それから、集団検診にお申し込みいただいた方に、いつ受診してくださいというような決定通知の封入封緘の業務でございます。

委託業務の 2 点目、1 の (2) でございますが、「コールセンター管理運営業務」でございます。こちらにつきましては、集団検診の申込受付や申込受付期間終了後の個別検診のご案内の業務を想定しているところでございます。

委託業務の 3 つ目が「検診結果データ作成業務」でございます。こちらは検診受診者のデータ入力や作成を行っていただくものでございます。

この委託に当たりましては、プライバシーマークまたは ISO27001 の認証を受けていることを要件とさせていただきます、従事者に対するセキュリティ対策もしっかり講じていただくということを前提として考えてございます。

右に移りまして、委託の開始時期は令和 4 年 11 月を予定しているところでございます。委託により取り扱う個人情報の項目は、1 の郵便番号から 11 の総合判定結果まで記載の 11 項目でございます。

続きまして、個人情報の保護措置等でございますが、53 ページから 54 ページにわたります。1～9 と 9 項目記載がございます。先ほどのプライバシーマーク等であったり、また、作業場所につきまして抜き打ちで作業場所の確認をさせていただき、また、54 ページに入らせていただきますが、個人情報に関する規定をしっかり守っていただくことや業務スペースに貴重品以外の私物持込みは禁止するなど、こちらに記載の項目をしっかり遵守できる事業者に委託してまいりたいと考えてございます。また、コールセンターへの入室は、IDカード等を使って厳格に実施することやパソコンのユーザーID、パスワードの管理も厳格にまいります。この委託業務終了後は、データを破棄し、個人情報削除証明書というものの提出を求めたいと考えてございます。

続きまして、諮問項目の 2 つ目でございます。55 ページをお開きください。「電子計算組織に記録すること及びその記録項目」でございます。

項目は、1～11 に記載してございます。個人情報でございます。こちらについては、今回、7,500 人の対象者の方がいらっしゃいますので、そのデータの管理を円滑に進めるために実施してまいります。

セキュリティ・保護対策につきましては、55 ページの一番右下のところ、1～4 に記載のとおり、共有フォルダーについての取扱い、データのパスワードの取扱い等、このように実施してまいりたいと考えているものでございます。

続きまして、56 ページをお開きください。諮問項目の 3 点目でございます。「区の機関以外のものとの外部結合」についてでございます。

個人情報の項目にしましては、1～11 に

記載のとおり、先ほどのものと同様でございます。こちらですが、区の文書パソコンとの結合方法は、Bizストレージファイルシェアを使いまして接続するものでございます。

この外部結合を実施することにより、右側でございますけれども、データ受渡しの情報保持安全性の確保、データ受渡しの処理時間の短縮を指してまいります。

セキュリティ・保護対策につきましては、56 ページの右の下段にございます1～7に記載のとおり、データの管理サーバーの設置場所は国内であり、データセンサー専用の建物を用意していただくであったり、先ほどから申し上げているとおり、プライバシーマークを取得しているデータ通信手段を用いるということであったり、また、暗号化やID・パスワードの管理を厳格に実施してまいることをお願いしていきたいと考えております。

私からの概要説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして何か質問等ありましたら、お願いいたします。

○いはいくら委員 よろしく願います。足立区がこういうことを取り組むということはすばらしいことですし、ぜひとも高齢化社会という部分においてしっかりと進めて、いはいものにしていただきたいと思います。

初めが肝心だと思います。先ほどご説明がありましたように、検診の案内が7,418名ということ、70歳ということで、ご本人は認知という認識はないかもわからないのですけれども、この判定の結果、要チェックしてくださいという方も出てくるかもわからないと思うし、それは今回の審議の内容ではないのですけれども、やはり大切なことは、セキュリティ対策ということで、今回は外部委

託を想定しているのですけれども、これは本当に機微に関わることで、そして大切な情報の形になるのですけれども、セキュリティ・保護対策ということで、最初のところで研修をしっかりとやっていくという話が出たのですが、どういう研修をやって、過去に、例えばプライバシーマークとかの対応となっているのですけれども、そういうことがある企業でもいろいろ新聞紙上等において、マスコミ報道においてもいろいろ出ているのですけれども、その点に関して、区はどのような形で、そういうことは絶対にあつてはならないということを考えて進めていくとしていくのですか。

○柳瀬地域包括ケア推進課長 地域包括ケア推進課です。今の、プライバシーマークがあつても様々な危険性等もあるのではないかとということで、研修をどのように確認としていくのかというような質問だったかと思えます。

事業者が決まり次第、まず厳格に守つていただく個人情報ということで、研修等を求め、また、研修の内容等のご報告もしっかり頂き、区としても確認してまいりたいと考えてございます。

また、様々な事例、今、委員がおっしゃられたところもございますので、その辺りも、過去の事例等も含めてしっかりと私どものほうから、責任者を含め、携わるお一人一人の方にしっかりと伝えていただくようにしっかりと区としても求めてまいりたいと考えているとございます。

○いはいくら委員 今、抽象的な答弁。スタートするにあたって、具体的に詰めていただかない。やります、やりますって、何をやるのかなという。今この審議会の中においてもちよつとふわつとした形で、本当に大丈夫なのかと。

あと、先ほど、情報を破棄すること  
で、これも本当に破棄したのか、区がどのよ  
うな形で立会いをするのか。これは本当に大  
切な、機械に関わることで、これがどこかに  
漏れたなんていう形になった場合において  
は、当然これは犯罪の形になるのですが、漏  
れた情報の対象の方にとっては本当にかわ  
いそうな話になるわけですから、一人たりと  
もそういうことはあってはならないという  
ことで、区がどのようにしつかり管理してい  
くかということを具体的な形で、頑張ります  
じゃなくて、その辺のところを、今後 11 月  
以降ということになるのですけれども、今の  
ところはまだふわっとした形になると思う  
のですけれども、今後こういうことをやりた  
いとか、例えば他区の状況とか、他市、他県  
の状況とか、そこら辺モデル的になるよう  
なことは何かありますか。

○柳瀬地域包括ケア推進課長 特に個人情報  
報の削除のところが非常に重要かというこ  
とでご指摘があったかと思えます。この中で、  
先ほどご説明した削除証明書を求めていく  
ことはもとより、実際の作業中及び作業前の  
場所についても区の職員がしつかり確認し  
てまいりたいと考えてございます。その中で、  
本当に危険性がないのかどうかというのは  
私の目ですっかり確認してまいりたいと考  
えてございます。削除した証明書だけではな  
く、やり方によっては別の証明なり何なりを  
出せるケースが恐らくあるのではないかと  
考えています。そういうものがまずあるのか  
どうか、削除の方法等も含めてしつかり確認  
した上で進めてまいりたいと考えておりま  
すのと、先ほど他自治体の状況というご指摘  
もございましたので、他の自治体でどのよ  
うなことを効率的にできているか、有効性を  
持つてできているかというところもこのた  
び改めて確認させていただき、取り入れられ

るものはぜひ取り入れるように努めてまい  
りたいと考えているものでございます。  
○いいくら委員 要望ですけれども、この情  
報に関しては、やはり効率とかそういうこと  
じゃなくて、安全・安心、それを第一義的に  
お願いしたいと思っているので、要望してお  
きます。

○石毛委員 石毛と申します。どうぞよろし  
くお願いいたします。

私のほうからは、まず、52 ページに記載が  
あります、左側、「介護保険システムから抽  
出した対象者データ」とありますけれども、  
まずこの抽出作業はどこが行うのか、お伺い  
させていただきます。

○柳瀬地域包括ケア推進課長 データの抽  
出作業でございますが、介護保険システムの  
介護保険課で実施していきたいと考えてい  
るものでございます。

○石毛委員 正確性とか正当性とか、情報漏  
えいの危険性についてお話をしたいのです  
けれども、当然区はこれまでも様々な個人情  
報を取り扱っているプロですから。それでも、  
やはり先ほども委員からありましたけれど  
も、全国的にも様々な報道がなされていて、  
気をつけようと思ってもなかなか、ヒューマ  
ンエラーもありますし、難しいところがある。  
足立区も当然、誤操作、誤送付、誤送信等々  
ありますから、ダブルチェック、トリプル  
チェックを行っているということを前提に  
お伺いするのですけれども、管理ミス、誤操  
作、紛失とか、そういう情報漏えいのインシ  
デントのことについてはどのような区は取  
り組もうとしているのか、具体的にお答えで  
きるのだったらお願いしたいのですが。方向  
性でも結構です。教えてください。

○佐藤事業調整係長 地域包括ケア推進課  
です。事業者のほうに全て通し番号の管理を  
していただきますので、発送して戻ってきた

もの、もしくは封入封緘するときも5点あります。全ての番号が同じものを封緘しますというのを二重、三重で確認していただいで、そのデータに基づいて送送する。戻ってきたときも、その番号と突合して確認することになるので、全て管理は通し番号ですることになります。

○石毛委員 しつかりとダブルチェック、トリプルチェックを行っていただいで、お願いいたしますね。

また、区の抽出した個人情報、今度、業務委託する側にはどのような形で情報のやり取りは行うのですか。先ほどもおっしゃっていたとは思いますが、確認で。

○佐藤事業調整係長 NTTコミュニケーションズの Biz ストレージファイルシェアというものがございます。それを活用して送るという形になります。これはクラウド型のストレージになりますので。

○石毛委員 クラウド型ですね。

○佐藤事業調整係長 はい。

○石毛委員 CD-ROMとかじゃないですよね。

○佐藤事業調整係長 ないです。

○石毛委員 分かりました。

その後なのですけれども、事業者を決定する最低限度の規定として、プライバシーマークまたは ISO27001 の認証を受けていることが契約の要件としてあるのですけれども、先ほどもありました。こういった要件を担っている会社がやるのでしようけれども、大事なことは、皆様もご記憶に新しいと思いますけれども、2017 年で東京都の税のクレジットカードのサイトから個人情報約 60 何万件が流出した事件がありましたね。あのときも当然認証を受けている事業者がやっている話であって、ですから、ヒューマンエラーというのとはどこで起こるか分かりません

から。ですから、ここでお願ひしたいのは、契約してから皆さん方が一生懸命監査しながら見るのではなくて、その手前で、委託業者を決める前に、認証を受けているのは当然のこととして、その会社の実績だったり、また社風だったり、チームワークだったり、そういったことも総合的に判断した上で決めていただきたいなというふうに思います。これは希望ですけれどもね。

なぜかという、これはちよつと別次元の話ですけれども、この間、観光バスの事故がありましたでしょう。女性の方がお亡くなりになって、20 何名が重軽傷を負って。あそこの観光バスというのは、当然、今ニュースでもやりましたけれども、三つ星を取ったところになります。安全性評価認定制度というのは、全国のバス会社で 4,000 以上あります。でも、その中でも一つ星~三つ星を取っている事業者というのが 1,900 くらいしかありません。その中でも三つ星を取っているのは 600 とか 700 くらいしかないですね。ですので、国交大臣がおっしゃっていましたけれども、ああいう認定業者、三つ星の業者で死亡事故を起こしたのは今回初めてだと。ですので、何か起きるといこうとを必ず大前提として考えていかないと、これからは皆さんが情報流出の中で、様々なことで怖い思いをしますから、本当にしっかりとその辺を考えていただいで取り組んでいただきたいと思うのですが、いかがですか。

○柳瀬地域包括ケア推進課長 今、委員からご指摘がありましたように、区民の安全・安心を第一に、どのような形でしつかり事業者の選定ができるかというところは真摯に区として取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○石毛委員 よろしくお願ひします。

○にたない委員 1 点確認させていただきます

たいのですけれども、個人情報を取り扱う中でも、今回の情報というのは、特に詐欺団体であるとか、それこそ強盗団であったりとかからしてみたら喉から手が出るくらい欲しいような情報であって、恐らく比較的狙われるリスクが非常に高いし、狙われた後の被害というのも計り知れないというところになってくると思います。

この資料を頂いて、別紙2の通り、どういうふうな形で情報がそれぞれ流れていくかというところで記載があるのですけれども、少し気になったのが、右下の管理事業者、つまり、結果票を直接回収して、これは診断結果データの作成業務を受け持つところだとは思うのですけれども、そこについて見れば、例えば個人情報、住所とか氏名とか年齢、メールアドレスでその結果の点数といったものも入力することになると思います。そこに対して、記載の中で「個人情報の保護措置等」と書いてあるのですけれども、それ以外にも、一番右下の、一番最後の、一番情報が集約されているところの事業者に対しては、そのほかにか何か対策とかは行うのか。この保護措置等の中の記載では、管理者に限った話というのではないもので、もしかか保護対策、右下の管理事業者に対して特に持っているものとかというのがあれば教えていただきたい。

○柳瀬地域包括ケア推進課長 保護措置の点でございませけれども、今記載させていただいているとおりの保護措置をまずはしっかりと厳格にやらせていただきたいというところを守らせていただきたいというところと、また、管理に当たりまして、ここに書いていないような、もし実際に事業者が決まるまでの間にさらなるものが、考えられるものがあれば、それについてもしつかり考えて取り入れるなど、厳格に取り扱えるように

しつかり契約に当たっては取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○にたない委員 この記載の中で例えばあたる部分だと、PワークだったりISOの取得だったりというところなのかなというところだとは思うのですけれども、確かにそういったものを取っていければ個人情報に対する意識は高い企業だなというのは分かるとは思うのです。ちなみに、最後の入力というか、結果データ作成管理事業者というのは、1社がそれぞれ全ての情報を扱って入力するという形なのでしょうか。

○柳瀬地域包括ケア推進課長 こちらは記載の管理事業者が一括して取り扱うようなことを今考えているところでございます。

○にたない委員 これからすぐにはというのは少し難しいのかもしれないですし、ちよつとむちやなお願いをすることでにはなってしまうので、今後、研究課題としてやっていただければというところの提案をさせていただきますのですけれども、やはり1社が全ての情報が集まって、それを入力するとなると、それ相応のリスクというのはあり得る中で、PワークとかISOだけでは不十分だとは思いますが。なおかつ、こういったリスクの高い情報ですから、通常の個人情報保護の措置だけでは恐らくまだまだ十分ということではない。なおかつ、情報保護、安全・安心というものを最優先で考えるのであれば、さらにもっともつと踏み込んだ対策というのは行っていかなければいけないのかなと思います。

特に1社が全ての情報、住所といった基本的な個人情報プラス検査結果の入力を1社がすることですけれども、例えばそれを2社に分けて、入力するデータも2つに分けて、1社だけの情報だと個人情報として取り扱いができないような仕組みというのも考

えられると思うのです。もちろん認知症対策というもとの事業の重要性がありますから、それはスピーディーにやらなくてはいけない中で、今すぐにとというのは難しいとは思うのですけれども、今後例えば、それこそ認知症情報や詐欺、強盗団であるとか、そういったリスクの高い情報に関して、最終的な入力をさせる、例えば調査票をはなから2つに分離しておいて、お医者さんのところで切り離してというような物理的な対策で、2つにデータを分けて、それぞれのデータを業者、2社に分けて送って、片方は個人情報で、片方は結果で、片方の情報だけでは何の価値も生み出さない状況というのを物理的に切り分けることはできるはずなので、そういったところもぜひ考えていただきたい。

ちなみに、例えばケンタツキーのレシピとというのは企業秘密じゃないですか。それをどうやって守るかという、たしか3社くらいで分散しているんですよね、秘密のレシピを、やるために。それぞれのところだと完全に意味のないものになるけれども、それが合わさってようやくデータとなるというところ。仕組みとしていろいろ工夫しながら、パークとかISOとかに限らず、物理的に無意味な状態にするというところも考えられますので、ぜひともそういったものも今後研究していつていただければと思いますので、ぜひともよろしくお願いします。

なおかつ、この対策においては恐らくISOであるとかパークだけでは不十分ですので、特に最後のところについては、今からできることというのは考えられる限り全力を尽くして安全・安心に努めていただければと思います。

○川合会長 ありがとうございます。

その他。

○堀委員 発言する予定ではなかったの

すけれども、今のご意見にインスパイアされて、ちょっと追加なのですけれども、非連結なやつは、かなり前はそういうやり方をしていました。多分今はそういうやり方は主ではないと思うので、議事録に残していただきたいので発言します。

その意味で、私、別のことを思い出しましたが、コロナのときに大問題になったのですけれども、例えばワクチン接種会場の一番最初の契約は旅行会社。しかし、いろいろなのが分散してしまって、受付業務は孫請の孫請みたいなのが、分散したのがための、個人情報に触れる人が結局増えて、末端のアルバイトの人の倫理観とか技術レベルまでの管理が大問題になりました。そういう意味では、NTTさん等大きいところ、私、直接は知らないですけれども、そこがこの複雑な業務をまとめて自分たちの会社の名前で、孫請とかに落としていかないと管理してくれないというほうが区としての安全性は高いのかなと思つたので、孫請、二次発注、三次発注みたいな規定は足立区が管理をしますよね。

○柳瀬地域包括ケア推進課長 孫請とか、その部分を許可するかどうかというのは、ご提示いただいて、区として許可するかどうかという判断はさせていただくことになりました。

○堀委員 ありがとうございます。

○川合会長 ありがとうございます。

その他何かありますでしょうか。  
では、特にその他ご意見ないということですので、ここまでのやり取りを踏まえまして、本件については了承することとしたいと思いますでしょうか。

【「はい」と呼ぶ者あり】

○川合会長 ありがとうございます。異議なしということですので、了承することとしたいと思います。ありがとうございます。

【諮問第472号】LGWAN—ASPサービス提供委託(財産調査中間処理ユニットPIMS)(預貯金等の照会業務の電子化pipitLINQ)

＜審議会意見＞

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。

○川合会長 では、次の諮問事項に移っていきたいと思います。資料の62ページになります。諮問第472号「財産調査におけるLGWAN—ASPサービス提供委託」についてでございます。

では、所管課からご説明をお願いいたします。

○島田納税課長 納税課長、島田です。よろしくお願ひいたします。

○野田納税計画係長 納税計画係長の野田と申します。どうぞよろしくお願ひします。

○菱沼納税システム担当係長 納税システム担当係長の菱沼と申します。よろしくお願ひいたします。

○渡辺特別整理第一係主査 特別整理第一係、渡辺と申します。よろしくお願ひします。

○島田納税課長 それでは、私からは、財産調査中間ユニットのPIMSと電子照会サービスのpipitLINQ、DAISについて、別添資料を基にご説明申し上げます。

68ページ、「別添資料1：概要図」と左肩に記載されている横書きのものをご覧いただければと思います。

現在、納税課では、金融機関等への財産調査を文書で実施しています。紙の文書で回答を要求しているものから、2～3か月もしくは長いと半年程度かかって回答が来るという状況でございます。今回、PIMSとpipitLINQというものを導入することで、回答が3営業日程度で得られることになるということで、大幅に短縮を図ることが可能となります。

データの大きな流れとしましては、この図の中ほどにありますけれども、PIMSとpipitLINQ 導入後の箇所に記載してありますとおり、納税管理システムで調査対象のデータを抽出します。暗号化機能付USBメモリでLGWANの接続可能な文書パソコンに接続しまして、調査データをPIMSにアップロードします。そうしますと、PIMSがpipitLINQとDAIS用及び紙出力用の3つの送信手段のデータを加工してくれます。pipitLINQ用送信データは、pipitLINQサービスを起動し、PIMSで生成された指定CSVファイルをアップロードすることで、pipitLINQが契約する金融機関に送信するのが手段1となります。

回答結果の受信については、今申し上げた手順の逆向きで、金融機関から送信された回答データをpipitLINQからダウンロードして、回答データをPIMSに読み込ませて、本人特定の上、取り込み用データを納税管理システムへ移します。

一方、DAISサービスのほうは、PIMSに内包されておりますので、取り込み作業は発生せず、自動受信されることとなります。送信手段2となります。

いずれもLGWAN回線を使用することで情報漏えいの危険性は回避されることとなります。

また、次のページの別添2、送信手段1、pipitLINQ利用時、次のページの手段2、DAIS利用時ともに金融機関側との回線も専用回線で結ばれているため、情報漏えいの危険性は回避できます。

なお、pipitLINQ及びDAISと契約していない金融機関については、これまでどおり職員が文書で照会していく送信手段3となります。以上が大まかなデータの流れでございます。次に、個々のサービスのデータの流れでございますけれども、今申し上げた別添資料2、送



信手段の1、2、3をご覧いただければと思いますが、pipitLINQ利用でございませうけれども、もしpipitLINQ指定のCSVファイルを職員が作成することができれば、P i m Sというのを利用することはないので。しかし、このデータ作成が各金融機関では仕様が異なっておりまして、その仕様を確認しながら職員が作成するとすると、時間と手間が非常にかかってしまうということになります。その時間と手間、加えて正確性を担保してくれるのが財産調査ユニットP i m Sということになります。

P i m SはD A I Sを内包しておりまして、P i m Sを利用することでD A I Sも利用が可能となります。D A I Sのほうは自動送受信ができますので、取り込みを意識することなく利用できます。よって、P i m S、pipitLINQ、D A I S、この3つを利用することにより回答までの時間が大幅に短縮し、財産調査能力が大幅に増強され、滞納者の担税力の早期把握が可能となるとともに、節減された時間を差押え等の滞納整理の充実に充てることができま

す。また、個人情報の保護としましては、このサービスを提供している北日本コンピュータユーザーサービスのP i m S、N T TデータのpipitLINQが、おのおのISO27001 ( I S M S ) 認証を取得しています。また、S S L / T L S 通信を使用している暗号化、操作者ごとのアカウント払い出し、アクセスログの管理など、諸問資料に記載の保護措置を各社とも実施しています。

最後に、現状において、この方法のほかに照会業務を迅速化、省力化することができる代替手段がなく、セキュリティ対策を施すことにより個人情報等の漏えいを防止することが認められるため、ぜひ利用したいと考えております。現在23区で底辺を争っている足立区としましては、ぜひこのシステムを入れて、収納率アップにつなげたいと考えております。どうぞご審

議のほどよろしくお願いいたします。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして何か質問等ありましたら、お願いいたします。

○いいくら委員 事前にいろいろ話を聞いている話ですけれども、やはりここで大切なことは、今までは紙媒体だったものがデータでやるということ、これはすばらしいことだと思います。ただ、ここにも、課題にもあるので、やはりそれに対応していない金融機関があるということで、足立区ならではの信用金庫さんとか。対象者は信用金庫さんがメインという方もいらっしゃるのと思うのですが、形になりますか。というのは、3日で終わっても、最終金額というのは、信用金庫から書類が出ないと出ないわけですから、結局は最後まで待ったら180日かかるという形になりかねないじゃないですか。都市銀とかJ A Bバンクはいいかもわかりませんが、こちら辺の対応というのは、区は、先ほど底辺という話を言われたのですけれども、どういう形で対応していいかと考えていますか。

○島田納税課長 金融機関の利用の状況から申し上げますと、国がデジタル化を進めているということもあって、金融機関も実は回答するのには手作業で調べたりしておりますので、これをやっぱり機械化したいというのが流れでございます。今ご質問のように、方向性としては間違いなくどの金融機関もそういう形で機械化していくものと考えているのですけれども、現状としましてはまだおっしゃるところもありまして、今の状況であっても、今申し上げてきたように、時間が短縮されるということは間違いなく考えております。

○いいくら委員 言いたいのには、差押えとなると、総額が分からないと、どこから差し押さえ

たらいいか分らないということで、信金が分からないうと、初めの都市銀行から、みずほから行くかというわけにはいかないということを行っています。そういう部分においては、どういう形で、今言った信金さんなんかの対応で、足立区がこういう形でやっているのだから、どういう形で推し進めて早くご協力をお願いしたいとかということをやアプローチしているのかということ踏まえた上でまたご答弁をお願いしたいと思います。

○渡辺特別整理第一係主査 現状、信用金庫の回答なのですけれども、実は回答が遅いといいますが、60日～180日かかっているのは主に都市銀行さんなのです。信用金庫さんはすぐ早くて、1週間とか2週間ですぐ返してくれるので、現状そこに我々は時間がかかるなというところはなくて、引き続きやっていただきたいのと、また、デジタル化の省力化ということも働きかけというところで進めていきたいということを考えてございます。

○いはいくら委員 そうすると、今の話だと、今まで180日かかったのが最悪でも60日くらいで、Aさん、Bさんだったら、Bさんの総額の金融機関に関わるだけだけの残高があるかということが分かるということで、3分の1になるということが関係してはすばらしいと思うのですが、早めに金融機関さんにもご協力していただいて、こういうことを素早い形で対応していただきたきたいということを要望しておきます。

○川合会長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

特にご意見ないということでしたら、本件については了承するという事でよろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○川合会長 ありがとうございます。異議なし

ということですので、了承することとしたいと思います。ありがとうございます。

【諮問第473号】区民交通傷害保険のWEB申込みについて

＜審議会意見＞

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。

○川合会長 では、次の諮問事項に移っていきたいと思います。資料の76ページになります。諮問第473号「区民交通傷害保険のWEB申込みについて」でございます。

所管課からご説明をお願いします。

○長澤交通対策課長 交通対策課でございます。課長の長澤でございます。

こちらは係長の角田でございます。

同じく、主任の園府田でございます。

よろしくお願いいたします。

それでは、ご説明させていただきます。

私ども交通対策課では区民交通傷害保険というのを取り扱っております。これのWebの申込みについてということで今回お願いしたいと思っております。

それでは、資料の80ページの別紙1をまずご覧いただきたいと思えます。私ども交通対策課では、自転車の安全利用の推進・啓発に取り組んできております。令和2年4月に自転車の条例が改正されまして、自転車で事故を起こした場合に相手の方に賠償責任をお支払いできるようなということで、賠償責任の保険に入っていたかどうかというのが義務化されました。これに合わせて令和2年から区民交通傷害保険の取扱いを始めておりまして、これは毎年4月からの1年間という保険期間で、その前の2月、3月に金融機関等で申し込んでいただくというのが今までの流れでございました。

この区民交通傷害保険ですけれども、特別区の中で今16の区が参加しております。そうし



また、マルチ決済のほうですけれども、GM  
オペメントというところでは、やはり同じよ  
うに ISO27001 認証、それからクレジットカー  
ド業界のセキュリティ基準である PCI DS  
S の取得やプライバシーマークを取得してい  
る事業者でございます。

次に、条例の 22 条に関わる部分で、外部結  
合についてでございますけれども、損保ジャパ  
ンの広域団体システムで受け付けられた加入  
者情報、それからマルチ決済システムでの決済  
状況の確認をするために外部結合を行います。  
保護措置については、先ほどの委託の説明と  
同様になるのですけれども、区の担当者は、損  
保ジャパン当システムを利用することにつ  
いて申込みを行い、職員ごとに ID とパスワ  
ードを発行してもらい、この ID・パスワードに  
よって当システムの管理者画面を利用して、保  
険の申込状況ですとか加入者ごとの契約内容、  
保険料の請求、収納状況等を確認することにな  
ります。

簡単でございますけれども、説明は以上にな  
ります。どうぞご審議よろしく願いましたし  
ます。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして何かご質問  
等ありましたら、願いましたします。——特に  
ございませんでしょうか。

特にご意見ないということでしたら、本件に  
ついては了承するというところでよろしいで  
しょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○川合会長 ありがとうございます。異議なし  
ということですので、了承することとしたいと  
思います。ありがとうございます。

【諮問第 474 号】「成長の記録」作成業務

委託

＜審議会意見＞

足立区個人情報保護条例の規定に照らし

審議した結果、異議なしと認め、本件は了  
承とする。

○川合会長 では、次の諮問事項に移ってい  
たいと思います。資料の 87 ページになります。  
諮問第 474 号 「成長の記録」作成業務委託」  
についてでございます。

では、所管課からのご説明をお願いいたしま  
す。

○半貫データヘルス推進課長 データヘルス  
推進課長、半貫と申します。本日はよろしくお  
願ひいたします。

右隣、データヘルス推進係長、池田です。

データヘルス推進係主査、山崎です。

よろしく願ひいたします。

資料 87 ページになります。「成長の記録」  
作成業務委託につきましてご審議をお願いいた  
します。

現在、区では、私どもデータヘルス推進課で  
健診結果等の健康に関わるデータを収集いた  
しております。この収集しましたデータにつき  
まして、区民の方へ還元する事業といたしまし  
て、令和 3 年度に保育園の卒園児に「成長の記  
録」というものを配付するモデル事業を実施い  
たしました。こちらは資料の 94 ページ～95  
ページにあります。が、実際はこちらになります。  
こういったカラーのもので、中にはそのお子さ  
んの出生時から卒園する 6 歳までの身長・体重、  
それからそのお子さんの歯の記録、そして予防  
注射の接種記録等を記載したものになります。

令和 3 年度はモデル事業といたしまして、公  
立の保育園 2 園を実施いたしました。配付の希  
望調査等につきまして紙で管理いたしまし  
て、処理につきましては職員のほうで内製で実  
施いたしましたところ。今後さらにこのデータ  
の還元を推進していきますために、今年度、令  
和 4 年度につきましては、全ての公立の認可保  
育園、こども園、30 施設を予定しております。

また、令和 5 年度以降につきましては、配付対  
象施設を順次拡大し、実施していくことを今予

定しております。

この事業拡大に当たりましては、対象者数が著しく増加いたしますことから、87 ページ右側にございます「業務の委託」、「電子計算組織への記録」、「区の機関以外のものとの外部結合」、こちらにつきまして諮問をいたします。前提といたしまして、この「成長の記録」の作成に必要なデータにつきましては、保育園卒園児の保護者の同意を得た上で利用を行います。

88 ページをご覧ください。「業務の委託」についてご説明いたします。

別紙1「事業フロー図」をご参照ください。まず①、区から保育園の保護者の方に意向調査をお願いいたします。保育園では各保護者に配付を希望するかどうかの回答用紙をお渡しいただき、データ利用への同意を頂きます。その結果を区に戻していただきまして、③対象者データの提供、本人同意のある方のみ事業者のほうにクラウドサーバーを経由してお渡しいたします。そこで処理をしていただき、④内容の校正・出力の確認は、クラウドサーバーを通じてデータでやり取りします。確認が終わりまして完成しましたら、⑤完成品の納品ということで、事業者から各保育園へ紙で発送していただきます。その後、保護者の方からアンケートを頂く予定の事業スキームになっております。

お戻りいただきまして、88 ページ左側の下の段をご覧ください。「業務委託を必要とする理由」になります。こちらを大量に作成するためには、もちろんシステムエンジニアによりましてプログラムの作成等もありますが、先ほど見ていただきましたように、可変印刷（バリアブル印刷）が必要になってきます。こういったことができる事業者にお問い合わせが必要です。

健診結果データにつきましては、右側1の(1)～(5)に記載の項目になります。予定

している件数ですが、令和4年度は公立認可保育園・子ども園で約720人、5年度以降にしましては約5,500人を対象としております。

個人情報の保護措置等につきましては、契約の条件として、プライバシーマークまたはISO27001の認証、それから再委託についても同様の条件を求めます。また、委託事業者につきましては、抜き打ちで個人情報保護措置の実施状況につきまして職員の方で出向きまして検査を実施いたします。また、3に記載があります。また、2に記載がございません。

89 ページ、「電子計算組織に記録すること及びその記録項目」についてです。

記録する個人情報につきましては、左側記載の1～9の項目になります。

配付の希望につきましては、別紙5の資料をご覧ください。こちらを保護者の方に渡し、点線より下の部分、「成長の記録」の配付を希望する・希望しない、どちらの方にもお出しいただく予定です。希望しない方にはその理由も選んでいただいて、提出をお願いします。

89 ページにお戻りください。配付対象となる最大5,500人の方につきましては電子計算機を利用いたしますので、大幅な事務量の削減が可能となります。

また、セキュリティ・保護対策につきましては、1～5に記載がありますが、データにはパスワードをかける、パスワードは年1回以上更新する、また、業務終了後は5年で破棄するなどに努めてまいります。

続きまして、90 ページです。「区の機関以外のものとの外部結合」です。

個人情報の記録項目につきましては、1～5に記載のとおりです。結合先はクラウドサーバーになります。

記録媒体の受渡し、それから返却に伴います

搬送時の紛失を避けるため。また、データの受渡しの処理時間の短縮が見込まれます。

セキュリティ・保護対策につきましては1～6に記載がありますが、国内にサーバーを設置し、データセンター専用の建物があることを条件にいたします。また、ISO27001を取得していることを条件、データは暗号化して処理するなどを徹底してまいります。

説明は以上になります。ご審議よろしくお問い合わせいたします。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして何か質問等ありましたら、お願いいたします。

○石毛委員 石毛です。私のほうから、まず、こちらについても諮問 471 号と同じなので受けけれども、委託事業者を決める際には、認定を受けているからということだけではなくて、十分情報漏えいのインジデントについては抑制できるような取組ができていないような、そういったことを踏まえて十分に慎重に考えていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○池田データヘルス推進係長 ありがとうございます。委託事業者の選定に当たりましては、今、委員からご指摘がございましたところには十分注意して業者を選択するとともに、委託契約締結後も、こちらのほうでも書かせていただきますけれども、抜き打ちで検査に入る等でしたりかつかりとした管理が行われているところを確認してまいりたいと思います。

○石毛委員 よろしく申し上げます。  
そこで、87 ページの左側の下のほう、「なお」から先です。こうしたことで利用を行うということとで同意を得ることについては大変いい取組だなと思います。先ほども、同意を得られなかった場合も、しっかりとその理由を記入してもらおうというところで、ここが実は一番大事になってくると思います。この中身の先になるとこの審議ではなくなってきましたので、全

部はお話ししませんけれども、この効果というのが様々なリスクを回避する、それこそ抑制できる、お子さんの、また家庭状況も含めて、そういうことを含める大変重要な情報に変わっていく、育っていくわけですね。

こうしたことについて、この情報をどのような形で足立区が管理するのか。例えば、要らないのだったら、じゃあ消しちゃおうというのはなくて、要らない理由について、様々なケースを取りますでしょう。そういったデータの管理というのはどのような形で、どこが行うのか、お伺いします。

○池田データヘルス推進係長 管理につきましては、今、データヘルス推進課、私どものほうで健診の結果 29 種類や様々なお子さんの健診だけではなくて、それこそ大人の方の健診の結果まで含めて管理しているところなんです。こちらにつきましては、今後、特に今のところ消去するというのではなくて、全て蓄積していつて、今後様々な分析を行い、それを健康施策に活用していくというような形で考えております。その際、私どものデータの管理につきましても、これは当然個人情報ですので、徹底して管理していくとともに、それを活用して、今言われているEBPMということで、エビデンスに基づいた施策を行っていくために活用していきたいと考えております。

○石毛委員 そうした情報は、あわよくばというのを抑える、そういった効果もありますから、どうぞよろしくお願いいたします。

○川合会長 ありがとうございます。  
その他。

○堀委員 2点ございます。

1 つ目は今のご質問に関連するのですけれども、「希望しない」という保護者の回答の情報に関しても、広い意味で保護の対象だと思っております。なぜかという、私は、自分の子どもが私立に行っていたときですけれども、こう

いった調査が頻繁に行われるので、途中で協力をやめました。目的が何かよく分からないのと、還元を期待しないからです。それは別に不利益ではないのですが、ただ、そういうことに関して協力をしない親というレッテルを貼られたり、何か記録が残されて違う部署に回るということとは全然想定しておりませんでした。もちろん私は保健医療職の立場から、虐待とか、養護が必要なお子さんの早期発見につながるという可能性に関しては大きな期待は持っているのであります。事前には告知なくデータとして取って活用するということは、するのだとしたら最初に言っていた方がいいじゃないかなと思うのが1点です。制度への信頼のためです。

もう1点は、88ページの右側のところの「健診結果データ等」の項目の中に、5番に予防接種がごさいます。予防接種は、今後、国が一括してマイナポータルで、年齢が上の人は駄目ですけれども、若い人のデータは管理されていきますので、健診のところでは親がアンケートの書いたものに関して、そこは齟齬が生まれるとよくないと思うのですが、そこは突合などをされて、ちゃんと公式のデータとして扱うということですか。つまり、マイナポータルのほうが反映が早くて、最終的には確実だと思うのです。個人の予防接種記録、それがアンケートレベルで書いて、時期とかちよつと思いがあつたりとかしてずれてしまったときに、これは「成長の記録」だから、思い出なので、マイナポータルを優先してくださってもいいとは思いますが、重複して管理しなくない個人情報を取ることは、もともとの趣旨からずれるのではないかと質問です。

○山崎データヘルス推進係主査 予防接種のデータの件についてお答えさせていただきます。

まず、マイナポータルのほう、おっしゃって

いただいた、予防接種のデータが連携される件なのですけれども、大もとのデータとしましては、足立区の保健衛生システムのデータからマイナポータルのほうに連携がされます。今回、「成長の記録」に利用するデータのほうも保健衛生システムのほうから出力されますので、元データが一緒という形になります。このため、結果自体は同一のものということが基本的には保証されているような内容になります。

○堀委員 ありがとうございます。分かりました。

○川合会長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

○野辺委員 野辺でございます。このデータというのは、収集して区民へ還元する事業ということなのですけれども、このデータを例えば小学校の入学のときなんかそのまま送られたりすることもありますか。

○池田データヘルス推進係長 お答えさせていただきます。今のところ、そういった形でこちらのデータを小学校へそのまま送ったり、連携するといったことはございません。

○野辺委員 じゃあ、やっぱり利用する場合は、保護者に相談してからということですかね。

○池田データヘルス推進係長 もしそのような事業とかを行っていくのであれば、当然そこは同意を得ないといけないのですが、今のところそういった事業も予定はないので、あくまでも今回は卒園するお子さんに対してということのみで活用を考えております。

○野辺委員 分かりました。ありがとうございます。

○にたない委員 1点確認させていただきます。「業務委託により取り扱う個人情報の項目」というところで健診結果データ等々、件数とかというふうに記載されていて、一方で、「記録する個人情報」、89ページの左側だと、氏名、住所、入園施設と載っているのですけれども、

これは業務委託で記録してもらうのは住所も含まれていることですかね。「業務委託により取り扱う個人情報の項目」の中に住所とかというふうにはないのですけれども、これはあえて住所とかは業者に教えないよという形なのか、それとも単純に記載が違うのかというところはいかがですか。

○山崎データヘルス推進係主査 お答えさせていただきます。まず業務委託のほうなので、けれども、「成長の記録」の中には住所を印字することは想定していません。そのために、業務委託のほうには住所という項目は含まれておりません。89ページのほうは、保護者から同意を頂く際の記録情報の項目になっておりまして、この際は本人特定のために住所ということを足立区のほうで管理するために収集するということに記載させていただいております。

○にたない委員 つまり、委託業者のほうには住所は行かない、区のほうだけは住所とかを返答で頂くという形なのででしょうか。

○山崎データヘルス推進係主査 おっしゃるとおり、そのとおりとなります。

○にたない委員 分かりました。

○川合会長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

特にその他ご意見等ないということでしたら、本件については了承するというところでよろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○川合会長 ありがとうございます。異議なしということですので、了承することとしたいと思います。ありがとうございます。

#### 【諮問第475号】校務支援システムのリ

モートワーク対応について

##### <審議会意見>

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了

承とする。

○川合会長 では、次の諮問事項に移っていきたいと思います。資料の97ページになります。諮問第475号「校務支援システムのリモートワーク対応について」でございます。

では、所管課からご説明をお願いいたします。○秋元学校ICT推進担当課長 学校ICT推進担当課長の秋元と申します。よろしくお願ひいたします。

まず、先に出席の職員を紹介させていただきます。

教育指導課長、八尋でございます。

学校ICT環境整備担当係長、産賀です。

学校ICT環境整備担当、森です。

よろしくお願ひいたします。

資料は97ページをお開きいただきましたと思います。「校務支援システムのリモートワーク対応について」ということで説明させていただきます。

まず、事業の概要ですけれども、現在、学校で校務支援システムを、教職員の負担軽減や児童・生徒と向き合える時間を確保するために導入しておりますが、そちらを現在学校でのみ使っているところとなりますが、教職員の自宅でも使えるようにしてほしいという声が現場から上がってきておりまして、その対応というところで今回上げさせていただいているところでございます。

背景といたしましては、勤務時間外に学校へ行くことなく、教職員が個々に抱える育児や介護等の諸事情を業務と両立させ、柔軟で効率的な働き方を促進するため、また、災害や感染症等により学校へ出勤できない場合も必要な業務が継続できるようにすることの対応でございます。例えば育児中の教職員が子どもを保育園にお迎えに行つて、その後、校務が残つていると、また学校に戻ってきて続けているというような状況があります。また、例えばコロナの濃厚接触者になつたりして学校に行かれない



いときに、家で校務をできれば、その分、学校に復帰したときに子どもたちと向き合う時間が確保できるというような声も頂いておりますので、そういったことへの対応になります。資料をおめくりいただきまして、99 ページになります。

個人情報情報の記録項目といたしましては、児童生徒名簿ありますとか出席簿、また通知表や指導要録等になります。

今回、自宅からの校務ということで、外部結合ということの諮問をお願いしたいところでおりますので、よろしくお願いいたします。

100 ページになります。セキュリテイ対策になります。

1 点目は、使用するパソコン等を限定することで、第三者がなりすましてシステムにログインすることができないようにいたします。

2 点目ですけれども、校務支援システムのみ使用可能ということで、学校にあるパソコンのデータ等については全く見られない、使えないことになっております。また、校務支援システム上に例えばメールに添付されている資料につきましては、閲覧することは可能なのですけれども、保存や印刷することはできないような仕様になっております。あくまでもシステムへの入力のみ可能ということになっております。

3 点目は、当然ですが、外部からの不正アクセスを防ぐような仕様になっております。

4 点目、5 点目としましては、運用ルールの徹底ということで、こちらは研修行ったり、ガイドラインを整備して、教員に徹底したいと思っております。

説明は以上になります。ご審議よろしくお問い合わせいたします。

〇川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして何か質問等ありましたら、お問い合わせいたします。

〇いはいくら委員 校務支援ということで、現場

の先生方のご負担を、家でもできるという形の語で、これは現場の声からと先ほど課長のほうからお話があったのですけれども、私もサラリーマンの経験がありますから、また、家でやる結構集中力が、意外と仕事場でやる以上に時間がかかったり、あとは、生活場での仕事ですから集中してできるのかなという、本来は、これは議会でもいろいろ議題になっているのですけれども、先生方は本来、9時から5時までで終わっていたら、それが本来の理想的な形なのですけれども、それを何とか打破しなぐちやいけないということこういう話だと思っております。

私がお伺いしたいのは、家に帰ってから仕事をやらなくちやいけないという形になると、学校の先生はなかなか現場を切り上げて帰るわけにもいかないし、それでまた実務的なことを家に帰ってやるとなると本当に大変になってくるのかなと私はちよつと心配いたします。ここでお伺いしたいのは、指導課長は校長先生もやったケースですが、これが導入されて本当に学校の先生の校務支援対策になるのか、それは実際どうですか。

〇八尋教育指導課長 教育指導課長です。おっしゃるとおり、これを普通に入れてしまうと、家でも仕事をやってねというふうに見えなくもない。だから、これはやっぱり学校できちつと、いつどういうふうにやっていくかというルールを決めなくちやいけない。

ただ、これをやることによつて、いつ、どういうメリットがあるかというのを私も考えたところ、やっぱり通知表をつける時期ですね。私も自分で担任をしたときに、いつも平日5時に仕事が終わる、その後、大体8時～9時までには保護者対応だったり、子どもの対応をします。ようやく通知表の成績をつけるというのは9時過ぎというのが大体。そのときには保育園に迎えに行かなくちやいけないかと

のがあって、例えば家でその続きができたりとかするのはいいだろうなというのが1つあります。

それから、例えば足立区だったら2期制なので、成績の時期が10月とか9月の辺りとなります。9月に入る直前に産休に入ってしまう担任の先生もいらつしやいます。そのとき、引き継いで次の先生が成績をつけるけれども、2週間くらいでつける要素がないので、そこを産休に入る先生と一緒に合同で家からのリモートでやれるというのは、すごくこういう面では助かるなと思います。さっきの定義のところ、コロナのときとか災害のときとかあったのですけれども、それよりもそういう実用性のほうが高いかなというふうに感じています。

〇いいくら委員 関係者の方が今回のあれでいらつしやいますので、そういう意味において、現場の声をくみ取った形になると思いますけれども、本当に学校の先生は大変な、未来の足立区を育てるといふ、本当に子どもたちを育てているわけですから、やはり体は生身ですから、そこら辺のところを配慮した上で、少しでも休んでいただけるような形での、フオーアツプのための校務支援システムということ、ぜひとも今後進めていっていただきたいと思いたすので、よろしくお願いします。

〇石毛委員 大変お疲れさまです。

このシステムに関しては、私は当初から一般質問でも、また委員会等々でも足立区のほうにお願いしてきた立場ですから、そうした立場からお話しさせていただきませんが、私もこれまで3年間、約6校〜8校くらいの先生方と様々話をしてきました。当初は私も、いいくら委員が言うように、学校の先生の働き方が大変だからというような話をずっと受けていたものですから、それを何とか改善しようと思ってお話を進めてきましたけれども、時間を短縮するということに関して先生方が求めているの

かなといったら、そこではないですね。とにかく業務の効率化、私たちが生徒のためにやりたいうふうにはたたくさんある。時間が9時〜5時という時間外の中でもやらなきゃいけないことはたくさんある。じゃあ、業務はどこからどこまでと線引きが決められるかといったら、決められません。その中の大変幅の広いお仕事だなということ、私は少し考え方を変えました。

考えた上で、結論としてやれることはといたら、こうしたことなのかなと。先生方が病気になるたとき、介護が必要になったとき、そういったときに私の代わりに誰ができるだろうとなったときに、ご自身しか担任を持った先生がおられませんから、そこで、ご自宅でこうした形でお仕事ができるのであれば、生徒たちも安心でしようし、学校の先生も当然安心でしようし、取りあえずここで一番大事なのは、先生に何かあった後に生徒たちに不安を与えるようであってはいけない。そういうことでは、こういったシステムというのは非常に大事だと思えますが、いかがですか。

〇八尋教育指導課長 教育指導課長です。

おつしやるとおりで、働き方改革と今言われているんですけども、削減するのはなかなか難しく、本当に効率化というのは先にやったほうがいいのかなというのはあります。ただ、その中でも、やっぱり学校の中で学校長とか職員がしっかりと話をして、どういう場面でどう使っていくよということだったりとか、要は今までこれが使えなかった理由は、やっぱりセキュリティの問題だったりというのがあって、今大分技術も進歩して、印刷できなかつたり、いろいろブレーキがかかるようになっていっているので、そういう安心した中で、みんな安心して使ってねと言える状況があるとしたら、それは本当に効率的に使うというのは大事なこととなります。ただ、やっていきながら様子を見て、我々とし

ては、こういう使い方をしとねとか、ここは駄目だよというのはいさか言っていないか逆で迷惑をかけちゃうかなというのがありますので、しっかりやっていきたいと思えます。

○石毛委員 その辺の管理はしっかりとやっていたら、決特でもお話ししましたけれども、現在、学校の先生のなり手がいらつしやらない状況が本当に多いです。足立区は本当に皆さんのお力で何とか担任の先生がいないクラスはないわけですから、ほかの地域ではある。なかなか学校の先生にならうとする人が少なくなってきた。どうしてかというところ、やはり学校に対する労働のイメージ、そういったものが当然あるでしょうし、大学のシステムもありませんでしようし、そんな中で、こういった新しい働き方もあるというようなことも一つ学校の教員の数が増えていくかどうかというところになってくると思うので、しっかりとセキュリティも含めてお取り組みいただきたいと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○にたない委員 少し確認させてください。いのですが、今この開発先に対して何か要望みたいなのをかけたりとかしているのですかね。そういった要望が通るのかはまた別として、何か改善の依頼みたいなものは Cath リモートワークに対してやったりとか、働きかけとかしていたりしますか。

○秋元学校 ICT 推進担当課長 具体的には、今回、学校で行っている校務支援システムの入力をそのまま家ということなので、システムそのものに対しては現在使っているもので、特にこちらから新たな機能とかということは、要望はしていません。

○にたない委員 分かりました。

基本的にパッケージのソフトですから、要望してすぐには変わるといことはもしかしたらなかなか難しいのかもしれないですけれども、基本的に要望として上げていただきたいな

というのが何点かありまして、基本家で教職員の方が使うということが前提ですから、知っている生徒の情報を取り扱うわけですよね。その上で、先ほどもありましたが、いろいろなセキュリティの対策をしたところで、そんなのはいたちごつこで、幾らでも抜け穴とか、一生かけても完全になることはありませんので、インターネットの TCP/IP に立ち会った時点でもうリスクがあるものだと認識した上で使っていくのが重要かなと思います。

その中で、児童生徒名簿であるとか、個人情報記録項目の中に入っている中에서도、例えば家で教職員の先生がクラスの知っている生徒に対しての何か業務をやるときに、例えばこの中でも必要最低限のもので済むわけじゃないですか。例えば住所とか、振り仮名であっても必要ないとは思いますが、要は先生が生徒を最低限特定できる情報があればいいわけであつて、国籍も要らなければ、住所も要らなければ、電話番号は必要なのかもしれないですけれども、要は、学校で作業するときのフルアクセスと、自宅でやるときのアクセスできる項目というのは変えていくべきであつて、例えば自宅インターネットに一度乗って作業するところ、自宅でやる場合は提供する情報を絞るみたいな機能の要求みたいなものもしていったらいいかなのかなとは思っています。すぐには難しいとは思いますが、パッケージの開発元に対して、アクセス環境によっては機能制限をかけるということもやっていくというのも、セキュリティの面で、載る情報の価値を下げていくというのが必要なのかなと思えますが、いかがでしょうか。

○秋元学校 ICT 推進担当課長 その辺の話というのは、こちらの話を進めていく中で当然出てくると思いますが、なかなか技術的に、先

ほど委員がおっしゃったように、パッケージと  
いうことであって、見るデータを絞るとか、こ  
の機能をやるときはこれだけだというように  
ことがちよつと難しいというのは聞いており  
ます。ご懸念のところは分かりますので、改め  
てもう一度確認したいとは思いますが、そも  
○にたない委員 ぜひとも機会あるごとにそ  
ういった要望もしつかりとしていつていただ  
ければと思います。

○那須委員 ありがとうございます。BCP上大  
変重要だと思います。どうぞよろしく願いま  
します。

私、この関係でセキュリティが破綻した事例  
から、これは議会でのお話だろうと思うのです  
けれども、やはりパソコンの私物パソコンとの  
共用がとても危ないなと思っていて、個々人の  
先生方にご負担がないように何かサポートが  
あつたらいいなと思います。

また、印刷できない、ダウンロードできない  
という仕組みで破綻するのは、スクリーン  
ショットが可能なので、結局最終的には印刷を  
してしまつたという事例を知っています。それ  
で困つた企業は、結局、パソコンと一緒にシュ  
レッダーを配りました。裏紙にされて漏れた事  
例とかが実際にあつて、構造で防げるセキュリ  
ティの破綻というのは幾らでもあるなと思つ  
ていて、ぜひ現場の皆さんが負担なく展開でき  
るようにと願つております。大変いいご検討あ  
りがどうございました。

○川合会長 ありがとうございます。  
その他ご意見等ありましたらお願いいたし  
ます。

○那須委員 那須と申します。よろしく願ひ  
します。

2点ほど教えていただきたいのですが、1点  
目は、校務支援システム、これは24時間常に  
使えるような状態のシステムなのでしょうか。  
○秋元学校ICT推進担当課長 はい、そうで

す。

○那須委員 分かりました。ありがとうございます。  
ます。

もう1点が、100ページの一番下の5のどこ  
ろですけれども、「承認を行った校長は、承認  
した内容を教育委員会へ届け出る」と書いてあ  
りまして、104ページの下から5行目くらい  
のところには「学校ICT推進担当課へ届け出る」  
と書いてありますが、これは別なものですか。  
○秋元学校ICT推進担当課長 表記が違  
うだけで、学校ICT推進担当課が窓口になり  
ます。

○那須委員 学校ICTに届け出るというこ  
とでいいですか。

○秋元学校ICT推進担当課長 はい。

○那須委員 分かりました。ありがとうございます。  
ます。

○川合会長 ありがとうございます。

その他ありますでしょうか。

○粉川副会長 ただいまの案件に関して、非常  
にきちんとした議論がなされたことを喜ばし  
いと思つていますが、本日の会議において、本  
審議会の趣旨から少し逸脱するのではないか  
というような発言が正直目立っていたように  
思ひまして、ぜひ個人情報保護のところ  
にフォーカスをしたご発言を頂きたいと思  
ひまして、あえて発言させていただきました。

○川合会長 ありがとうございます。  
では、その他ご意見等ないようでしたら、本  
件については了承するというところでよろしい  
でしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○川合会長 ありがとうございます。異議なし  
ということですので、了承することとしたいと  
思います。ありがとうございました。

【諸問第476号】「第2回⑨レシートde9  
0周年事業」運営業務委託

## ＜審議会意見＞

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。

○川合会長 では、次の諮問事項に移ります。資料の106ページになります。諮問第476号「第2回<sup>㊦</sup>レシートde90周年事業」運営業務委託」についてでございます。

所管課からご説明をお願いいたします。

○吉尾産業振興課長 産業振興課長の吉尾です。よろしく願います。

出席者を紹介します。産業振興課商業振興係の長谷川と同主査の渡辺でございます。

説明は着座にて進めさせていただきたいと思えます。

諮問476「第2回<sup>㊦</sup>レシートde90周年事業」運営業務委託」でございます。

諮問事項は2つでございます。 「業務の委託」、2番目といたしまして「区の機関以外のものとの外部結合」でございます。

事業の目的でございますが、区制90周年の事業ということで、コロナ禍の影響を受けた区内経済の消費喚起策を実施しております。そこで、この「レシートde90周年事業」というものを年度初めに行つて、大変好評だったところでございます。第2回を実施したいと考えてございます。そこで、申請数が増えるというふうに見込まれておりますので、外部委託にて年度末再度実施したいというところでございます。

では、事業の概要を別紙のほうで説明させていただきます。109ページの別紙1をお開きいただきと思います。

こちらは5万人を想定してございます。第1回は2万8,000余のところでございます。対象店舗は区内の店舗。こちらは登録をする事務が必要になってございます。

キャンペーンの内容といたしましては、900円以上の2店舗以上のレシートを9枚集めて

送っていただく。そうしたら商品券のプレゼントを差し上げる。事業の登録店にはそのスタンプを押すというところがございます。その登録店のおかしであるスタンプを押すということでございますので、協力を最終的に1万円支給させていただきたいというところがございます。

個人情報の取扱いも含めて、別紙2でフローチャートにて説明させていただきたいと思えます。110ページでございます。

こちらに出てくるのは、左上の区(委託者)、そして左下の事業者、これは委託契約、そして右上のところの登録店、そして申請者、区民の方を中心としたものという形になります。

こちらは登録の作業が2系統ございます。オンラインの申請と紙での申請も両方用意していきたいと思っております。オンラインの申請は、区のオンラインシステムを経由して申請する。こちらはもちろん委託費、経費を抑えるとか、そういったことがあるのですが、オンラインの申請をするのが<sup>㊦</sup>のところでございます。そして、区のほうのオンライン情報を委託事業者のほうに渡すのですけれども、ここは暗号化して渡します。そして、その事業者はAWS相当のセキュリティレベルが高いクラウドを想定してございます。事業者としてはそもそもSMS、そしてプライバシーマークの認証、こういったものを取っている事業者にしていただきたいと考えてございます。このところが区のシステムから事業者にアクセスするということでございますので、先ほどの諮問の2のところがこれに該当するということになります。

そして、登録店から斜め左下のほうに来る紙の申請のほうも紙ベースで申請するというところになります。もう1枚めぐっていたいたところ登録の申請書などがございますので、後ほどご確認いただければと思います。代表者名とか口座情報とか、こういったものをオンラ

インでも紙情報でも事業者のほうに渡すということになります。

そして、準備が整ったら、申請者、区民の方が、②の登録店でお買い物します。そして、レシートを集めてもらって、③のところレシートを出してもらおう。そして④が、業者に申請していただく。それが終わりましたら、⑤、商品券を発送する。それが終わりましたら、⑥、右上に行く矢印、協力を振り込ませてください。その業務が終わりましたら、⑦で、事業者から区に実績の報告を上げる。それが確認できたら区から委託金を支払うという形になってございます。

取得する個人情報でございますが、1 としてしまして、①店舗登録の際に取得する個人情報、担当者の情報であるとか店舗の情報でございます。2 としてまして、④申請者が申請する際に取得する個人情報。氏名、年代、住所、電話番号などでございます。3 としてまして、実績報告の際に取得する個人情報。①と④の情報ということになります。

私からの説明は以上でございます。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして何か質問等ございますでしょうか。

○いはいくら委員 第1回の「レシート de 90周年事業」というのは大分好評でしたけれども、5月の中旬頃に少し時間がかかったということで、その教訓だろうと思います。今回は、取得する個人情報の、110 ページの図解のところ、事業者さんがこれに対応しますが、これによって、前回、5月のときと比べてどのくらいの変化が出てきますか。

○吉尾産業振興課長 お答えいたします。変化といたしますと、申請者の情報を、限られた職員ではなくて、事業委託にすることによって多く、大体2倍弱程度さばく能力が出てくるのかなと思っています。

○いはいくら委員 そうしますと、2倍ということとは、処理スピードも速くなって、処理の部分も倍になるということで、そうすると、5月になったような遅滞とか、そういうことはなるべく今回のこれでなくなるということではよろしいでしょうか。

○吉尾産業振興課長 レシートの審査というところ、個人情報の処理のところ、この審議会でするので、そこは数が増えても同じ期間で処理をするということを想定しております。

あと、ちよつとずれますけれども、商品券の発送がちよつとずれたというのは、商連とのやり取りもございまして、そのところは差し控えますのでございます。

○いはいくら委員 いずれにしても、これはすごくいいことで、個人情報をしっかり守っていった方がいい。ただし、やはりすくく期待もあるがゆえに、また前回以上の形で、スピード速く、こういうことを使いながらやっていった方がいいと要望しておきます。

○川合会長 ありがとうございます。

その他ご意見等ありませんでしょうか。

○にたない委員 ちよつと教えていただきましたのですけれども、別紙2の「④申請者が申請する際に取得する個人情報」の中に「年代」とありますが、年代というのは何ですか。

○吉尾産業振興課長 まず、こちらは大体20代の方が多いのか、60代の方が多いのか、アナログの事業ですので、どういった年代の方がこの事業にフィットするのかなど。次なるPDC Aを回していくためにも、年代という形で取らせていただきたいと考えてございます。

○にたない委員 じゃあ、申請者が例えば高齢者の場合だったら、90代とか80代とかというふうにもしかしたらなるかもしれない。インターネットでやるという人はなかなか難しいとは思いますが、ただ、高齢者の情報を抽出しようと思えば抽出できちゃう情報が一

緒になっちゃうということですよ。年代というのはどうしても必要ですかね。そこについて教えていただければと思います。

○吉尾産業振興課長 完全にマス目ではないですけれども、ただ、経過として、産業経済部としても消費喚起策を30(サンマル)買い物券事業などもやってきてございます。アナログのこの事業に関しては、どの程度その年代の方が使っているのかというところを様々なところからご質問などありまして、できましたら私どもは必ず取っていきなと考えているところでございます。

○にたない委員 効果測定だったり、今後の事業改善だったりとかには必要だとは思いますがれども、ただ、「年代」と追加しただけで非常に情報のバリエーションが上がってしまうということとは重々理解した上で、そのリスクとしつかりとてんびんにかけた上でやっていただければなというところがありますので、要望でよろしくお願ひいたします。

○川合会長 ありがとうございます。

その他ご意見等ありますでしょうか。

○鈴木委員 鈴木です。細かい点で申し訳ないのですが、110ページの別紙2にあります事業者のISMS、ISO27001とありますが、ISMSの適合性評価制度イコールISO27001を指すと思いますので、今後のために、この併記は必要ないかなということをお伝えしたいと思いました。

○吉尾産業振興課長 ご指摘ありがとうございます。

私のほうから1点だけ説明が漏れていたところがございますので、この場でよろしいでしょうか。109ページの事業スケジュールの「申請受付」のところでございます。消印有効のところは「5月22日」が正解でございます。訂正して、おわびさせていたただきたいと思ひます。申し訳ございません。

○川合会長 ありがとうございます。

その他ありますでしょうか。

○石毛委員 1点だけ確認です。110ページの「取得する個人情報」の中で、区の皆さん方に公開するような情報というのは形として出したりしますか。先ほど、効果とか何とかおっしゃっていたので。

○吉尾産業振興課長 個人一人一人を公開するようなことは考えてはございません。全体でまとまったところで、何万人で、何十代が何%で多かった、そのような分析用で使わせていただきたい、そういったような状況でございます。

○石毛委員 承知しました。

○川合会長 ありがとうございます。

その他よろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、特にご意見ないということでしたら、本件については了承することですよろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○川合会長 異議なしということですので、了承することとしたいと思います。ありがとうございます。

**【諮問第477号】東京ゼロエミポイント申**

**請者情報提供委託**

**<審議会意見>**

**足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。**

○川合会長 では、次の諮問事項に移りたいと思ひます。資料の117ページになります。諮問第477号「東京ゼロエミポイント申請者情報提供委託」についてでございます。

○加藤環境政策課長 環境政策課でございます。よろしくお願ひいたします。

117ページをお願ひいたします。諮問事項でございますが、2つございます。「業務の委託」、2つ目が「電子計算組織に記録すること及びそ

の記録項目」についての諮問でございます。

まず、事業の概要についてご説明させていただきたいと思えます。今回、区は、来月11月より節電応援キャンペーンを実施予定でございます。このキャンペーンでございますが、東京都が実施しています東京都ゼロエミポイントというポイントを付与する事業がございます。その対象者の方に対して足立区独自の給付として区内共通商品券を交付するという事業でございます。ですので、ゼロエミポイントに認定された方が対象になる事業となっておりますというところが本事業の特徴でございます。

続いて、118ページをご覧ください。この事業は、先ほど申し上げましたように、東京都のポイント事業に認定を受けていることが条件になりますので、その条件を確認する必要があります。その際、東京都が交付結果通知書とこののを交付して、それで区では確認させていただくのですが、書類でございますので、なくしてしまう場合もあるというところで、なくしたときに、東京都に、この人はポイントの付与を受けているかどうかを確認するために個人情報をご提供するというものでございます。

118ページの一番右下、「業務委託先」というところがございますが、これが、この事業を受託している一般社団法人環境共創イニシアチブという、東京都の事業を受託している事業者に対して情報の確認をさせていただくというのが委託内容となっております。

その2つ上の囲みで「業務委託により取り扱う個人情報の項目」がございます。氏名から電話番号と交付の結果について返していたかどうかというような内容でございます。環境共創イニシアチブに確認をするときには、当然、申請者から同意書を徴取する予定でございます。続きまして、事業の概要ですが、121ページをご覧ください。よろしいでしょうか。「別紙2 事業の流れ」というものがございます。通

常は区民の方と区の様子取りで全て節電応援キャンペーンというのは完了するものではないです。ただ、通知書をなくしちゃったという方に対して、一部、結果通知を同意があった区民のみCD-Rで生年月日と氏名をExcelで渡して、この人は対象です、対象でないという結果をExcelで返していただくというものでございます。

私の説明は以上でございます。

〇川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして何かご質問等ありましたら、お願いいたします。――よろしいでしょうか。

特にご意見ないということでしたら、本件については了承することですよろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

〇川合会長 ありがとうございます。異議なしということですので、了承することしたいと思います。ありがとうございます。

**【諮問第478号】SDGs普及啓発特設サイトの運営委託**

**<審議会意見>**

**足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。**

〇川合会長 では、次の諮問事項に移ります。本日追加で席上に配付させていただきました資料になります。諮問第478号「SDGs普及啓発特設サイトの運営委託」についてでございます。

では、所管課よりご説明をお願いいたします。

〇伊東SDGs未来都市推進担当課長 SDGs未来都市推進担当課長の伊東でございます。よろしくお願いたします。

では、説明は着座にてさせていただきます。失礼いたします。



本日追加で出させていたいております。案件は「SDGs普及啓発特設サイト」の運営委託でございます。

こちらは、私ども、本年5月に国が公募する「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」に採択されておりまして、その一環で今後やらせていただく事業でございます。

内容としては、5ページをお開き願えればと思います。内容のイメージ図がございます。

特設サイトの中でSDGsの様々な事業をご紹介していくことはもちろん行わせていただくのですが、そのサイトの中で、SDGsに取り組んでいる事業者さんのマッチングを行いたいと思っております。この図の左側、吹き出しの一番上のところに、例えば製造業の方などが何かを製造する途中過程で廃材が出たというような場合に、これを別の事業者さんに活用していただきたい、物のロスというものの有効活用というところが仮にあったとして、こういったものを使っていたいただきたいことをサイト上にアップしていただく。そして、そのサイトを見た別の事業者さんが、その廃材をうちのほうで引き受けて使いたいというようなどころのご希望がマッチすれば、そのマッチング成立みたいなところできなご合わせるというところをやつていきたいと思っております。もちろん、それ以外にも、様々な事業提案に対して、別の事業者さんがその事業に乗りたい、一緒にやつていきたいというようなどころの事業は様々あるうかと思えます。

そのサイトのマッチングにエントリするときに、事業者さんご自身の会社の名前、そして代表者の方の名前、担当者の方の名前、そして会社の電話番号・メールアドレス、この辺り、基本的には公開している情報を入れていただく予定なのですけれども、私たちも事業者にこのサイトを構築していただくことになるので、私たちがお願いする事業者が別のこのサイ

トに登録する事業者さんの代表者の方とか担当者の方の名前等を一旦見る形になってしまふ。そこが、委託事業者が個人情報を扱うということになりまふので、今回諮問させていただくものでございます。

リクエストを投げかける事業者さんの情報もそうですし、一緒に乗りたいたいと手を挙げる事業者さんについても、同じように代表者の方の名前でずとか担当者の名前を一旦登録していただくという形になりますので、その辺りも個人情報の登録に当たるということになります。

2ページに戻つていただけますでしょうか。2ページの右側に、今私が説明させていただきました「業務委託により取り扱う個人情報の項目」ということで、代表者等の記載をさせていただいております。

保護措置については、システム上ではもちろん本システム及びデータのバックアップについては国内のデータセンターのサーバーを利用いたします。(2)で、システムへの不正な侵入等の可能性を未然に防ぐために、サーバー等の保守作業においてはセキュリティパツケージのアップデートを常に行う。これは当然のことでございますが、やらせていただきます。また、(4)になりますが、ファイアウォールを導入して、システムを利用するために最小限の通信のみを許可して、また、管理画面接続の通信についてはTLSにより暗号化して行わせていただくというような形でやらせていただきます。

また、運用上の扱いでも、代表者等のお名前自身は、一般に公開するか、また、マッチングをしたいという事業者さんだけに見せる形にするかは登録する事業者さんに選んでいただく形にさせていたどうかと思えますので、その点も配慮していきたいと思っております。

また、仮にマッチング等が成立して、このサイトから事業者としては登録を外れたいとい

うような場合に、一旦登録した情報については、私たちのほうからサイト事業者にきちんと削除するように指示いたしました、サイトの運営事業者から削除を完了したという書面を提出していただくこととなります。最後のページの別紙2につけさせていただいております。こういった運用でもってサイトの運用を始めていきたいと考えているところでございます。説明については以上です。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきましてご意見等ありましたら、お願いいたします。

○いはいくら委員 別紙1のところなのですが、あれども、これを見ていて思ったのは、ワッツングするというところで、②のところの、特定の個人や団体を誹謗・中傷するものなど、内容により掲載を断るということが出ていますけれども、登録をしてしまうと、あとはワッツングというのは自動的に……。当初は当然にお断りとかそういうことはできるかもわからないけれども、途中の過程でなってきた場合には、ある程度こちら辺のところの監視というか、管理について、足立区はどのような形で関与しますか。

○伊東SDGs未来都市推進担当課長 まず、登録したい事業者さんたちには、利用の前に利用規約というものに同意してもらいます。誹謗・中傷等は書いてはいけませんよということに同意してもらった上で、自分たちはこういうことをやりたいですということサイトを上げる前に私たちのほうで内容は全て確認します。その上で、誹謗・中傷等とか、商品の単なる売り込みというようなものでないということを確認した上でアツツするということは常にやっていきますので、その辺りで一定程度の歯止めをかけたいと思っております。

○いはいくら委員 そうしますと、確認ですが、必ずここにフォルダーが1つ介在する、区のフォルダーが介在するということによる

ですわね。

○伊東SDGs未来都市推進担当課長 おっしゃるとおりです。

○いはいくら委員 分かりました。

○川合会長 その他いかがでしょうか。――よろしいですか。

その他特にご意見等ないということでしたら、本件については了承することよろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○川合会長 ありがとうございます。異議なしということですので、了承することとしたいと思います。ありがとうございました。

#### (4) 報告事項 改正個人情報保護法の施行に伴う区の方針について

○川合会長 最後に、報告事項となります。本日追加で席上配付させていただきました資料になります。報告事項「改正個人情報保護法の施行に伴う区の方針について」でございます。所管課からご説明をお願いいたします。

○山根区政情報課長 皆さん、お疲れさまです。区政情報課の山根でございます。

区政情報課の岩田係長です。

お時間が差し迫っていると大変恐縮ですが、席上配付させていただきました「改正個人情報保護法施行に伴う区の方針について」という資料についてご報告させていただきます。

先般、前回の第1回の審議会のところで諮問していただきました審議会からの答申につきましてですが、こちらを受けまして、区としてこれから、個人情報保護法が4月に改正されますけれども、どのような取扱いをしようかということでもとめさせていただいたものを今回報告させていただきたいと思えます。1枚おめくりいただきましたページを振つ

てなく、申し訳ございません。1枚目のところで審議会から答申いただいたものについての方針をまとめさせていただきました。論点としまして、左側に6点ある形のものについて区の方針をまとめさせていただいております。詳細につきましてはまたよくこの後読んでいただいた後にもまたご質問とかそのようないことがありましたら我々のほうにご質問いただければ幸いですので、よろしくお願いいたします。

まず、当審議会ですけれども、その役割が4月から変わってまいります。それに伴いまして、審議会の答申で頂きました、新たな仕組みをつくる必要があるだろうということにつきまして、我々としても、審議会からの答申を受けて、我々としても、審議会からの答申を受けまして、足立区個人情報保護評価委員会というものを、要綱設置をいたしました設立していただくような形で動いていくような形ということを区の方針として定めさせていただきました。この評価委員会につきましては、学識の委員の方、それから情報セキュリティに明るい委員の方に入っていたいただきながら、区の意思決定のところの一端として、今行っているいただきました、委託のところの保護措置が適切なのかどうかとか、外部提供が適切なのかどうかということについて審議して、区の中で決定してまいります。その結果につきましてこちらの審議会にご報告して、それから区の運用に対して皆様からのご意見を頂戴するというような形の流れをつくってまいりたいと思っております。

そこで、2枚お開きいただきますと、別紙でこの審議会の横の図がついているかと思いません。審議会についてということで、今までの審議会が「現在」と書いてある側になります。これが、今度、審議会の前に評価委員会というものを入れることによりまして、その中で月1回程度開催して、この中身を検討していくということを考えております。その後、事後報告と

いうことになりましたが、こういうふうな形の委託を今年については行いましたということ審議会に報告させていただくというような形で考えているところでございます。

続きまして、要配慮個人情報については、条例に規定する必要性がないということはありませんけれども、特段足立区として要配慮個人情報については条例に規定しないという形の方針としては立てております。

それから、開示請求の法定期限、保有個人情報請求された場合の開示期限につきましては30日という形が法定では定められているところですが、現行の区民サービスを低下させないということ、14日のところは厳守していきたいと思っておりますので、そちらについては条例で規定してまいります。

それから、1枚おめくりいただきますと、個人情報ファイル簿につきましても、来年の4月に向けて、今、各庁内のところで整理をさせていただいているところでございます。こちらについてでも4月に公開できるような形で動いてまいります。

それから、特定個人情報保護条例。我が区では特定個人情報のマイナンバーを利用しました個人情報保護の保護につきまして条例を設置しておりますが、こちらについては、改正法が施行されますと、番号法、改正法と合わせますと内容が重複してまいりますので、整理した結果ですが、特定個人情報保護条例は3月31日で廃止というような形で行うということを決断してまいりました。

それから、個人情報保護の対策についてということ、条例が廃止になりますので、これ以上にしつかりとした法の解釈・運用をしていかなければならないということ、答申のほうで頂きましたので、我々として、区政情報課で区の個人情報保護が十分図れるように、職員の周知・教育、取扱いの点検、職員の

理解度の確認を重ねて行ってまいりたいと考えております。ここについては一足飛びで行くものではないので、日々こちらのほうに精進していくような形を制度としてつくっていくということだと思いますので、それもまた皆さんにご報告させていただいて、そちらの身をしっかりと検証していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

その次に、重点対策項目ということで、答申を頂いた以外の項目につきましても、我々事務方としましてはしっかりと運用できるようにということと項目出しをさせていただきまじた。

そちらが、2のところに書いてあります「目的外利用の制限」ということで、今まで目的外利用をする場合には、区のほうでこの審議会に諮りまして、ご了解あるいはご意見を頂くというような手順を踏んでおりましたけれども、こちらができなくなるということになりますので、こちらの情報については、共有について正しく理解するということが職員のほうにしっかりと教育を行っていくことを続けてまいりたいと思っております。

それから、「外部提供の制限」ということで、個人情報の外部提供については、法令に定められているものについては提供していくということとは十分認められていまして、今も行っているところはありますけれども、こちらについても、先ほどご紹介しました評価委員会でもかいて、この中身が適切なのか、単独の所管課だけで判断することではなくて、庁内全体で判断していくというような形を図っていくたいと考えております。そのときに、区としての可否というのは、アドバイザーの方からの意見というだけではなくて、区としてこれが適切な形なのかどうかという判断を重ねていくというような形で考えております。

それから、「電子計算組織の結合禁止」とい

うことで、オンライン結合ということが今回の改正法の中でも言われているところがございまして。こちらについても、業務委託と外部提供の2つがございませけれども、特に外部提供につきまして、外部結合が必要なものかどうかということについても先ほどの評価委員会で諮りまして、その内容についても確認していくということをおこなう中で入れさせていただいております。こちらも今まで審議会でご判断いただいた項目でございます。

それから、最後のほうになりますけれども、行政機関等匿名加工情報というのが新しい言葉として、条例にはなかったのですけれども、今後生まれてまいります。データの利活用のところ、個人が特定されないような形に加工した情報ということで、これを企業から求められたいときに提供していくというようなこと、こういふものがあります。こちらについて、今の段階で、官庁のほうで行っているものもあるのですが、それほど多い形でまだ来ていないという形があります。それから、4月からは都道府県と政令市で先に進めるというように法定で決まっております。基礎的自治体のほうにつきましては努力規定ということになっております。「できる」規定ということで、最初からスタートとしては、区としては用意をしていかなというような形で今考えております。理由としましては、まだ企業側のニーズがどれくらいあるのかが見えないところで、かなりこの準備についての事務負担も多いものですから、そこも含めて政令市と東京都の様子を見ながら我々としては準備、それから費用がかかっていると思いますので、その費用の算定もしてまいりたいと考えております。

あと2点でございますけれども、こちらの審議会でもご審議いただいております情報公開条例がございませ。情報公開条例につきましては、従来どおりこちらの審議会でご審議をしてい

ただくような形がございます。ただ、区政情報の開示請求がございます。こちら情報公開条例で規定がありますけれども、こちらの項目については、今度定められる個人情報保護法と整合性を取って表現のところは加えていきたいと思えます。中には開示請求のときに個人情報をとどのようにクローズドして提供するかというところがございますので、文言については整理した上で条例改正を行ってまいりたいと思っております。

それから、情報公開・個人情報保護等審査会について、不服申立てなど、情報公開に不服がある方について、それを審査する審査会がございます。こちらはまたこの審議会とは別途に、大学の先生や弁護士の方々、面川先生や川合先生にも入っていたいております。そちらのほうにつきましても、当然のことながら、審査を行う改正法の規定がございますので、そちらの条例のほうも改正させていただくというところで考えております。こちらについても12月の議会に議案として提供しまして、法令の改正を進めていくというような段取りで考えておりますので、こちらのご報告をさせていただきます。

この改正につきまして、今日は短時間のところでご説明させていただきましたけれども、次回以降もまたご質問等がございますしたら区政情報課のほうにご質問いただければ幸いですので、よろしくお願ひしたいと思います。私からは以上でございます。

○川合会長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして何か質問等ございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

特にご意見ないということでも承りました。ありがとうございます。

## (5) 閉 会

○川合会長 これで本日予定の案件は全て終了ということとなります。進行の勝手際があり予定の終了時刻を過ぎてしまっています。申し訳ございません。長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございます。

それでは、事務局より事務連絡等ございましたら、お願ひいたします。

○山根区政情報課長 区政情報課長の山根でございます。委員の皆様、貴重なご意見を頂きまして誠にありがとうございます。

事務局から連絡事項が2点ございます。

1点目は、第3回の審議会でございます。お手元にも開催通知をお配りさせていただきました。おります。急な形で申し訳ありませんが、11月9日で、申し訳ございませんが、時間が18時からということでお願ひしたいと思っております。今回、この審議会に間に合わない形の順番としてなのですけれども、やはり議会の議決を経てからの案件というのがございまして、申し訳ございませんけれども、今回、11月9日に開催ということに急遽決まりました。皆さんお忙しい中お時間を頂戴しまして申し訳ございませんが、よろしくお願ひしたいと思います。続きまして、第4回の、その先の12月の審議会になりますけれども、12月27日(火)の午前10時から、場所はここ、3回も4回もこちらのほうで行います。Webでの参加ももちろん大丈夫なような形でセッションさせていただきますので、もしお時間等で難しいという場合にはWebのほうでの参加もお願ひしたいと思っております。

もう一度通知についてご確認いただければ幸いですので、よろしくお願ひいたします。

2点目でございますけれども、地下の駐車場をご利用されている委員の方々につきましては駐車券を用意しておりますので、必要な方は事務局までお申しつけください。

連絡事項は以上でございます。

○川合会長 ありがとうございます。  
その他特段ないようでしたら、本日の審議会  
はこれにて閉会とさせていただきます。  
本日もご協力いただきまして、ありがとうございます。  
ございました。

【足立区情報公開・個人情報保護審査会】会議概要

会議名	第十三期・第3回足立区情報公開・個人情報保護審査会		
事務局	政策経営部区政情報課		
開催年月日	令和4年11月9日(水)		
開催時間	午後5時57分～午後6時25分		
開催場所	中央館8階特別会議室		
出席者	川合 敏樹 委員	粉川 一郎 委員	面川 典子 委員
	ぬかがが和子 委員	いはいくら昭二 委員	石毛かざあき 委員
	にたない和 委員	野辺 陽子 委員	上 茂之 委員
	堀 成美 委員		
欠席者	松井 加奈絵 委員	水町 雅子 委員	安江 文博 委員
	宮崎 十三 委員	那須 康一 委員	鈴木 由美 委員
会議次第	別紙のとおり		
資料	○諮問事項 1 [諮問第479号] 「足立区独自・低所得のひとり親世帯等に対する家計応援臨時給付金」支給事務		
その他			

(審議経過)

(1) 開 会

○山根区政情報課長 皆さん、定刻の前ではございますけれども、野辺委員が参加という予定でございますが、今ちょっと交通事情で4号線が通行止めになっているような状況でありますので、先に開始し、進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

本日は、足立区情報公開・個人情報保護審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。今日は今年度の3回目ということなのですが、急速、夜の開催ということになりました。誠に申し訳ございません。皆さん、お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

審議に入るまで進行を務めさせていただきます。まず区政情報課長の山根でございます。よろしくお願いいたします。

38

(2) 配付資料の確認・事務局説明・定足数の確認

○山根区政情報課長 次に、会議資料の確認をさせていただきますと思います。

本日の資料ですが、5点ございます。審議会の式次第が1点でございます。それから、区長の諮問文が1点ございます。それと、事前に皆さんに、お手元のほうにもお持ちかと思いますが、諮問資料、ピンク色の表紙のものが1点ございます。それから、今日の席次表という形で、こちらの委員の皆様方の席次表をお配りしております。それから、次回の審議会開催のご案内についても再度、席のほうにも置かせていただきましたし、メールでも委員の皆さんにお配りさせていただいているところがございます。不足の資料はございますか。大丈夫でしょうか。

それでは、本日の審議会の定足数について

ご案内させていただきたいと思えます。

本日、委員16名のうち、10名の参加の予定をいただいております。野辺委員が1名、今遅れているところがございますが、9名ということになりますので、過半数を得ております。本審議会は成立ということでございます。

それでは、第十三期・第3回足立区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。本日の審議項目はお手元の次第のとおり、諮問事項が1件となっております。

再度のご案内で恐縮ですが、ご発言の際には、お手元にご置きますマイクのスワッチを入れてからご発言いただくようによろしくお願いいたします。また、リモート参加の委員の方でご発言がおありの方につきましては、ご発言のほうを願います。我々のほうでも注視してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以後の議事進行につきましては、川合会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○川合会長 では、ただいまから足立区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。まず、本審議会の審議ですが、基本的にこれを公開により行うしたいと思います。よろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○川合会長 ありがとうございます。異議がないということですので、そのように進めさせていただきます。

(3) 審議事項

【諮問第479号】「足立区独自・低所得のひとり親世帯等に対する家計応援臨時給付金」支給事務

<審議会意見>

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了



承とする。

なお、実施にあたっては、以下の意見に留意されたい。

クラウドサービスへの利用にあたって、十分な安全管理措置を講じたうえで、事業を実施されたい。また、個人情報のデータ削除について、確実に履行されたことを確認されたい。

○川合会長 では、議事に入りたいと思います。諮問事項でございます。

資料の1ページになります。諮問第479号「足立区独自・低所得のひとり親世帯等に対する家計応援臨時給付金」支給事務」でございます。

所管課からご説明をお願いいたします。

○長谷川親子支援課長 それでは、まず自己紹介をさせていただきますと存じます。私、親子支援課長の長谷川でございます。

本日は、お忙しい中、足立区情報公開・個人情報審議会の臨時会を開催させていただきましたことにつきまして、誠にありがとうございます。本来であれば定例会にお諮りしなければならぬのですが、食費等の物価高騰に直面している低所得の子育て世帯に対する給付金をできるだけ早くお届けさせていただくことを優先させて、本日の臨時会の開催をお願いいたしましたところでございます。お忙しい時間でもあり、大変申し訳ありませんが、趣旨をご理解賜りますよう、よろしく願います。

○宮岡特別給付係長 同じく、親子支援課子育て給付金担当係長の宮岡でございます。本日はどうぞよろしく願います。

○長谷川親子支援課長 それでは、着座にて説明させていただきます。どうぞよろしく願います。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で食費等物価高騰に直面する低所得のひとり親子育て世帯に対して、生活支援を行うことを目的に「足立区独自・低所

得のひとり親世帯等に対する家計応援臨時給付金」の支給を予定しております。

この支給事業に伴い、今年度実施しております国のひとり親世帯等に対する「令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」委託事業者への業務委託に関する個人情報の受渡しについて諮問させていただきますと考えてございます。

1枚おめくりいただきまして、資料の1ページをご覧くださいませでしょうか。事業の概要をまずご覧いただければと思います。今回の給付金では、令和4年10月31日までに、まず国の事業であるひとり親世帯等に対する「令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の支給決定を受けたひとり親世帯等の児童のうち、令和4年11月1日現在、支給要件に該当しない者を除く児童に対して申請を求めずに支給をさせていただきたいと考えてございます。

事業実施に当たり、従前の「諮問第367号」の内容には変更はございませんが、今までは暗号化機能付のUSBで行っていた委託事業者への個人情報の受渡しを、クラウドサービスを介した受渡しに変更させていただき、より個人情報保護の安全性を高めるものがございます。

次に、条例第16条に基づく業務委託に関して報告させていただきます。1枚おめくりいただき、2ページをご覧くださいと存じます。諮問資料についてご説明させていただきます。

委託業務で取り扱う個人情報については、住所及び氏名ほか、記載のとおりでございます。給付金の該当者へ通知作成及び送付する際に利用する個人情報については、「諮問第367号」でご承認いただいているところでございます。このたび追加でご審議いただく内

容は、個人情報の受渡し方法の変更についてでございます。

業務委託をする理由でございますが、5,000世帯を超える対象者に対して、支給のご案内及び給付金の事務処理を正確かつ迅速に実施するためでございます。

処理の概要については、対象世帯にお知らせをお送りし、児童扶養手当等で指定されている口座振込や申請による給付金を支給いたします。

効果については、膨大な事務量が発生することが想定されておりますので、大幅な事務量の削減が可能となります。

セキュリティ及び保護対策については、個人情報データのアップロード及びダウンロードは通信の暗号化を行い、委託事業者に保存させるデータも全て暗号化して保存させます。さらに、ユーザークラウドの管理により、アップロード及びダウンロードの権限を制限し、個人情報を取り扱える者を制限いたす予定でございます。

個人情報の保護措置等につきましては、今日添付させていただいている8ページにございます別紙4を遵守させるとともに、業務終了後に本業務に関するデータを破棄させ、別紙3の「データ消去報告書」を提出させるものとしたします。

以上で私からの諮問事項のご説明とご報告を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

では、先にはたない委員、次いで石毛委員、お願ひいたします。

○にはたない委員 1点確認なのですけれども、今回USBからインターネットを活用したデータの受渡しをするように変わります

たというところで、これというのも一長一短だと思っております。この資料の中で言う「データ受け渡しの情報保持安全性の確保」となっていますけれども、物理的に持つといくのとインターネット上でやるのは一長一短なわけであって、確かに今までみたいに物理的にどこかでなくしていくということはないかもしれないですけれども、実際問題、インターネット経由でやるということは、新たなリスクが発生するところになりますよね。

例えば、この審議会自体が公開されてしまうのであまり突っ込んだ話はできないのかもしれないですけれども、どういった手法を用いて通信をするのか。暗号化の種類とか、サーバーまでのトランスじゃないですけれども、変なところに行っていないかとか、そういったところをふだんから研究を進めていっていただいて、安全性の確保していただく。あくまでこれは手法が変わったからリスクがなくなったわけではなくて、新たな脅威に対してやっていかなければいけないというのは、質問するまでもなく、認識として同じだとは思いますが、そこだけ確認させていただければと思います。

○長谷川親子支援課長 今、にはたない委員から確認ということでお話ございましたけれども、私どものほうでも膨大な区民の大切な個人情報を扱わせていただきますので、安全性はより高めたいと考えてございます。

先ほど一度ご説明させていただきましたけれども、インターネット回線を活用させていただきますますけれども、その都度パスワードを双方で持つて、そのパスワードでしかやり取りできないような形を今現在考えておりますので。

また、より安全性が高められるものがあれば、どんどん研究していきたいなと考えてご

ざいます。

○にたない委員 ありがとうございます。

○川合会長 では、次いで石毛委員、お願いいたします。

○石毛委員 よろしくお願いいたします。1点だけです。

そのデータの受渡しをして、処理時間の短縮が行われるからいいということは当然いいですよね。結局、その後の業務終了後に行う本業務に関わるデータの破壊とか、データ消去報告書を出すというところで完結するのでしょうけれども、実際にこれを消去したか、していないかという確認はどのように行うのか、そこだけ確認させてください。

○長谷川親子支援課長 先ほどご説明させていただきましたけれども、証明書はご提出いただいたままだけれども、それ以外にも状況によって、立入りで調査をしたり、事前通告なしに立入り調査をすることも考えなければいけないと思っております。相手の方にも事前にその辺をお話しさせていたかどうかなども考えてございます。

○石毛委員 大変申し訳ないのですが、そんな曖昧な考え方だとちよつと私も心配なので、しつかりとその情報処理に対してどのように行うのかということを決めておかないと心配と思いますから、その辺、今みたいな同じような質問があったときにも、しつかりと答えられるように足立区で決めていただきたいなと思えますが、いかがですか。

○長谷川親子支援課長 曖昧な発言で大変申し訳ございませんでした。しつかりと情報を破壊してもらっているのかどうか、相手のパソコンを確認するなり、しつかりしていきたいと考えてございます。

○川合会長 では、ぬかが委員、お願いいたします。

○ぬかが委員 ほのかの方の質問とかぶら

い点で若干確認させていただきます。

今日、ちょうど午前中の議会の総務委員会の中で話題になった部分でもあるのですが、今回、尼崎の事件ではUSBだったというところで、そういう中でクラウドをやったというところもあるのかなど。また、国のほうもだんだんクラウドのほうに重きを置いていくような流れになっているというところはあると思うのですが、尼崎の件の教訓で、再委託の問題があつたじゃないですか。

これは全く再委託とかは想定していないということではよろしいのでしょうか。

○長谷川親子支援課長 再委託は考えておりません。

○ぬかが委員 分かりました。

若干、ほのかの方ともかぶるかとは思うのですけれども、クラウド経由でやっていくことになった場合に、やはりそのリスクは非常にあるということで、クラウドサービスは幾つかありますよね。その辺、何か条件や状況となど、いろいろ判断はこちらでやることになりませんか。事業者はまだこれからですよね、決定していくということでは、その辺なんかはどうなのでしょうか。

しかも、このクラウドのほうも最近、病院の事件がある中では、その辺をどう判断されているかとしていっているのかというのを伺いたいのですが。

○長谷川親子支援課長 先ほども一度ご説明させていただきましたけれども、事業者さんとよく相談させていただきましたながら、その都度その都度パスワードを変えて情報のやり取りをしていくことによつてセキュリティを確保していきたいと考えているところがあります。インターネットを活用することによつて別のリスクが高まってくるということとは確かにあると思っておりますけれども、そのリスクを回避できるような形で通信方

法等々についても検討を進めていきたいと考えてございます。

○ぬかが委員 例えば総務省のほうでいくと、推奨するものとかいろいろ、情報のほうのお答えでもいいのですけれども、そういうのも示していますよね。その辺についてはどう感じなんでしょうか。

私の感覚としては、総務省が推奨するから安全というものでもないような気がしてしようがないのですが。

○鈴木情報システム課長 あらかじめ想定されているものを所管課から聞いているのですけれども、そこは「AASP・Saas情報開示認定制度」を取得している事業者と聞いています。この「AASP (Application Service Provider)」というのは、「アプリケーションを提供する会社、あるいは「Saas」といって、ソフトウェアを利用するためにデータセンターとサーバーを用意してユーザーに利用してもらう会社がいかに安全性を外に向けて情報開示しているかという認証制度を取っておりますので、そういうもので判断をさせていただいております。

○ぬかが委員 ありがとうございます。

○川合会長 では、いっくら委員、お願いいたします。

○いっくら委員 私のほうから1点なのですが、すけれども、先ほどと若干かぶるのですが、別紙4の誓約書のところで、最初の2行目の「信義に従って誠実にこれを履行すること」を誓約いたします」ということなのですが、これも、例えば何か不測の事態があった場合とこの話は、これはどちらかというとな性善的な話になるのかな。何か罰則とか、そういうものは考えていらつしやるのですか。そこまで大ごとにならなくても、何か変わった状況が発覚した場合には何らかのペナルティーなどありますか。

「信義」ということは、「これからは注意してくださいね」という形で終わってしまうような気がするのですけれども、そこら辺のところはどのように考えているのですか。

○長谷川親子支援課長 万が一個人情報が出た場合ですと、当然それなりの損害賠償なり何なりというのを求めていかなければいけないと思っておりますし、また、意図的なものであれば当然のことながら警察なり、そういった場所に通報するというか、ちゃんと話をして、それなりの対応をさせていただきます。

○山根区政情報課長 すみません、補足をさせていただきます。

契約を取り交わすに当たっては、契約書の別紙というのを設けまして、個人情報漏えいにつながるような形につきましては罰則規定があるということについても、あらかじめ周知をさせていただくという形で契約の取り交わしをしたいと思います。

○いっくら委員 したいと思っております。いいので、ぜひとも一罰百戒みたいな形で、足立区からもしっかりと要望していただきたいと思っております。お願いいたします。以上です。

○川合会長 ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。では、堀委員、お願いいたします。

○堀委員 1点でございます。

もともと手続も不要で、情報のプラットフォームがあるものが今回臨時で委託業者に作業が出るという理解でいいのですよね。そうすると、開始時期が「令和4年12月(予定)」となっていますが、では終わりのみ決まっています、この委託業者は今回この件だけで終わるといいう理解でよろしいですか。

○長谷川親子支援課長 今回の支給事務につきましては、12月に通知を発送させてい

たっていて、1月下旬ぐらいに最初の給付を考  
えています。

その後、国の給付金のほうが2月28日ま  
で申請期限がございますので、その後も同じ  
ように国の給付金を申請されて認定をされ  
た方々につきましては、追加で支給をしてい  
きたいと考えてございますので、今年度未ま  
で契約をさせていたいただいて、それで終了させ  
る予定でございます。

○堀委員 分かりました。そうすると、この  
業者さんがそれもやるかもしれないという  
ことですか。

○長谷川親子支援課長 今年度の契約とい  
う形となります。

○堀委員 ありがとうございます。

○川合会長 ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。では、上委員、  
お願いいたします。

○上委員 クラウドサーバー経由でデータ  
をやり取りすることなのですが、要は  
何を言いたいかといいますと、もしこのクラ  
ウドサーバーが中継する第三の業者である  
と、懸念されるのが、委託業者に送るデータ  
を第三者の業者のサーバーにずっと置いた  
ままになることがあります。そういう場合は、  
例えば相手が受け取ったら手で操作して消  
すか、もしくは一定時間後に消すといった  
サービスもありますので、そこら辺のところ  
を活用していただいて、中継業者に残らない  
ような対策をしていただければと思います。  
以上です。

○長谷川親子支援課長 クラウドサーバー  
に一時的に入った情報につきましては、一定  
の時間がたちますと削除されるような形で  
考えてございます。

○川合会長 その他、ございますでしょうか。  
——よろしいですか。

その他、特にご意見はないということでは

が、個人情報の保護について、これまで各委  
員からの質問とやり取りがございましたの  
で、その点を十分踏まえまして、本件につい  
ては了承するというところでよろしいでしょ  
うか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○川合会長 ありがとうございます。

特に異議なしということですので、了承す  
ることとしたいと思います。

#### (4) 閉会

○川合会長 これで本日予定されておりま  
す案件は全て終了ということでございます。  
委員の皆様におかれましては、遅い時間だつ  
たわけですが、ご審議いただきましてあり  
ありがとうございます。

それでは、事務局より連絡事項等、お願い  
いたします。

○山根区政情報課長 委員の皆様、貴重なご意  
見をありがとうございます。

事務局から連絡事項が2点ございますので、  
お話しさせていただきます

1点目ですが、次回の第4回審議会の開催日  
でございますが、12月27日(火)午前10時  
となります。年末のお忙しいところ大変申し訳  
ございませんが、何とぞご出席を賜りますよう、  
よろしくお願いいたします。

2点目ですが、地下の駐車場をご利用された  
委員の方につきましては、駐車券を用意してお  
りますので、事務局までお申し出いただければ  
と思います。

連絡事項は以上でございます。

○川合会長 ありがとうございます。

その他、特段ないようでしたら、本日の審議  
会はこれにて閉会とさせていただきますと思  
います。

本日もご協力いただきまして、ありがとうご  
ざいました。



足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料総括表

案 件 [おたふくかぜワクチン任意予防接種実施にかかる対象者  
データ抽出と予診票印字・送付業務委託]

所管部課係 衛生部 保健予防課 保健予防係

事業の概要

- 1 おたふくかぜワクチン任意予防接種費用を一部助成する理由  
おたふくかぜは、感染すると耳の下に位置する耳下腺（唾液をつくる組織）に炎症が生じる全身性感染症である。飛沫感染や接触感染で拡大し、保育所や幼稚園などの集団生活を始めたばかりの子どもに多く見られる。感染したとしても軽症で済むことが多い一方で、重症化し、感音性難聴などの合併症を引き起こすこともある。  
区としても、感染症予防対策に加えて、子育て支援策の考え方を取り入れ、ワクチン接種費用の一部助成を行う。
- 2 印字・封入封緘委託  
予診票の印字と、個別通知のための封入封緘作業については、業務委託を行う。
- 3 システムの変更内容  
住民登録のある1歳児を抽出し、予診票を発送する。抽出及び接種履歴管理は、既存の保健衛生システムを改修して行う。
- 4 他区の助成実施例  
北区・荒川区・葛飾区などの17区

諮 問 事 項			
	項 目	条 例	備 考
1	業務の委託	足立区個人情報保護条例第16条第1項	
2	電子計算組織への記録	足立区個人情報保護条例第21条第2項	
3			

報 告 事 項			
	項 目	条 例	備 考
1			
2			
3			

&lt;条例第16条関連&gt; &lt;個票&gt;

## 足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料

項目	業務の委託	足立区個人情報保護条例第16条
1	■諮問事項	
2	□報告事項 (一括承認基準)	
業務委託の内容及び条件		
<p>おたふくかぜワクチン任意予防接種予診票を、対象の区民（以下、対象者）に毎月郵便で送付するに当たり、複写式予診票へ氏名・住所等印字のうちお知らせ類と封入封緘する作業を委託する。件数の想定は、月350件前後となる。なお、封入にあたっては、すでに例月送付しているMR・水痘予防接種予診票と同封し、対象者に郵送する。</p> <p>保健衛生システムから抽出した対象者のCSVデータを、委託業者にUSBメモリにて保健予防課の窓口で受け渡し、委託業者が予診票印字を含む封入封緘作業を行った後、対象者へ送付する。委託業者は、プライバシーマーク取得済みの区内心身障がい者就労施設に依頼する予定である。</p>		
業務委託を必要とする理由		
<p>予診票印刷はドットプリンターでの印字となり、月350枚ほどの印字が予定されるが、当課のドットプリンターは窓口業務で他の予防接種予診票も印字するため、専用で業務時間中に印字することができない。</p> <p>また、封入作業にも時間を要することから、業務委託することが必要と考えている。</p>		

当該委託開始(実施)時期	令和5年4月(予定)
業務委託により取り扱う個人情報の項目	
氏名、住所、生年月日、接種ワクチン名、期・回数、有効期限	
個人情報の保護措置等	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業者はプライバシーマークを取得している。</li> <li>・業務に使用するパソコンはIDとパスワードを設定し、不正利用を防止する。</li> <li>・小児予防接種対象者抽出データ受け渡し専用のUSBメモリと受け渡し簿を使い、保健予防課窓口でCSVデータ受け渡しを行う。</li> <li>・事前に定められた2名程度の委託業者の担当者が、ID/パスワードで管理されたパソコンでデータを受け取り、委託業者の車両で事業所に持ち帰る。そのデータをパソコンから事業所内専用サーバに移したうえで、予診票に印字する。</li> <li>・封入封緘作業においては、作業員は作業室に携帯電話などの電子媒体を持ち込まないこととする。</li> <li>・委託業者は、パソコンのCSVデータはサーバに格納後に削除し、専用サーバのCSVデータは3か月後に削除する。</li> <li>・情報セキュリティ対策実施報告状況報告書、データ消去証明書等で、定期的に報告を受ける。</li> </ul>	
業務委託先(予定を含む)	
社会福祉法人あしなみ	
(区内心身障がい者雇用対策の推進のため、随意契約)	



足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問資料

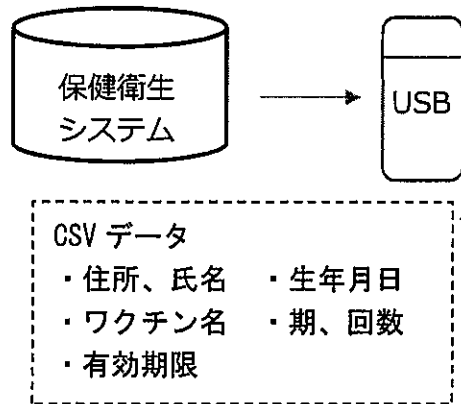
\*必ず「諮問事項」となります

項目	電子計算組織に記録すること 及びその記録項目	足立区個人情報保護条例 第21条
記録する個人情報		利用目的
1	生年月日・氏名・住所	予診票の例月送付
2	接種日・接種医療機関・ワクチン 名・期・回数・有効期限・性別	履歴管理及び支出事務
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
システム委員会	令和4年度承認済み	
適用申請		
稼働時期	令和5年3月1日～(予定)	

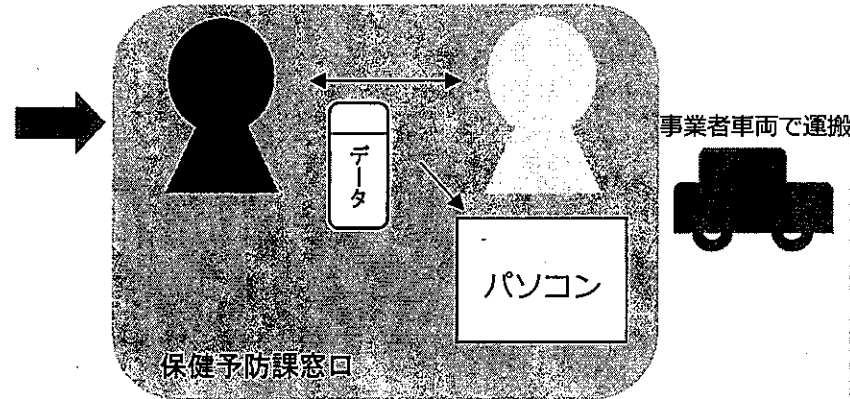
<p>電子計算組織に記録を必要とする理由</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民登録のある1歳の誕生日に至る月の対象者を抽出し、予診票を印字のうえ送付することで、任意予防接種の実施を通知する。</li> <li>2 抽出及び接種履歴をシステムに入力することで、保健予防課および各保健センターの保健衛生システム利用者が、窓口や電話での対応時にデータを閲覧・操作し、いずれの窓口でも区民に同じ対応をすることができる。</li> <li>3 統計作業や分析等を簡単に実施できる。</li> </ol> <p>処理の概要・効果</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 1歳の誕生日に至る月の対象者を抽出し、予診票印字データを作成する。</li> <li>2 接種履歴を入力することで、個人の接種歴の管理と、接種費用の支出管理ができる。</li> <li>3 接種率を把握する。</li> </ol> <p>セキュリティ・保護対策</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 保健衛生システムは、外部ネットワークから独立した基幹系ネットワークに接続されている。</li> <li>2 保健予防課に設置されている端末を使用し、二要素（職員カードとパスワード）認証が必要な仕組みを導入している。</li> <li>3 予防接種に関する入力作業は、保健予防課および各保健センターの職員が行い、対象者データの抽出は保健予防課の職員のみが行う。</li> <li>4 パスワードは定期的（年1回）に変更する。</li> </ol>
---

## 別紙1 おたふくかぜワクチン任意予防接種予診票個別送付の流れ

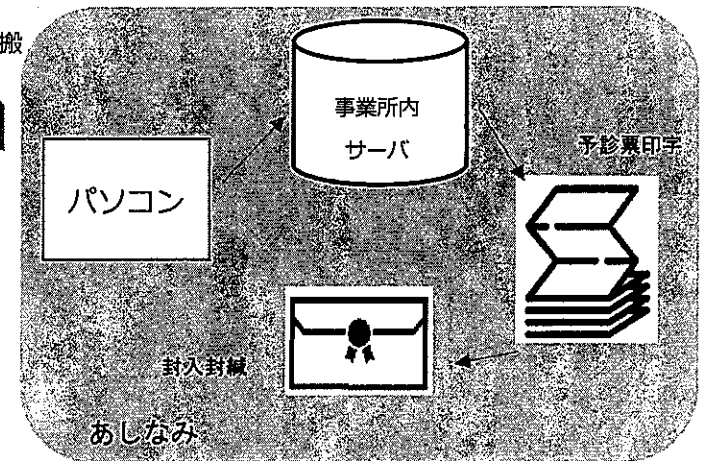
1 衛生システムで小児予防接種対象者データ抽出を実行し、生成されたCSVデータを対象者抽出データ専用のUSBメモリに格納する。



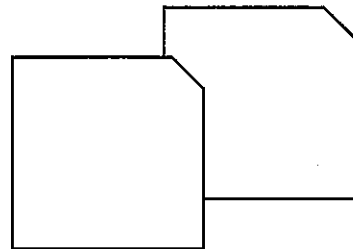
2 事前に定められた事業者担当に USBメモリを保健予防課窓口で渡し、事業者のパソコンにCSVデータを格納する。USBメモリは引渡書を取り交わしたうえで、その場で返却される。



プライバシーマーク取得事業者のあしなみに委託することを想定



5 すでに同法人に委託している小児予防接種11種の予診票封入封緘作業と同様に例月送付するため、毎月1回①～④を実施する。



4 事業者は情報セキュリティ対策実施状況報告書を毎月提出する。また、パソコンのデータはサーバ移行後に、専用サーバにあるデータは3か月後に、それぞれ消去の上、削除証明を事業者は区に提出する。

3 事業者は ID/パスワードで不正利用を防止されたパソコンでデータを事業所に持ち帰り、事業所内のみ接続のサーバにデータを移す。サーバのデータから予診票をドットプリンタで複写紙に印刷し、封入作業を行う。封緘済みのものを区と件数確認の上、郵便局に持ち込む。

## データ破棄完了報告書 (案)

おたふくかぜワクチン任意予防接種予診票印字および封入封緘委託契約に基づき取り扱った調査対象者の個人情報について、データ運搬用PCおよび足立区専用サーバ内データは、全て破棄したことを下記のとおり報告いたします。

### 記

- 1 データ破棄対象者件数           〇〇〇〇件
- 2 PCデータ削除日           2023年 〇月 〇日
- 3 サーバ内データ削除日           2023年 〇月 〇日
- 3 データ破棄責任者           〇〇 〇〇
- 4 データ破棄方法           運搬用PC内のデータ削除            
          サーバ内データの削除

足立区長

年 月 日

受注者

所在地  
在人名長  
所法人  
理事長

東京都足立区竹の塚6-18-4  
社会福祉法人あしなみ  
          〇〇 〇〇



足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料総括表

案件 [図書館資料の督促訪問業務におけるショートメッセージ送信サービスの導入]

所管部課係 地域のちから推進部中央図書館

事業の概要

1 これまでの経緯と現状

図書館資料の督促は、電話・Eメール・はがきを基本としているが、さらなる督促強化のため、未返却期間がおおむね3か月～1年の未返却者に対して、訪問督促を実施している。

平成27年度・令和3年度：常勤職員による訪問督促

平成28～令和2年度：業務委託による訪問督促  
〈諮問第237号承認〉

令和4年度：人材派遣による訪問督促  
〈諮問第442号承認〉

2 ショートメッセージ送信サービスによる督促の導入

様々な督促を行っているが、依然として年間約1,200冊（約160万円分）の本が返却されていないなど未返却図書が多い現状である。そのため、返却効果の高い早期の督促を強化すべく、到達率の高い手段であるショートメッセージ送信サービスによる督促を導入し、利用登録者のうち携帯電話の登録者に対して督促メールを送信し、早期接触の機会を拡大することで、返却率の向上を図る。

諮 問 事 項			
	項 目	条 例	備 考
1	業務の委託	足立区個人情報保護 条例第16条第1項	
2	区の機関以外のものとの 外部結合	足立区個人情報保護 条例第22条第1項	
3			

<条例第16条関連> <個票>

## 足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料

所管部課係 地域のちから推進部中央図書館図書案内係

項目	業務の委託	足立区個人情報保護条例第16条
1	■諮問事項	
2	□報告事項 (一括承認基準)	
業務委託の内容及び条件		
1 ショートメッセージ送信サービス(クラウドサーバ)による図書資料の督促 ショートメッセージ送信サービスを利用して、図書館システムで抽出した督促対象者の携帯電話番号へショートメッセージを送信する。 ※氏名など個人が特定される情報は送信するメッセージには入れない。		
業務委託を必要とする理由 新たな手法を導入し、早期に直接対象者へショートメッセージを送信することで、返却率の向上を図る。		

当該委託開始(実施)時期	令和5年4月
業務委託により取り扱う個人情報の項目 携帯電話番号	
個人情報の保護措置等 1 契約の要件として、プライバシーマークまたはISO27001の認証を受けた事業者とする。 2 インターネット間の通信は、暗号化通信(TLS通信)を行う。 3 利用するクラウドサーバは国内に設置されていることとする。 4 一斉送信サービスへのログインには、ID・パスワードを用い、不正利用を防止する。 5 ファイアウォールを使用し、不正アクセスからアプリケーションを保護する。 6 契約期間満了後にデータ消去証明書を区に提出する。	
業務委託先(予定を含む) 競争入札により契約を行う。	

足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問資料

\*必ず「諮問事項」となります

項目	区の機関以外のものとの外部結合	足立区個人情報保護条例第22条
個人情報の記録項目 携帯電話番号		
結合する区のシステム	文書PC 図書館システムに登録されている対象者の携帯電話番号を抽出・リスト化したのち、ショートメッセージ送信サービス（クラウドサーバ）へアップロードし、対象者全員へメッセージを送信する。	
結合先 (結合方法)	委託事業者が使用するクラウドサーバ	
稼動時期	令和5年4月（予定） ※契約締結後、運用開始	

外部結合を必要とする理由

ショートメッセージ送信サービスを利用してリスト化した宛先へ送信することで、手入力で行うより携帯電話番号の入力ミスを防ぐことが可能である。

処理の概要・効果

- 1 1日あたり約30件。月1,000件送信する想定。
- 2 図書館システムから抽出した対象者の携帯電話番号をリスト化し、ショートメッセージ送信サービス（クラウドサーバ）を利用し、対象者全員へメッセージを送信する。
- 3 リスト化した携帯電話番号へ一斉送信するクラウドサーバを利用することで、督促業務の負担軽減と送信作業の効率化を図ることができる。

セキュリティ・保護対策

- 1 契約の要件として、プライバシーマークまたはISO27001の認証を受けた事業者とする。
- 2 インターネット間の通信は、暗号化（TLS通信）を行う。
- 3 利用するクラウドサーバは国内に設置されていることとする。
- 4 一斉送信サービスへのログインには、ID・パスワードを用い、不正利用を防止する。
- 5 ファイアウォールを使用し、不正アクセスからアプリケーションを保護する。
- 6 契約期間満了後にデータ消去証明書を区に提出する。

【構成図】

図書館システム  
(中央図書館業務端末)



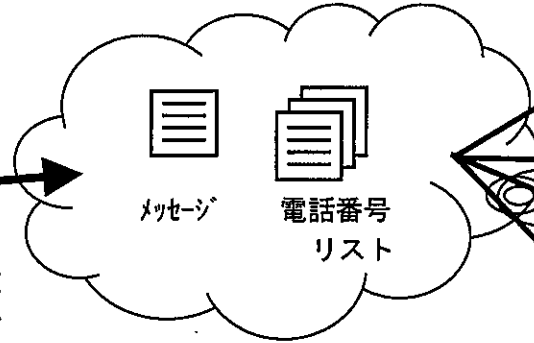
対象者の携帯電話番号を抽出  
USBメモリで文書PCへデータ移行



中央図書館  
文書PC

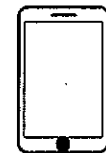
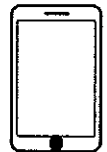
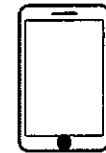
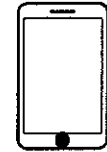
送信先リストとメッセージ本文  
をアップロード

クラウドサーバ



リストに記載の対象者全員  
へメッセージを送信

対象者





【ショートメール本文】

足立区立中央図書館です。返却期日が過ぎていきます。  
返却期日より1か月を経過しますと、貸出・予約の利用ができなくなります。  
早急にお返し願います。

(70文字)

# 足立区立図書館利用登録申請書 申請日 年 月 日

本枠内をご記入ください（「変更」の時は項目に○印）

※ いただいた個人情報（登録、貸出、予約、リクエスト、督促、落し物の連絡、閲覧席・インターネット端末の利用、休館等の運営のお知らせ）以外には使用いたしません。

新規登録・再発行・更新・変更・登録削除・仮パスワード交付

フリガナ		
名前	姓	名
生年月日	T・S・H・R 年 月 日	
自宅	〒	区 市 町
住所	番 号	番 地 号室
電話番号	固定	携帯
	予約連絡時の番名通知	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
予約連絡方法	<input type="checkbox"/> 連絡不要（来館時に確認・インターネットで確認）	
	<input type="checkbox"/> メール	上記以外の番号を希望 名称
	<input type="checkbox"/> 固定電話	
	<input type="checkbox"/> 携帯電話	
	<input type="checkbox"/> はがき	
	<input type="checkbox"/> ファクス	
予約方法	<input type="checkbox"/> インターネット予約のみを利用する <input type="checkbox"/> 両方を利用する	
学校・勤務先 ※ 在学・在勤の方のみ記入	名称	住所 足立区

図書館記入欄

登録番号 0.0. . . . .

旧番号 0.0. . . . .

資格確認書類

1.運転免許証 2.パスポート(住所記載) 3.マイナンバー

4.学生証 5.保険証(住所記載) 6.その他( )

在勤・在学の確認書類

1.勤務証明書 2.在学証明書 3.学生証

4.その他( )

新規発行又は各種申請受付	仮パスワード発行
資格確認	照合

足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料総括表

案件 [学童メールシステムの導入]

所管部課係 地域のちから推進部住区推進課学童保育係

事業の概要

学童保育室等利用児童の保護者に対し、Aメールを活用して以下のとおり情報発信を行っている。

関係施設	学童保育室（110室）、児童館（52か所）
対象人数	約8,500人（保護者、職員等の合計）

<情報発信の例>

- ・区内学童保育室の運営に係る情報（学童保育室全体の運営方針等や個別の学童保育室における電話回線不通等の緊急連絡）
- ・新型コロナウイルス感染症関連情報（クラスター発生、臨時休室期間等）の提供
- ・保護者負担金の口座振替に係る残高確認のお願い
- ・保護者負担金の免除・減額申請のご案内
- ・地震・台風等の災害時における開室・休室情報、被害情報

Aメールサービスの更改に伴い、既存のサービスによるメール配信を継続できないため、新たなメール配信機能を提供する委託事業者と契約するため、本審議会へ諮問する。

諮 問 事 項			
	項 目	条 例	備 考
1	業務の委託	第16条第1項	
2	電子計算組織への記録	第21条第2項	
3	区の機関以外のものとの外部結合	第22条第1項	

報 告 事 項			
	項 目	条 例	備 考
1			
2			
3			

<条例第16条関連> <個票>

足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料

所管部課係 地域のちから推進部住区推進課学童保育係

項目	業務の委託	足立区個人情報保護条例第16条
1	<input checked="" type="checkbox"/> 諮問事項	
2	<input type="checkbox"/> 報告事項 (一括承認基準)	
<b>業務委託の内容及び条件</b> 委託事業者が提供するメール配信サービスを利用し、学童保育室利用児童の保護者等に対し区がメールを配信する(特定施設の関係者または登録者全体に対しての一斉配信)。 メール配信等の操作及びアドレス管理は区が行い、委託事業者はメール配信機能の提供を行う。		
<b>業務委託を必要とする理由</b> 学童保育室利用児童保護者及び職員等へメール配信を行うにあたり、登録アドレス数は約8,500件(令和4年9月時点)に上る。これら全てまたは一部の学童保育室関係者等へ迅速にメール配信を行うためにはメール配信に特化したサービスの利用が必須と考える。		

当該委託開始(実施)時期	令和5年4月
<b>業務委託により取り扱う個人情報の項目</b> ・メールアドレス	
<b>個人情報の保護措置等</b> ・契約の要件としてプライバシーマーク、ISO27001の認証を受けた事業者とする。 ・通信の暗号化(TLS通信)。 ・ファイアウォールにより不要なアクセスを防止する。 ・委託事業者が利用するクラウドサーバは国内サーバであることを条件とする。 ・メール配信サービスへのログインにはID、パスワードを用い、アクセス制御する。 ・定期的なバックアップの実施。 ・外部機関による定期的なセキュリティ診断を実施。	
<b>業務委託先(予定を含む)</b> 契約要件を設定し、該当する事業者を選定する。 契約にあたっては十分なセキュリティを確保しつつも費用の安価な事業者を選定するため、特命随契とする見込み。	

足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問資料

\*必ず「諮問事項」となります

項目	電子計算組織に記録すること 及びその記録項目	足立区個人情報保護条例 第21条
記録する個人情報		利用目的
1	メールアドレス	アドレスの一括登録または削除
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
システム委員会	令和4年度承認済み	
適用申請	-	
稼働時期	令和5年4月1日～	

<p><b>電子計算組織に記録を必要とする理由</b></p> <p>メール受信登録を行った者のうち、利用児童保護者のアドレス等は毎年度末に全て削除している（次年度も学童保育室等を利用する場合は、改めて登録手続きが必要）。</p> <p>保護者に係る登録情報の一括削除を行うためには、削除するデータをCSVで出力し、一時的に保存する必要がある（または、削除したくない“職員”のデータを抽出、保存し、全て削除したのちに再登録する。）。</p> <p>登録データの変更、削除を保護者に一任すると保護者の負担が大きい。また、必要のない者も登録したままにしておくと、登録アドレス数に応じて費用が決定する性質上、無駄な費用がかかる可能性がある。</p> <p>登録情報の一括削除は必須であり、そのためには一時的にCSVにて抽出、保存が必要である。</p>
<p><b>処理の概要・効果</b></p> <p>登録情報をメール配信システムの機能を用いて抽出し、CSVデータとして保存する。保護者に負担をかけることなく、速やかに削除を行い、次年度の登録環境を整備することができる。</p>
<p><b>セキュリティ・保護対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ログインID、パスワードによるアクセス制限</li> <li>・ダウンロードしたデータを保存する際はパスワード付きのZIPファイルにする（マニュアルに規定）。</li> <li>・データは必要な作業が終わったらすぐに削除する。</li> </ul>

<条例第22条関連> <個票>

## 足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問資料

所管部課係 地域のちから推進部住区推進課学童保育係

\*必ず「諮問事項」となります

項目	区の機関以外のものとの外部結合	足立区個人情報保護条例第22条
個人情報の記録項目 ・メールアドレス		
結合する区のシステム	文書 PC	
結合先 (結合方法)	委託事業者が用意するメール配信システム (クラウドサーバ)	
稼動時期	令和5年4月1日～	

### 外部結合を必要とする理由

学童保育室利用児童保護者及び職員等(約8,500名)に対し、効果的にメールによる情報発信を行うため、事業者が提供するメール配信サービスを利用する。

### 処理の概要・効果

事業者が提供するメール配信サービス(アドレス等管理機能及びメール配信機能)を利用し、メールアドレス管理及び学童保育室利用児童の保護者等に対し住区推進課がEメールを配信する。

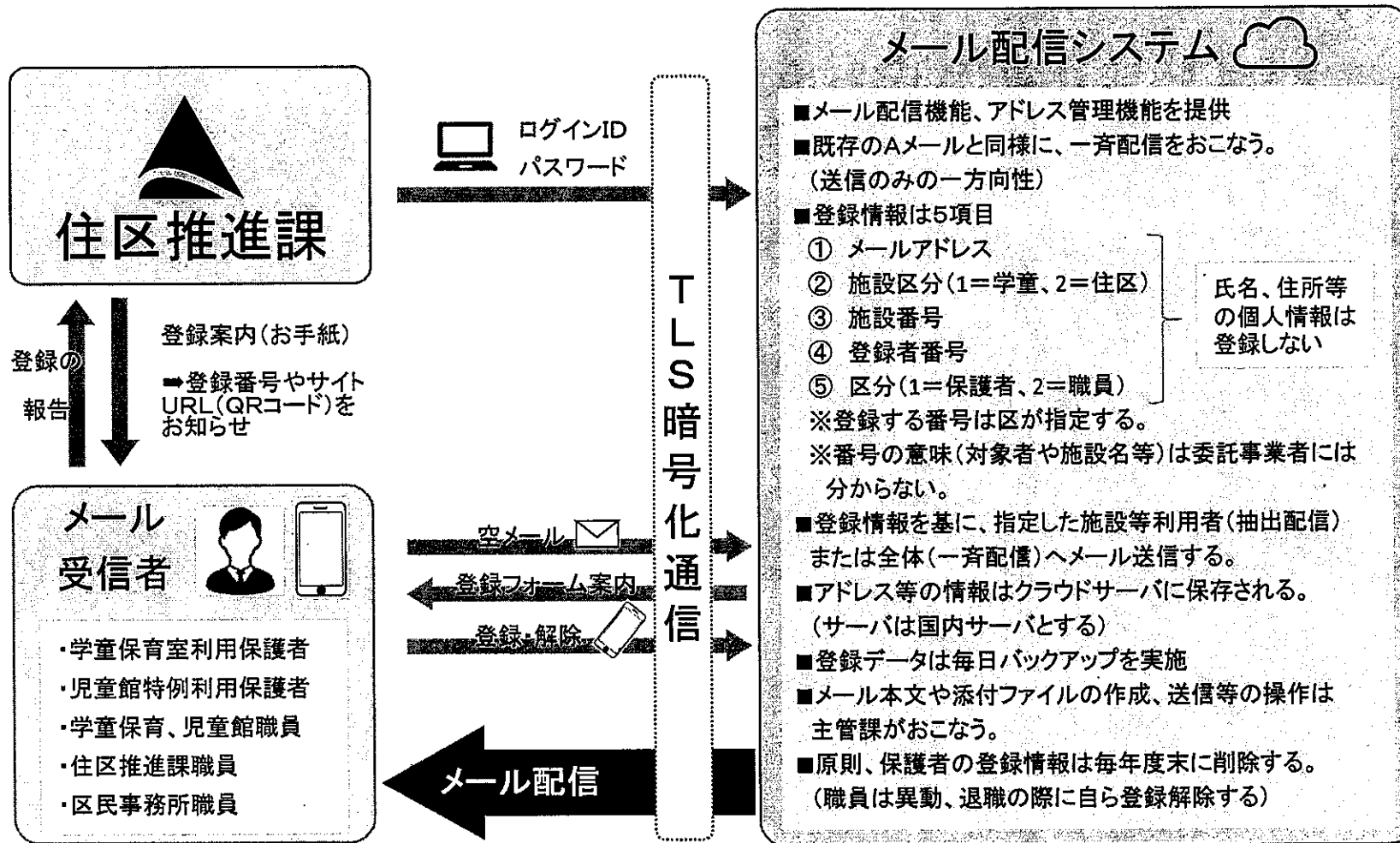
#### 【効果】

- ・空メールや登録フォームから保護者自身が登録できる(アドレス収集、管理等の効率化)
- ・送付対象を限定したメール配信で保護者等への情報発信を効果的かつ迅速に行うことができる。

### セキュリティ・保護対策

- ・通信の暗号化(TLS通信)。
- ・ファイアウォールにより不要なアクセスを防止する。
- ・委託事業者が利用するクラウドサーバは国内サーバであることを条件とする。
- ・メール配信サービスへのログインにはID、パスワードを用い、アクセス制御する。
- ・定期的なバックアップの実施。
- ・外部機関による定期的なセキュリティ診断を実施。

# 別紙 メールサービス利用イメージ



## 対象を選択して一斉送信

(送信速度1000万通/時)

- ・学童保育室、住区センターの運営方針のお知らせ、緊急連絡等
- ・学童保育室保護者負担金の口座振替に係る残高確認の依頼
- ・学童保育室保護者負担金の免除・減額申請等ご案内
- ・新型コロナウイルス感染症情報(クラスター発生・臨時休室等)
- ・地震、台風等の災害時における情報発信(被害状況、開室・閉室の判断等) ほか

## メール配信サービス仕様要件 (案)

- 1 件名  
学童メール配信システム運用業務委託
- 2 目的  
本システムは、足立区（以下、「発注者」という。）がインターネットに接続できるパーソナルコンピュータ及び携帯電話等からEメールを配信できるメール配信システムを利用し、学童保育室利用保護者等への迅速な情報提供を目的とする。

- 3 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで（開発期間を除く）

- 4 サービス要件

### メール配信サービス要件

- ア 一回の配信可能メール数は1万件以上であること。
- イ 「利用者区分」、「施設区分」、「学童保育室番号」のいずれか、または全ての項目をキーとした条件抽出に基づく配信機能を有すること。
- ウ 時間指定自動配信機能を有すること。また、予約配信の変更、取消が行えること。

### セキュリティ要件

#### 【情報漏洩対策について】

- ア システム管理者の権限によって個人情報へのアクセスを限定できること。また、システムへログインしたログイン履歴を確認できること。
- イ システムとの接続はTLS暗号化通信により行うこと。
- ウ 暗号化通信に係る第三者機関認証局からのサーバー証明書の発行登録を行うこと。
- エ 収集した個人情報は暗号化したうえで、登録情報を別のデータサーバー上で管理すること。

#### 【建物について】

- ア IDC（インターネット・データ・センター）専用建物であること。
- イ 耐震構造の建物であること。
- ウ 日本国内にあること。

#### 【公的認証について】

以下の公的認証を取得していること。

- ア ISO27001
- イ プライバシーマーク

#### 【サーバー機器、ネットワーク機器について】

- ア 利用するサーバー機器が複数台により冗長化構成になっていること。
- イ 24時間365日、常に自動監視、自動検知、自動対策を行うこと。
- ウ バックアップシステムを導入し、定期的に自動バックアップを行うこと。



足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料総括表  
 案件 [生活困窮世帯の子どもに対する居場所を兼ねた学習支援  
 事業における電子メールおよびWeb会議システムの  
 導入]

所管部課係 暮らしとしごとの相談センター 子どもの学習支援係

事業の概要

本事業では生活困窮世帯の中学生等を対象に、家庭に代わり安心して過ごせる居場所を提供するとともに、大学生スタッフによるマンツーマン形式の学習支援を行い、コミュニケーション能力や正しい生活習慣を養いながら将来の自立に向けて自己肯定感を高められるよう支援を行っている（別紙1）。なお、この事業はNPO法人への委託契約に基づき実施している区の事業であり、平成27年6月8日の本審議会（諮問第225号）で個人情報の取り扱いについて承認を得ている。

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機としてWeb会議システムの活用が広まっているほか、教育現場においてはGIGAスクール構想により、児童・生徒一人ひとりにタブレット端末が配付されるなど、ICT環境が大きく変化している。

については、居場所を兼ねた学習支援事業における利用生徒への支援充実を図ることを目的として、利用生徒・保護者との連絡手段として電子メール、緊急時や平時における施設スタッフと生徒の交流手段としてWeb会議システムを導入する。

諮 問 事 項			
	項 目	条 例	備 考
1	業務の委託	足立区個人情報保護条例第16条第1項	
2	区の機関以外のものとの外部結合	足立区個人情報保護条例第22条第1項	
3			

報 告 事 項			
	項 目	条 例	備 考
1			
2			
3			

条例第16条関連 > <個票>

## 足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料

所管部課係 くらしとしごとの相談センター 子どもの学習支援係

項目	業務の委託	足立区個人情報保護条例第16条
1	■ 諮問事項（委託内容及び個人情報の取り扱いに関する運用の変更）	
2	□ 報告事項（一括承認基準）	
業務委託の内容及び条件		
<p>(1) 運営主体である委託事業者と施設の利用生徒・保護者との連絡手段として電子メールを利用する。</p> <p>(2) 委託事業者が実施する学習支援に Web 会議システム (Zoom) を導入する。</p> <p>(3) 上記 (1) 及び (2) の実施に伴い、運営主体である委託事業者が、利用生徒・保護者の情報をインターネット回線に接続されたパソコンに保存できるよう運用を変更する。</p>		
業務委託を必要とする理由		
<p>&lt;電子メールについて&gt;</p> <p>通常時における生徒の施設利用確認のほか、感染症拡大時や災害発生時などの施設運営に関する情報を生徒・保護者に速やかに連絡するため。</p> <p>&lt;Web 会議システムについて&gt;</p> <p>生徒が自宅に居ながらにして学習支援を受けることが可能になり、感染症拡大時等の緊急時だけでなく、平時における施設利用の幅が広がる。</p> <p>さらには、学習意欲の低下等の理由により施設利用が定着しない生徒や、部活動やアルバイトで時間に制約があり施設に通うことが難しい高校生への新たな支援ツールとしても効果が期待できる。</p> <p>また、中学生については、生徒の利便性や新たな機器調達のコストを考え、中学校から貸与されている GIGA スクール端末を活用する。この場合、授業での使用頻度や自宅への持ち帰り等、運用方法は各校の裁量に委ねられてお</p>		

り、自宅持ち帰りが可能な中学校の生徒が端末を使用する際は、学校 ICT 推進担当課および各中学校と協議のうえ使用可否を判断する。

### 業務委託により取り扱う個人情報の項目

【これまでに承認された項目】

住所、氏名、性別、生年月日、電話番号、在籍校・学年、家族構成等世帯状況、学業の成績（定期テストや検定試験の結果、模試、内申点等）、その他学習支援に付随する事項

【今回の変更による追加項目】

メールアドレス、Web 会議システムを利用した場合の容貌・音声

### 個人情報の保護措置等

#### 1 電子メール使用時の保護措置

- (1) 電子メールについては、生徒の出欠席の確認、生徒の Zoom 利用に係る連絡（別紙2）、施設からの運営に関する連絡事項に限定する。
- (2) 複数の宛先に同じメールを送信する場合、送信先は全て BCC に入力する。
- (3) メール本文の内容に誤りが無いか、送信先が正しく設定されているかを別の職員が確認してから送信する。

#### 2 Web 会議システム (Zoom) 使用時の保護措置

- (1) オンラインルームへの侵入防止のため、会議 ID の秘匿化、パスワード設定を必須とするほか、入室時にスタッフが顔を見て本人確認を行う。
- (2) オンライン支援の情報改ざんを防ぐ対策：データの暗号化（別紙3）
- (3) 参加者のなりすましを防ぐ対策として、ユーザーの無効化（強制退出）を可能とする。
- (4) オンライン支援の録画及び録音は行わない。
- (5) 画像、音声を外に漏れないよう、仕切られた場所でヘッドホン着用の上実施する。

### 3 個人情報の取り扱いに関する運用変更について

電子メール、Web 会議システムの導入に伴い、現在委託契約の仕様書上定めている下記の規定を廃止する。

- ・パソコン内部のハードディスクへの個人情報の記録禁止
- ・個人情報を取り扱うパソコンのインターネットへの接続禁止

なお、本事業では「個人情報に関する情報セキュリティ対策について」（別紙4）により個人情報を保護する取り組みを実施している。今回の運用変更を踏まえ、委託事業者に対しては、情報セキュリティのより一層の遵守を徹底していく。

#### 業務委託先（予定を含む）

認定 NPO キッズドア、認定 NPO カタリバ

#### 当該委託開始（実施）時期

令和5年1月以降

<条例第22条関連> <個票>

### 足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問資料

項目	区の機関以外のものとの外部結合	足立区個人情報保護条例第22条
<b>個人情報の記録項目</b> ・容貌 ・音声 ・氏名 ・在籍する学校名 ・学年 ・学習状況 ・成績 ・進路希望先 ・その他学習支援に付随する事項		
結合する区のシステム	区が生徒に貸与しているタブレット端末	
結合先 (結合方法)	インターネットを介し、クラウドサーバ上のWeb会議システムのデータセンターと結合する。	
稼動時期	令和5年1月以降	

所管部課係 くらしとしごとの相談センター 子どもの学習支援係

#### 外部結合を必要とする理由

Web 会議システム (Zoom) を利用するためには、インターネットを経由して当該サーバにアクセスする必要がある。

#### 処理の概要・効果

- 1 生徒に貸与している GIGA スクール端末を、インターネットを経由してクラウドサーバ上の Web 会議システムに結合させる。
- 2 外部結合により、映像と音声を用いて離れた場所にいる対象者に学習支援を提供することができる。

#### セキュリティ・保護対策

- 1 オンラインルームへの侵入防止のため、会議 ID の秘匿化、パスワード設定を必須とするほか、入室時にスタッフが顔を見て本人確認を行う。
- 2 使用するシステムのクラウドサーバは国内のものを選択する。
- 3 オンライン支援の情報改ざんを防ぐ対策：データの暗号化 (別紙3)
- 4 参加者のなりすましを防ぐ対策として、ユーザーの無効化 (強制退出) を可能とする。
- 5 オンライン支援の録画及び録音は行わない。

# 「居場所を兼ねた学習支援事業」 概要

別紙1

## 事業目的

生活困窮世帯の子どもたち達に、家庭に代わり安心して過ごせる居場所と学習支援を提供することで、将来に向けて自立するための自己肯定感を高める。

## 対象

就学援助(生活保護含む)受給世帯、ひとり親手当受給世帯の中学生  
 ※中学生の時に本事業を利用していた高校生は継続利用が可能

## 施設概要

### 実施主体

認定NPO法人キッズドア、認定NPO法人カタリバ (区との委託契約)

### 施設数

拠点:4カ所(竹の塚、梅島、綾瀬、谷在家) 分室:2カ所(高校生の学習スペースとして、綾瀬、谷在家に設置)

### 時間

平日:15時~20時、土曜・祝日:10時~20時、日曜:13時~20時 ※学校の長期休暇中も開館

### 利用定員

370名(中学生 240名、高校生130名) ※4拠点、2分室の合計

## 支援内容

### 学習支援

週2回学習日を設定し、マンツーマン形式による個別指導を実施

### 居場所提供

フリースペースを設置し、いつでも気軽に来てくつろげるよう、ソファや漫画、ボードゲームなども用意

### 食事提供

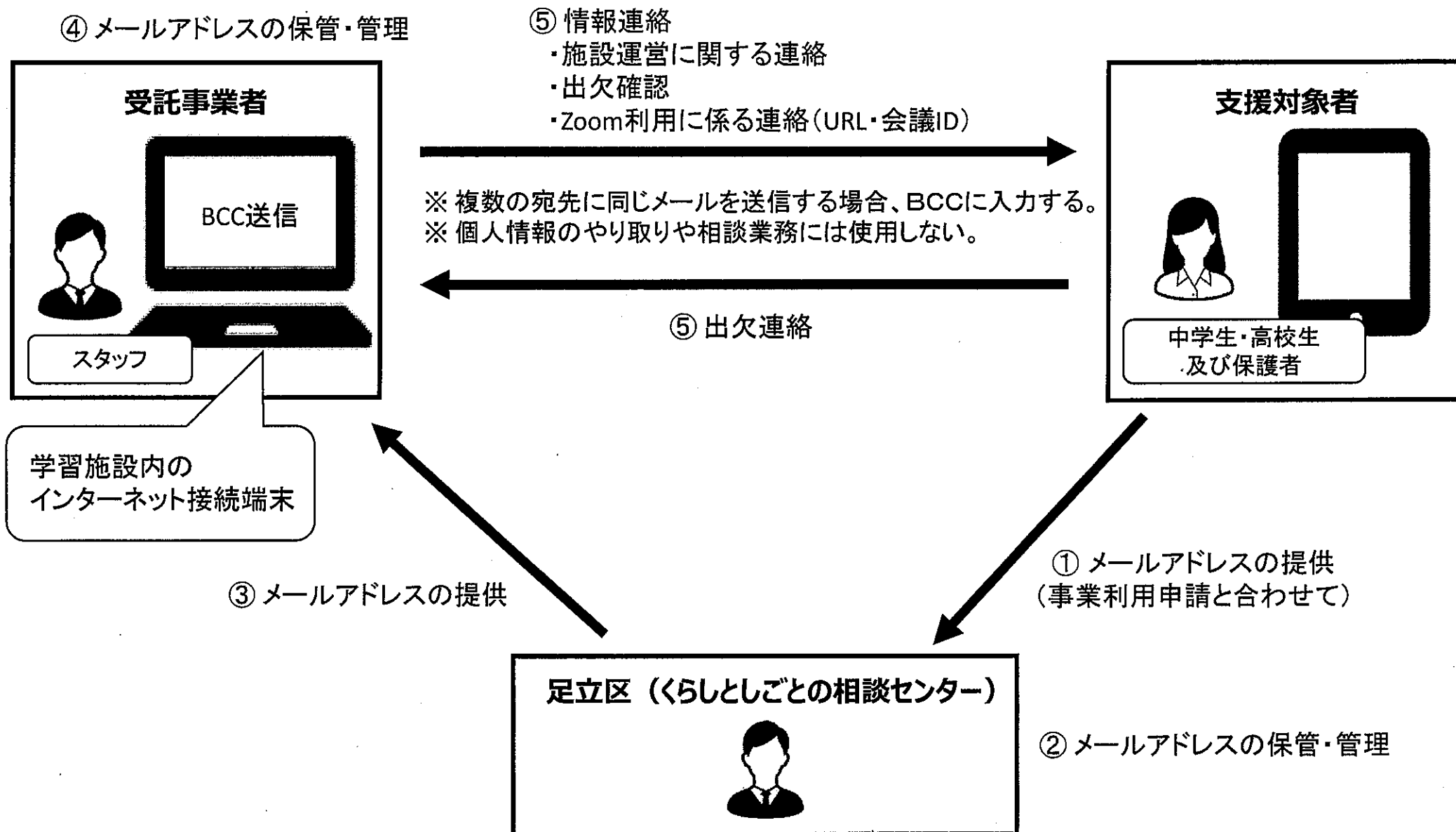
保護者の帰宅が遅い生徒などに手作りの食事を提供し家庭をサポートするほか、食育イベントなども実施

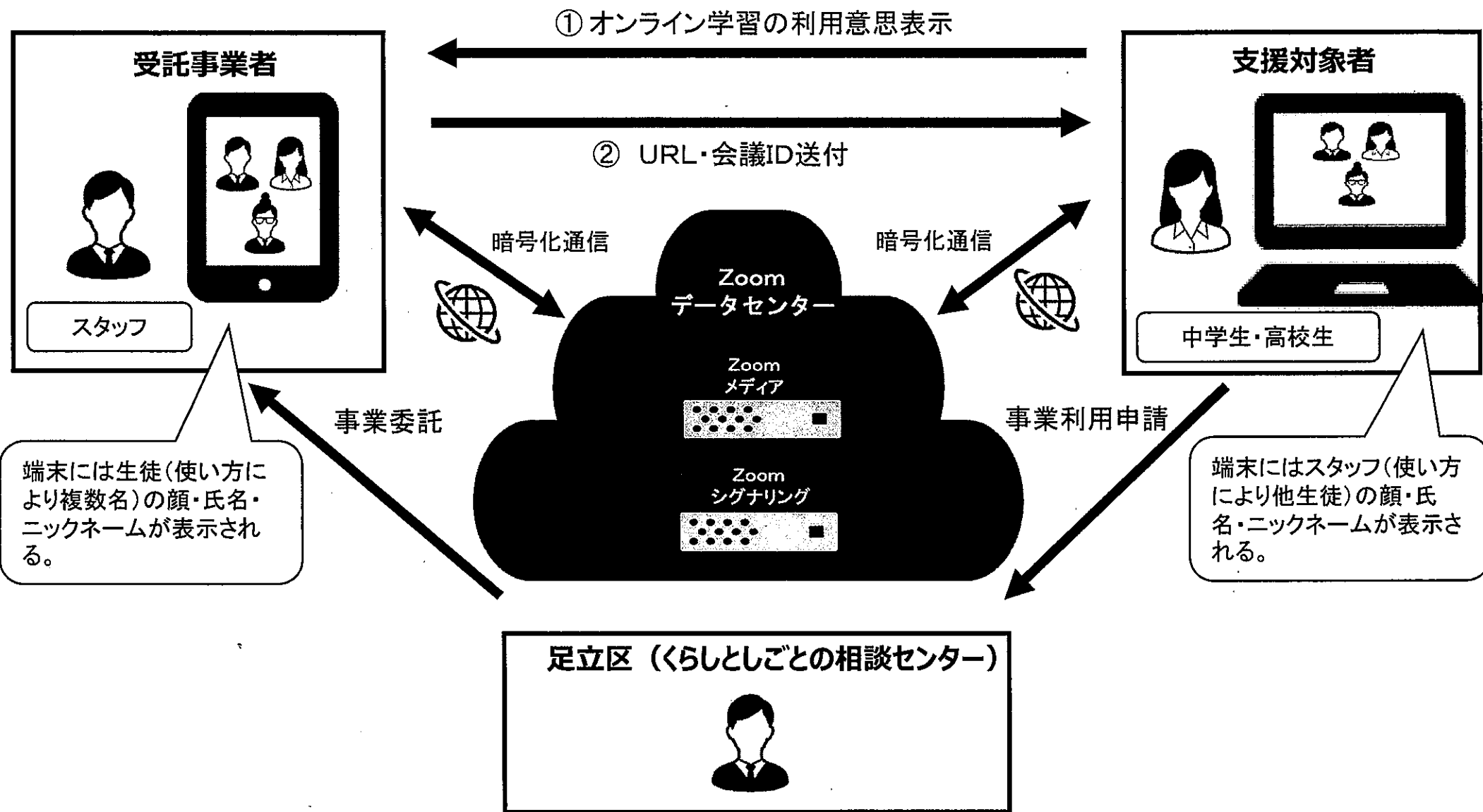
### 体験活動

観劇や音楽鑑賞、企業等と連携したワークショップ、職場体験、調理学習等を実施

## 費用

無料 ※施設までの交通費(バス代、電車賃)は区が負担





※ 通常は施設において対面での学習支援を実施している

## 個人情報に関する情報セキュリティ対策の実施について

- 1 情報セキュリティに関する体制、規程等を以下のとおり整備すること。
  - (1) 個人情報を取り扱う事業所の、情報セキュリティ基本方針および情報セキュリティ対策基準を策定すること。ただし、既に同様の情報セキュリティ基本方針および情報セキュリティ対策基準を策定している場合はこの限りではない。
  - (2) 情報セキュリティ基本方針および情報セキュリティ対策基準に基づき、個人情報取扱実施手順を策定すること。ただし、既に同様の個人情報取扱実施手順を策定している場合はこの限りではない。
  - (3) 個人情報を取り扱う事業所に、情報セキュリティ管理者及び情報セキュリティ管理担当者を置くこと。情報セキュリティ管理担当者は、個人情報取扱者以外の者を選任すること。ただし、事業所内の全員が個人情報取扱者である場合、個人情報取扱者の中から情報セキュリティ管理担当者を選任することができる。
  - (4) 策定した情報セキュリティに関する規程等は、定期的に見直すこと。
- 2 個人情報取扱者を限定し、個人情報を取り扱う者として教育すること。
  - (1) 情報セキュリティ管理者は、個人情報取扱者を限定し、個人情報取扱期間、個人情報取扱場所を決めて「様式第1号 個人情報取扱者名簿」に記録すること。
  - (2) 情報セキュリティ管理担当者は、個人情報取扱者が、その取り扱い期間や場所を逸脱していないことを、個人情報取扱者名簿をもとに日々点検すること。
  - (3) 情報セキュリティ管理者は、個人情報取扱者に対して、自ら実施または外部機関が実施する情報セキュリティ教育を、年2回以上受けさせること。
  - (4) 情報セキュリティ管理者は、常に個人情報取扱者の個人情報保護の意識レベルを把握し、不適任と判断する者を取扱者とししないこと。
- 3 個人情報を記録した媒体は以下のとおり保管し、利用すること。
  - (1) 個人情報を記録するUSBメモリ等の電子媒体は、「媒体全体を暗号化する機能」を持つものを使用し、情報セキュリティ管理担当者が暗号パスワードを設定・管理すること。
  - (2) 個人情報を記録したUSBメモリ等の電子媒体および紙媒体は、事業所内の鍵のかかる金庫等に保管し、情報セキュリティ管理担当者が鍵を適切に管理すること。
  - (3) 個人情報取扱者が個人情報を記録した媒体を使用する場合は、事前に情報セキュリティ管理担当者に申し出ること。情報セキュリティ管理担当者は、申し出に伴い「様式第2-1号 媒体持出管理簿」に記録して、当該媒体を申し出のあった個人情報取扱者に直接貸与すること。
  - (4) 個人情報取扱者は、毎日業務終了後、個人情報を記録した媒体を情報セキュリティ管
- 理担当者に返却すること。
  - (5) 個人情報を記録したUSBメモリ等の電子媒体および紙媒体が事業所に持ち込まれた場合は、情報セキュリティ管理担当者は「様式第2-2号 媒体持込管理簿」に記録すること。
- 4 個人情報を記録した媒体は以下のとおり持ち運ぶこと。
  - (1) 個人情報を記録するUSBメモリ等の電子媒体は、「媒体全体を暗号化する機能」を持つものを使用し、情報セキュリティ管理担当者が暗号パスワードを設定・管理すること。
  - (2) 個人情報を記録したUSBメモリ等の電子媒体は、いかなる場合も肌身離さず持ち歩くこと。具体的には、長いストラップ等を付けて首にかける、鍵のかかる鞆等に入れて常に持っているなどの盗難・紛失対策を講じること。
- 5 パスワードを設定すること。
  - (1) 個人データをパソコンのハードディスクに記録するときは、ファイルに読み取りパスワードを設定すること。
  - (2) パソコンOS (Windows) のログオンパスワードを設定すること。ログオンパスワードは、年1回以上定期的に変更すること。
- 6 情報セキュリティ対策実施状況の検査結果を報告すること。
  - (1) 「様式第3号 情報セキュリティ対策実施状況検査報告書」を、毎月区に提出すること。ただし、契約期間が1ヶ月に満たない場合は、契約期間終了時に区に提出すること。
  - (2) 機器の設置・撤去等を含むリース契約の場合、検査報告書は機器の設置・撤去を行った月の翌月に区に提出すること。



足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料総括表

案件 [「児童手当」支給事業の封入封緘委託]

所管部課係 親子支援課児童給付係

事業の概要

児童を養育している者に手当を支給することにより、家庭における生活の安定と次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上を図ることを目的とし、児童手当法・同施行令・同施行規則及び足立区児童手当法施行細則に基づき、児童手当を支給している。なお、児童手当の業務委託については、「諮問第151号」で承認済みである。

本手当支給事業実施にあたり、電子計算組織への記録等については「諮問第151号」の内容に変更はないが、委託事業者への個人情報の受渡し方法を、令和5年度から、従来の暗号化機能付 USB メモリを使用した方法からクラウドサーバを介した受渡し方法に変更する。

クラウドを介したデータの受渡し方法に変更することで、USB データの受渡しに伴う業務作業を省略し、委託契約の効率化を図る。なお、情報の受渡しに関しては、来年度4回行う予定である。対象者数については1回につき約47,000件である。

委託内容に変更が生じたため、業務の委託（足立区個人情報保護条例第16条）ほか、区の機関以外のものとの外部結合を行う（足立区個人情報保護条例第22条）ため、本審議会へ諮問する。

諮 問 事 項			
	項 目	条 例	備 考
1	業務の委託	足立区個人情報保護条例第16条第1項	
2	区の機関以外のものとの外部結合	足立区個人情報保護条例第22条第1項	
3			

報 告 事 項			
	項 目	条 例	備 考
1			
2			
3			

<条例第16条関連> <個票>

所管部課係 福祉部親子支援課

足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料

項目	業務の委託	足立区個人情報保護条例第16条
<p>1. ■諮問事項 2. □報告事項 (一括承認基準)</p>		
<p>業務委託の内容及び条件</p> <p>1 業務委託の内容【別紙1参照】</p> <p>【諮問第151号で承認済事項】</p> <p>(1) 支払通知書等送付用窓あき封筒の作成 (2) 支払通知書【別紙2】の印刷 (3) 通知書封入封緘及び郵便局への持込</p> <p>【追加審議事項】</p> <p>(4) 支払通知書に必要な個人情報の受渡しをクラウドサーバで行う。</p> <p>2 条件</p> <p>委託事業者がプライバシーマーク又はISO27001の認証を受けていることを契約の要件とし、従事者に対するセキュリティ対策を講じる。</p>		
<p>業務委託を必要とする理由</p> <p>膨大な事務量を伴う業務を円滑に進めるため</p>		

当該委託開始(実施)時期	令和5年4月(予定)
<p>業務委託により取り扱う個人情報の項目</p> <p>支払通知書に記載の項目(住所・氏名・支給額・振込先、振込日、認定番号)</p>	
<p>個人情報の保護措置等</p> <p>区から委託事業者に対する個人情報の保護措置等</p> <p>1 契約の要件として、プライバシーマーク又はISO27001の認証を受けた委託事業者とする。</p> <p>2 区は、委託事業者における個人情報保護措置等の実施状況確認のため、抜き打ちで作業場所の確認をする。</p> <p>3 委託事業者に対し、誓約書【別紙3】の提出を求め、契約書及び仕様書の各条項ならびに法令等に反した場合は、罰則の適用をする。</p> <p>4 業務終了後、本業務にかかわるデータを破棄させること。またクラウド上にもデータが残らないよう必要な措置を講じること。これらを委託事業者に対して提示する仕様書に盛り込む。さらに当該事業者に、データ消去報告書【別紙4】を提出させることとする。</p> <p>※ 区と委託事業者におけるデータの受渡しについては、外部結合に関する保護措置に記載する。</p>	
<p>業務委託先(予定を含む)</p> <p>プライバシーマーク又はISO27001の認証を受けた委託事業者を、指名競争入札により決定する。</p>	

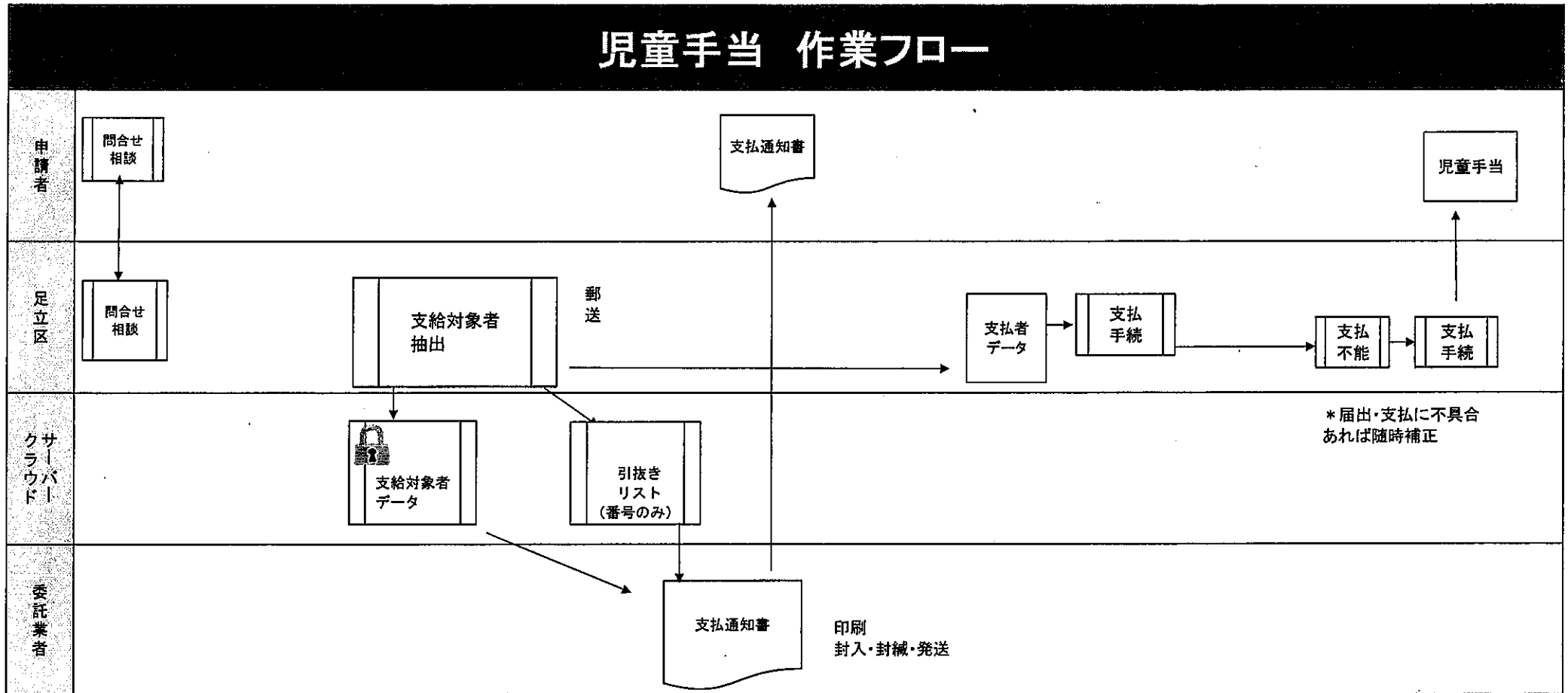
足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問資料

\*必ず「諮問事項」となります

項目	区の機関以外のものとの外部結合	足立区個人情報保護条例第22条
個人情報の記録項目 支払通知書に記載の項目（住所・氏名・支給額・振込先、振込日、認定番号）		
結合する区のシステム	文書PC	
結合先（結合方法）	クラウドサーバ （インターネット接続）	
稼働時期	令和5年4月（予定）	

<p><b>外部結合を必要とする理由</b></p> <p>1 データ受け渡しの処理時間の短縮 記録媒体搬送の場合に発生する「記録媒体へのデータ保存→媒体の引き渡し→搬送→業務終了後の返却媒体の受領」という処理時間を省略することで業務委託の効率化を図る。データ受渡し回数は年4回を予定しており、対象者数は1回につき約47,000件である。</p> <p>2 データ受渡し時の情報保持安全性に対するリスクの軽減 記録媒体の受渡し及び返却に伴う搬送時の紛失・盗難・強盗等の事故を未然に防ぐことで、情報保持の安全性に対するリスクを軽減する。</p>
<p><b>処理の概要・効果</b></p> <p>1 委託事業者及び区が、支給手続の段階ごとにクラウドサーバに対象者データをアップロードする。</p> <p>2 委託事業者及び区は、各々の端末からインターネット回線経由でデータをダウンロードする。</p>
<p><b>セキュリティ・保護対策</b></p> <p>1 委託事業者が使用するクラウドサーバは、国内にサーバを設置し、データセンター専用の建物があることを条件とする。</p> <p>2 委託事業者及び区が共有する個人情報は、暗号化のうえ、クラウドサーバ上に保存される。</p> <p>3 クラウドのサービス提供事業者は、適切に情報を管理していることを第三者機関が認定する、ISO27001 や ASP・SaaS 情報公開認定制度などの国際規格に合致する認証制度を取得していることを条件とする。</p> <p>4 データの受渡しに関しては SSL/TLS 等による暗号化を行い、第三者が情報を閲覧できないようにする。</p> <p>5 ユーザーアカウント（ID・パスワード）の管理により、アップロード及びダウンロードの権限を制限する。</p> <p>6 接続する端末は、ウイルス対策ソフトが最新の状態に更新されているものであることとする。</p> <p>7 作業場所に設置した端末以外でログインしないこととする。</p>

# 児童手当 作業フロー



支払通知書印刷イメージ

別紙 2

令和〇年〇月〇日

〒〇〇〇-〇〇〇〇

足立区 住所、方書印刷

受給者 氏名 様

バーコード印刷 (宛名) 整理番号印刷

児童手当・特例給付 支払通知書

次のおとり振込みしますので通知いたします。

認定番号：認定番号印刷

金融機関名	金融機関名印刷	
支店名	支店名印刷	
振込金額	振込金額印刷	円
	振込期間印刷	
振込年月日	振込日印刷	

\*金融機関によっては振込が2～3日遅れることがありますので記帳してご確認ください。

◆児童手当には所得制限があります。所得額により支給月額が異なります。

- <所得制限未満の方>
- 0歳から3歳未満 (一律) 15,000円
  - 3歳以上小学生まで 第1・2子 10,000円、第3子以降 15,000円
  - 中学生 (一律) 10,000円
- <所得制限以上の方>
- 0歳から中学生まで (一律) 5,000円

〇お子様の人数には、監護している18歳の最初の3月31日までのお子様を含めます。支給対象となるのは、15歳の最初の3月31日までのお子様です。

次の事由が発生した場合は、お早めに届け出てください。

- ・受給者が加入する年金種別が変更となった場合
- ・受給者が公務員になった場合
- ・支給金融機関を変更する場合
- ・お子様が受給者と別居する場合
- ・受給者が死亡した場合
- ・お子様の数が増加・減少した場合

お問い合わせ先

120-8510

足立区中央本町一丁目17番1号

足立区 親子支援課 児童給付係 (中央館3階)  
 TEL 03-3880-5111 TEL (内線) 1881~1885  
 FAX 03-3880-5573

# 別紙 3

## 誓約書

令和 年 月 日付、封筒印刷及び通知書等封入封緘委託処理に伴う通知書等の印刷委託に関する契約に基づき、当社は下記のとおり信義に従って誠実にこれを履行することを誓約いたします。

### 記

- 1 弊社及び従事者は、契約書及び仕様書の各条項ならびに足立区個人情報保護条例等の法令を忠実に守り、管理・注意義務を払うとともに、この業務により知りえたことについては、いかなる理由によっても、他に漏洩しないことを誓います。
- 2 弊社及び従事者は、正当な理由なく業務に関して知り得た個人情報を持ち出し、または第三者へ提供しません。また、職務以外の目的で個人情報を収集しないことを誓います。
- 3 契約期間経過後及び従事者の退職後においても、上記事項を遵守します。
- 4 個人情報保護及び情報セキュリティについて、契約書及び仕様書の各条項、ならびに足立区個人情報保護条例等の法令に反した場合は、規定の罰則を受けることに異議はありません。

令和 年 月 日

提出先 足立区長

会社名

住所

代表取締役

印

# 別紙 4

封筒印刷及び通知書等封入封緘委託

データ消去報告書

( 提出先 )  
足立区長

年 月 日

会社名  
代表者

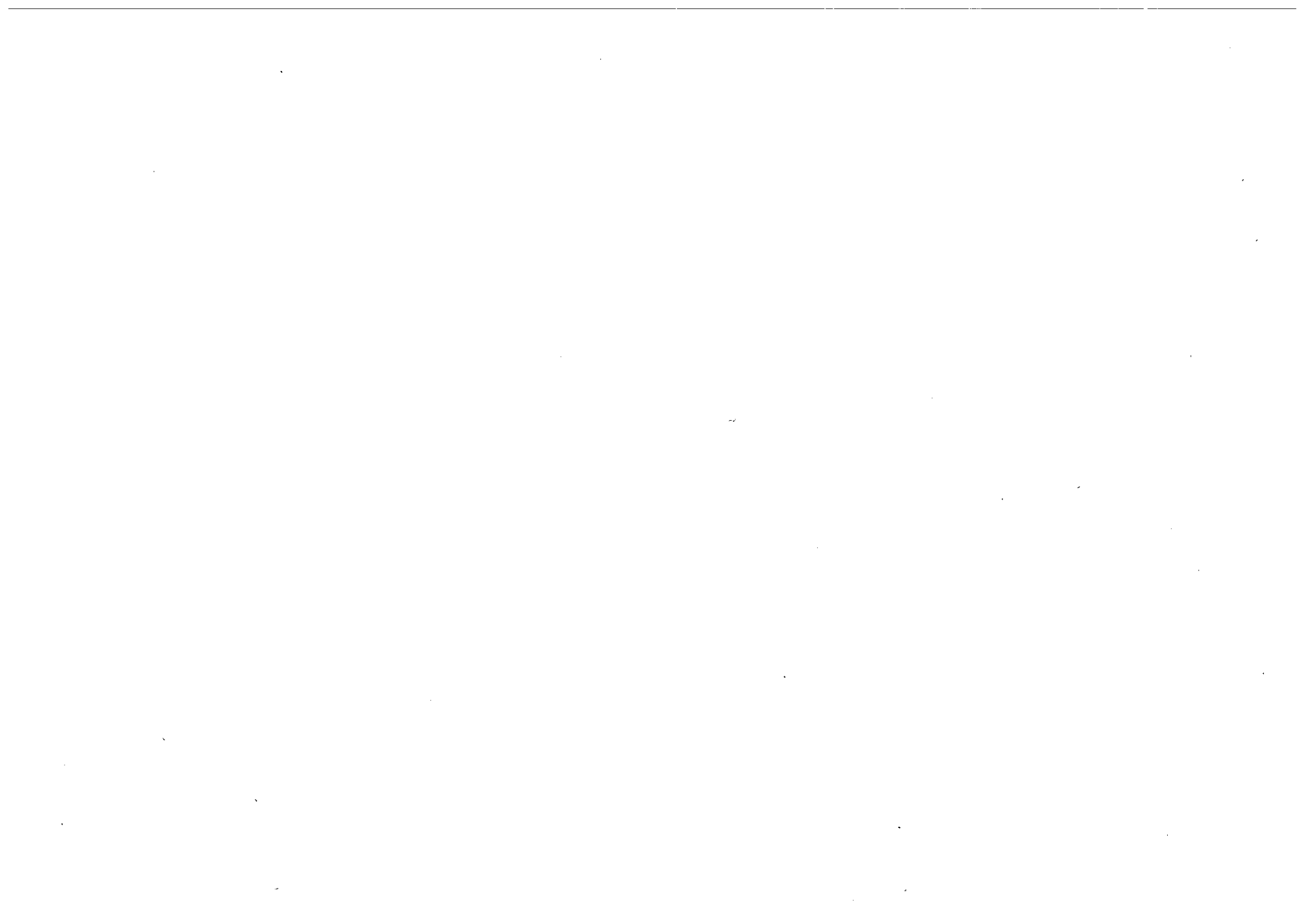
印

下記のとおり、電子機器、クラウド上に記録された本契約に関する情報のすべてを消去したことを報告いたします。

記

1 データ消去年月日 年 月 日

2 データ消去担当者 \_\_\_\_\_





足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料総括表

案 件【電子契約サービスの導入】

所管部課係 総務部 契約課 物品契約制度改善担当

事業の概要

国のDX推進に伴い、令和3年1月に地方自治法施行規則が改正され、電子署名を用いる際の規制が大きく緩和された。それにより、厳格な本人確認を行った上で発行される電子証明書が不要となり、クラウド型電子署名だけで契約を締結できるようになった。

電子契約サービス（以下「本サービス」という。）とは、紙の契約書を取り交わす代わりに、落札後から契約締結までの作業をクラウドサーバ上で行い、契約を締結させるサービスである。

本サービスを導入した場合、契約締結までの業務が大幅に削減されると共に、印紙の貼付けや押印が不要となるため、足立区では令和5年6月からの導入を検討している。（「別紙1 契約事務フロー図」参照）

本サービスにおいては、受託事業者が利用するクラウドサーバを介し、契約書や約款等の受取及び保管することから、足立区個人情報保護条例第16条、22条について諮問する。

【根拠法令】

<電子署名及び認証業務に関する法律第二条> ※一部抜粋

この法律において「電子署名」とは、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれ

にも該当するものをいう。

- 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
- 二 当該情報について変更が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

<電子署名及び認証業務に関する法律第三条> ※一部抜粋

電磁的記録であって情報を表すために作成されたものは、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名が行われているときは、真正に成立したものと推定する。

諮 問 事 項			
	項 目	条 例	備 考
1	業務の委託	足立区個人情報保護条例第16条1項	
2	区の機関以外のものとの外部結合	足立区個人情報保護条例第22条1項	

報 告 事 項			
	項 目	条 例	備 考
1			
2			

&lt;個票&gt;

## 足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料

項目	業務の委託	足立区個人情報保護条例第16条
1. ■ 諮問事項		
2. □ 報告事項 (一括承認基準)		
業務委託の内容及び条件		
<p>&lt;内容&gt; 「別紙2 電子契約イメージ図」参照</p> <p>紙契約書における印刷や製本、押印作業に代わり、落札後から契約締結までの作業をクラウドサーバ上で行う。</p> <p>区が契約書一式(契約書、約款、図面等)をクラウドサーバにアップロード後、契約相手方及び区の双方が承認することにより、契約締結となる。</p> <p>&lt;条件&gt;</p> <p>日本国内に設置されているクラウドサーバを利用し、不正なアクセスへの対策を講じる。また、データの通信については、すべて暗号化して行う。</p>		
業務委託を必要とする理由		
<p>&lt;理由&gt; 「別紙1 契約事務フロー図」参照</p> <p>【区】窓口や電話対応が減少し事務作業効率が高まるため</p> <p>【契約相手方】印紙代の削減や来庁不要によるテレワークの促進の実現のため</p>		

当該委託開始(実施)時期	令和5年6月1日
業務委託により取り扱う個人情報の項目	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書の代表者名、住所、電話番号 ※個人事業主の場合</li> <li>・契約担当者のメールアドレス</li> <li>・仕様書 ※緊急連絡先の担当者名</li> </ul>	
個人情報の保護措置等	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 通信内容の盗み見・改ざん防止のため、通信データはすべてSSL/TLSによる通信の暗号化を行う。</li> <li>2 ファイアウォールを導入し、不正な通信や攻撃の侵入を防ぐ。</li> <li>3 日本国内に設置されているサーバであり、必要なセキュリティ及び災害対策等の措置がとられていること。</li> <li>4 区側のクラウドサーバへの結合は、LGWAN経由で行う。</li> <li>5 受託事業者については、ISO/IEC27017の認証取得、又はISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価基準)への登録により、サービスの信頼性が確認できることを条件とする。</li> <li>6 本サービスへのログインは、ID及びパスワードによるログイン認証とする。</li> <li>7 契約が締結された日が属する年度の末日から10年を経過した後、区が契約書一式の廃棄依頼を行う。受託事業者には、廃棄後速やかに別紙3の廃棄完了報告書を提出させる。</li> <li>8 区側のバックアップデータとして、契約締結済の契約書一式データをパスワード付の電子記録媒体※にて定期的(年に4回程度)に区に提供させる。 ※ダウンロードにより保管する場合、無害化処理により電子署名が壊れてしまうため、電子媒体を利用する。</li> <li>9 足立区個人情報保護条例第17条に規定する受託者等の責務を遵守させるため、委託仕様書において、取り扱う個人情報の保護を徹底させる。</li> </ol>	

10 その他、個人情報を取り扱う業務委託における契約条項を遵守させる。

業務委託先（予定を含む）

一般競争入札により選定予定

&lt;条例第22条関連&gt; &lt;個票&gt;

## 足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問資料

\*必ず「諮問事項」となります

項目	区の機関以外のものとの外部結合	足立区個人情報保護条例第22条
<b>個人情報の記録項目</b> ・ 契約書の代表者名、住所、電話番号 ※個人事業主の場合 ・ 契約担当者のメールアドレス ・ 仕様書 ※緊急連絡先の担当者名		
結合する区のシステム	文書PC	
結合先(結合方法)	区側のクラウドサーバへの結合は、LGWAN経由で行う。	
稼動時期	令和5年6月1日～	

## 外部結合を必要とする理由

本サービスでは、落札後から契約締結までの作業を全てクラウドサーバ内行うため。

## 処理の概要・効果

<概要> 「別紙2 電子契約イメージ図」参照

- 1 区が契約書一式(契約書、約款、図面等)をクラウドサーバにアップロード後、契約相手方及び区の双方が承認することにより、契約締結となる。
- 2 契約締結後、クラウドサーバ上に契約書一式データが残る。

<効果> 「別紙1 契約事務フロー図」参照

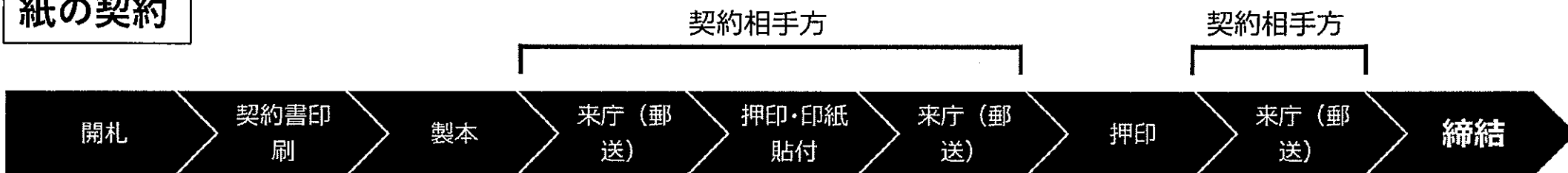
【区】 窓口や電話対応が減少し事務作業効率が高まる

【契約相手方】 印紙代の削減や来庁不要によるテレワークの促進の実現

## セキュリティ・保護対策

- 1 通信内容の盗み見・改ざん防止のため、通信データはすべてSSL/TLSによる通信の暗号化を行う。
- 2 区側のクラウドサーバへの結合は、LGWAN経由で行う。
- 3 ファイアウォールを導入し、不正な通信や攻撃の侵入を防ぐ。
- 4 日本国内に設置されているサーバであり、必要なセキュリティ及び災害対策等の措置がとられていること。
- 5 本サービスへのログインは、ID及びパスワードによるログイン認証とする。

紙の契約



電子契約



業務が大幅に削減

【足立区】

導入効果

【契約相手方】

- ▶ 事務作業の軽減化  
(契約書の製本、押印、窓口対応等不要)
- ▶ ペーパーレス化 等

- ▶ 印紙の貼付け不要
- ▶ 契約書受取りのための来庁が不要
- ▶ 郵便代の削減 等

【操作手順】



契約締結!

○ ファイアウォール  
不正な通信や攻撃の侵入を防ぐ

【導入時期】令和5年6月  
※紙契約書の選択可能  
【対象範囲】契約課契約の一部  
(電子入札案件)  
【対象件数】約1,600件

【法令根拠】  
電子署名及び認証業務に関する法律  
第2条、3条

足立区

クラウド(国内)

契約相手方



(提出先)  
足立区長

## 廃棄完了報告書

電子契約サービス業務委託に基づき取り扱った個人情報について、電子的に記録された情報の廃棄を行ったので、下記のとおり報告いたします。

### 記

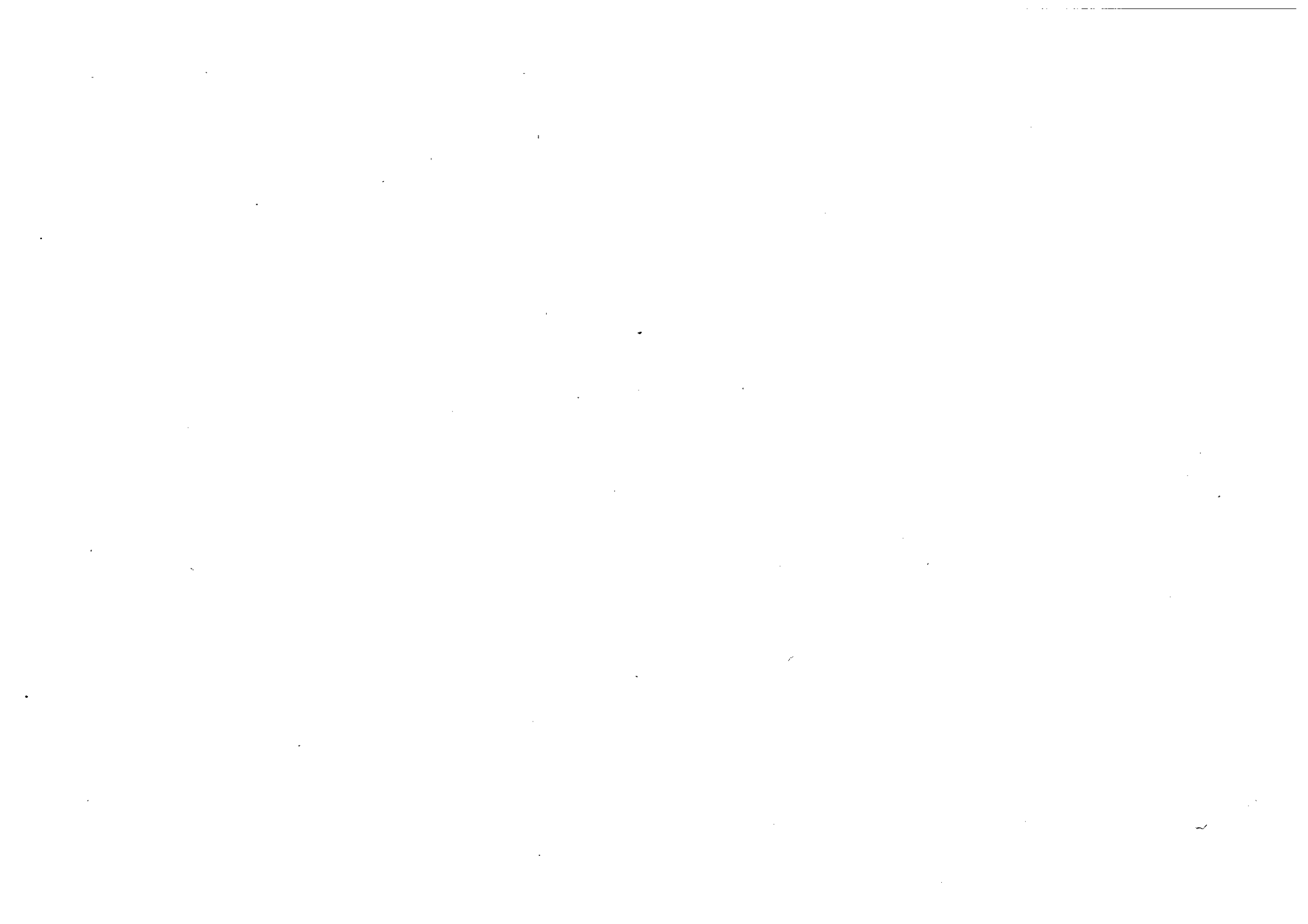
- 1 廃棄対象者件数      \_\_\_\_\_ 件
- 2 廃棄完了日        \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日
- 3 廃棄責任者        \_\_\_\_\_
- 4 廃棄の具体的方法      \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

受託者

所在地  
名称  
代表者

\_\_\_\_\_





足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料総括表

案件 [ふるさと納税支援業務委託]

所管部課係 あだち未来支援室 協働・協創推進課 協働・協創推進担当

事業の概要

ふるさと納税による特別区民税の流出額は年々増加しており、令和4年度は約20.7億円の見込みとなる。税の減収に歯止めをかけるとともに、返礼品を通じて区の魅力を区外に伝えていくため、今年度初めて返礼品を提供する区内事業者を公募し、10月より返礼品をこれまでの12品目から64品目に拡大した結果、ポータルサイトからの寄附額が前年同月比で約7.5倍となった。

ふるさと納税による特別区民税の流出を踏まえると、今後さらに返礼品を拡大し、ポータルサイトの充実を図ることで寄附額を増やしていく必要があるが、現在は全ての業務を職員が行っており、庁内で対応できる業務量には限界があるため、ふるさと納税に係る業務を委託することとしたい。

諮 問 事 項			
	項 目	条 例	備 考
1	業務の委託	第16条第1項	
2	区の機関以外のものとの外部結合	第22条第1項	
3			

報 告 事 項			
	項 目	条 例	備 考
1			
2			
3			

<条例第16条関連> <個票>

## 足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料

所管部課係 あだち未来支援室 協働・協創推進課 協働・協創推進担当

項目	業務の委託	足立区個人情報保護条例第16条
1	■ 諮問事項	
2	□ 報告事項 (一括承認基準)	
<b>業務委託の内容及び条件</b> ふるさと納税に係る以下の業務について委託する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ポータルサイト(諮問第304号で承認済み)及びふるさと納税一元管理システム(複数ポータルサイト情報集約)の管理・運営</li> <li>2 返礼品の発注、配送管理及び返礼品提供事業者への支払い代行</li> <li>3 お礼状(別紙1)、寄附金受領証明書(別紙2)、ワンストップ特例申請書(別紙3)の発行・発送</li> <li>4 コールセンターの開設・運営(寄附の申込方法、返礼品の内容、返礼品配送先の変更、返礼品配送日の確認、書類の再発行など各種問い合わせ対応)</li> <li>5 返礼品の開拓(返礼品提供事業者への電話やメール、訪問による)</li> </ol> ※ 令和5年度ふるさと納税業務フロー(案)は別紙4のとおり		
<b>業務委託を必要とする理由</b> 10月より返礼品をこれまでの12品目から64品目に拡大した結果、10月のポータルサイトからの寄附前年同月比は約7.5倍となった。 ふるさと納税による特別区民税の流出を踏まえると、今後さらに返礼品を拡大し、ポータルサイト内の充実を図ることで寄附額を増やしていく必要があるが、現在は上記「業務委託の内容及び条件」に記載する全ての業務を職員が行っており、庁内で対応できる業務量には限界がある。 寄附が増えれば増えるほどかかる業務が増大し、現在の品数を超える対応ができないため業務を委託し、事務の効率化を図る。		

当該委託開始(実施)時期	令和5年6月
<b>業務委託により取り扱う個人情報の項目</b> <b>【寄附者情報】</b> 氏名、郵便番号、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、ポータルサイト会員番号、寄附日時、決済方法、寄附額、返礼品、配送日時、寄附の使い道、ワンストップ特例申請書の希望の有無、応援メッセージ <b>【返礼品提供事業者情報】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (個人事業主や担当者の) 氏名、郵便番号、住所、電話番号、メールアドレス</li> <li>・ 返礼品代金振込用銀行口座</li> </ul>	
<b>個人情報の保護措置等</b> 事業者に対する個人情報の保護措置等は以下のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 委託事業者は情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の基準を満たす認証(ISO27001)、又はプライバシーマークの認証を取得し、認証に準じた個人情報についての適切な保護措置を講ずる体制を整備していること。</li> <li>2 本業務で得た個人情報を取り扱う際には、別紙5「個人情報保護」(個人情報の条文)のとおり取り扱うこと。</li> <li>3 委託事業終了後における本事業で得た個人情報は、パソコンなどデータで保存されたものは消去、紙媒体はシュレッダーで破棄し、別紙6「個人情報削除証明書」を提出すること。</li> <li>4 委託事業者は、従事者に対し個人情報に関する内容を含む研修を実施すること。</li> </ol>	

- 5 個人情報、施錠が可能であり、第三者からのアクセスが不能な区域において保管すること。
  - 6 業務に使用するPCには、ユーザーIDとパスワードで管理すること。
  - 7 個人情報が格納されるデータへのアクセスには、パスワードで管理すること。
  - 8 個人情報が記載されたメモ等を残さないよう、業務終了時に業務管理者が確認すること。
  - 9 コールセンターの入退室は、業務関係者以外は立ち入り禁止とするとともに、貴重品以外の私物持込を禁止させる。
  - 10 担当課が遠隔地にあるコールセンターへ赴き、現地を確認する。また、必要に応じて、その他委託にかかる業務先へ赴き、現地を確認する。
  - 11 導入するシステムについては公募型プロポーザルによる事業者の提案により決定するが、想定しているシステムのセキュリティ・保護対策は<条例第22条関連> <個票>にて記載する。
  - 12 委託事業者が本業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、委託事業者と同等の保護措置を講ずること。
- ※ 業務委託の内容に対する個人情報の保護措置等一覧は別紙7のとおり

業務委託先（予定を含む）

公募型プロポーザルにより決定（令和5年6月契約予定）

< 条例第22条関連 > < 個票 >

## 足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問資料

\*必ず「諮問事項」となります

所管部課係 あだち未来支援室 協働・協創推進課 協働・協創推進担当

項目	区の機関以外のものとの外部結合	足立区個人情報保護条例第22条
個人情報の記録項目 <b>【寄附者情報】</b> 氏名、郵便番号、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、ポータルサイト会員番号、寄附日時、決済方法、寄附額、返礼品、配送日時、寄附の使い道、ワンストップ特例申請書の希望の有無、応援メッセージ		
結合する区のシステム	文書PC（インターネット接続）	
結合先（結合方法）	結合先：クラウドサーバ 結合方法：ふるさと納税一元管理システムとポータルサイトとの自動連携又は入力	
稼働時期	令和5年6月～（予定）	

<b>外部結合を必要とする理由</b> 業務委託に合わせて、ふるさと納税一元管理システムの導入が必要となるため。なお、ふるさと納税一元管理システムの情報は、区と委託事業者間で共有となる。
<b>処理の概要・効果</b> 1 ポータルサイトによる寄附については、寄附者自身が入力した情報が各ポータルサイトに反映されるとともに、自動連携（ポータルサイトによっては手動連携の場合あり）により、ふるさと納税一元管理システムに反映される。 2 窓口や電話等による寄附については、区職員がふるさと納税一元管理システムに入力する。
<b>セキュリティ・保護対策</b> 1 パスワードは年1回以上更新する。 2 システムへのログインについてはIPアドレス制御及びID・パスワードで管理する。 3 通信方法については、最新の通信の暗号化規格とする（SSL/TLSなど）。 4 接続された端末はウイルス対策ソフトが最新の状態に更新されていることとする。 5 データセンターは国内にあり、ISMAP又はISO27001/27017の認証を取得していることとする。

謹啓 時下ますますご健勝のこととお慶び  
申し上げます。

この度は、

「

」

にご寄附をいただきありがとうございます。ごさいました。

この基金は、「

」

に活用させていただきます。

この基金をはじめとし、足立区のさまざまな  
事業は皆様の篤志によって支えられておりま  
す。

今後とも、足立区の発展のため、お力をいた  
だきたくお願い申し上げます。

略儀ながら書中をもってお礼申し上げます。

拝具

年 月 日

足立区長

様

## 寄附金受領証明書

住所  
氏名

様

寄附金額 円

ただし、 年 月 日足立区 基金への指定寄附

88

所得税法第78条第2項第1号に規定する特定寄附金及び  
地方税法第37条の2第1項第1号・第314条の7第1項第1号に規定する  
寄附金に該当

上記のとおり、証明いたします。

年 月 日

足立区長

(備 考)

所得税の確定申告又は、住民税の申告で寄附金控除を受けるに際しては、この証明書が必要となりますので大切に保管してください。

識別番号： \_\_\_\_\_

令和 年寄附分 市町村民税  
道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書

第五十五号の五様式(附則第二条の四関係)

令和 年 月 日 殿	整理番号	
住所	フリガナ	
	氏名	
電話番号	個人番号	
	生年月日	明・大・昭 平・令

「個人番号」欄には、あなたの個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

あなたが支出した地方税法第 37 条の 2 (第 314 条の 7) 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金 (以下「特例控除対象寄附金」という。)について、同法附則第 7 条第 1 項 (第 8 項) の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例 (以下「申告の特例」という。) の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

(注 1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の 1 月 10 日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

(注 2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第 7 条第 6 項 (第 13 項) 各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金 (同項第 4 号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。) について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第 7 条第 1 項 (第 8 項) に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
(注) 地方税法附則第 7 条第 1 項 (第 8 項) に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び②に該当すると見込まれる者をいいます。	
(1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第 120 条第 1 項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第 121 条 (第 1 項ただし書を除く。)の規定の適用を受ける者	
(2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出 (当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書を含む。) を要しない者	
② 地方税法附則第 7 条第 2 項 (第 9 項) に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
(注) 地方税法附則第 7 条第 2 項 (第 9 項) に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の 1 月 1 日から 12 月 31 日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が 5 以下であると見込まれる者をいいます。	

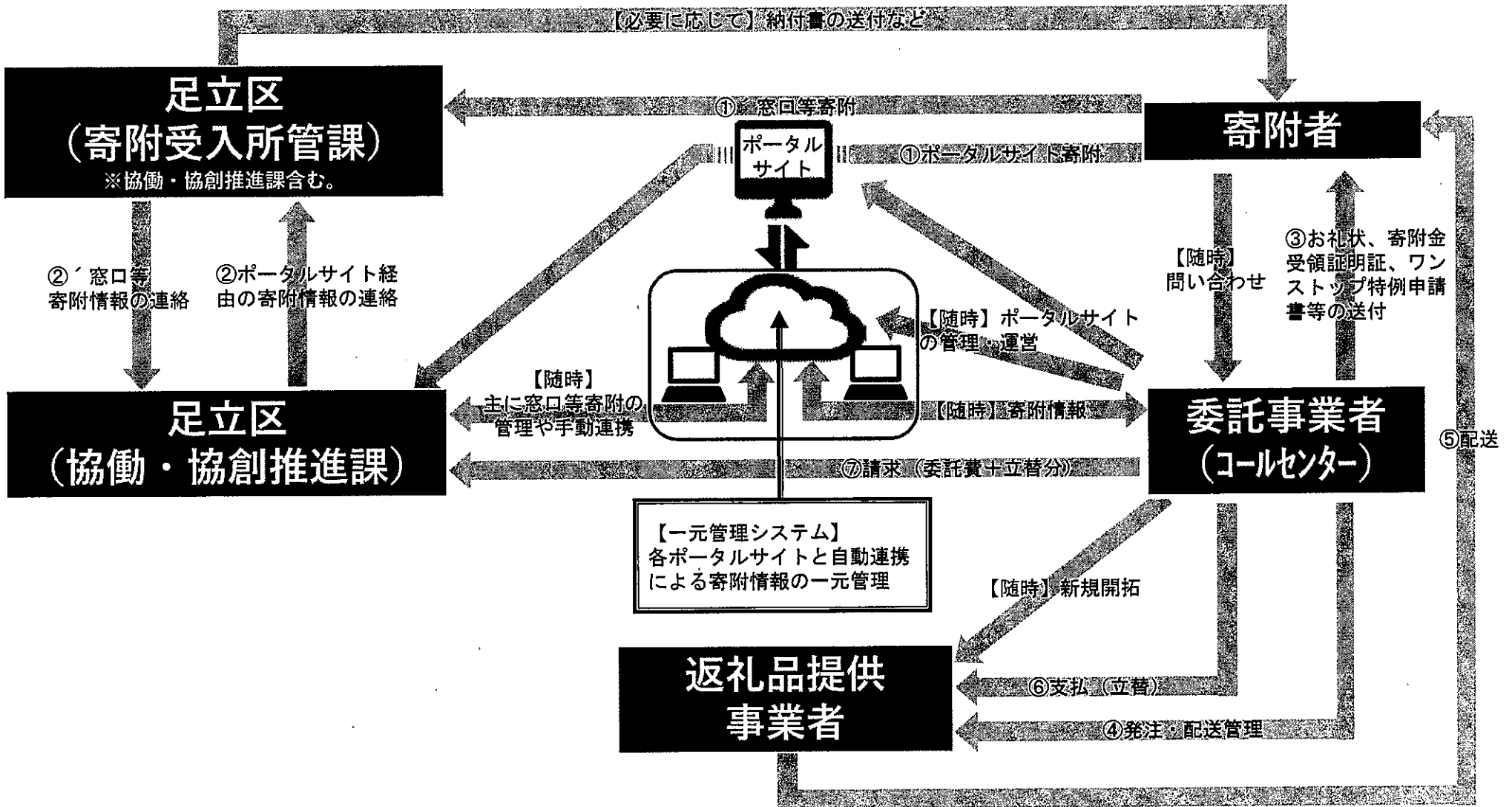
(切り取らないでください。)

令和 年寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書  
道府県民税

住所	受付日付印
氏名	殿
受付団体名	

# 令和5年度ふるさと納税業務フロー（案）

別紙4





## (個人情報保護の趣旨)

第1条 受注者は、信頼される区政の実現に資する個人情報保護制度の趣旨を勘案し、その業務を遂行するにあたって、区民の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

## (適正な管理)

第2条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## (再委託の禁止又は制限)

第3条 受注者は、この契約により受託した業務を第三者へ再委託してはならない。ただし、この契約により受託した業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に申請し、書面により承諾を得なければならない。

2 前項の場合において、受注者は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

3 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手續及び方法について、具体的に規定しなければならない。

4 受注者は、この契約により受託した業務を再委託した場合は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前4項の規定は、第1項の規定により再委託を受けたものが更に第三者に委託する場合(2以上の段階に渡り委託する場合を含む。)に準用する。

## (秘密保持の義務)

第4条 受注者は、この契約により受託した業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約期間満了後もまた同様とする。

2 受注者は、この契約により受託した事務に従事する者及び従事した者に対し、前項の義務を遵守させなければならない。

## (第三者への提供の禁止)

第5条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

## (委託された事務以外への使用の禁止)

第6条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を委託された事務以外の用途に使用してはならない。

## (複写及び複製の禁止)

第7条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

## (返還及び廃棄の義務)

第8条 受注者は、この契約により受託した事務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、受託した事務に係る個人情報が記載され、又は記録された媒体を速やかに発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者受注者協議のうえ、受注者が同項の媒体を廃棄し、又は当該個人情報を消去する場合、受注者は、第三者の利用に供されることのないよう善良な管理者の注意をもって、焼却又は裁断により処分し、又は確実に消去しなければならない。

## (事故発生時における報告の義務)

第9条 受注者は、個人情報の保護に関し事故が生じたときは、直ちに発注者に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。

## (立会い及び監督に関すること)

第10条 発注者は、必要があるときは、発注者の指定する職員を立ち合わせ、個人情報の管理状況を調査し、監督することができる。

## (加工及び再生の禁止)

第11条 受注者は、この契約により受託した事務の範囲を超えて、個人情報の加工及び再生をしてはならない。

## (付随的に発生する情報の使用禁止)

第12条 受注者は、この契約により受託した事務の範囲を超えて、受託した事務に係る個人情報の調査分析過程で得られた付随的な情報を使用してはならない。

## (公表措置及び損害賠償義務)

第13条 発注者は、受注者が第1条から前条までに掲げる個人情報の保護に関する義務に違反し、又は怠った場合は、足立区長の附属機関である足立区情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

2 前項の場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。

## (報告、立入り及び検査)

第14条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して実施状況の報告を求め、又は受注者の事務所及び実際に業務を遂行している場所に立ち入り、実施状況及び書類の物件を検査することができる。

## (罰則)

第15条 この契約により受託した業務に従事する者及び従事した者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)が定める個人情報の保護に関する

義務に違反し、又は怠った場合、一定の懲役又は罰金に処せられることがある。  
この場合、行為者のほか、雇用主である法人又は人に対しても罰金刑を科せられることがある。

#### R4.11 改定(委託一般用)

(提出先)  
足立区長

### 個人情報削除証明書

「ふるさと納税支援業務委託」に基づき取り扱った個人情報について、紙媒体のシュレッダーによる断裁、溶解による破棄、電子的に記録された情報の消去を行ったので、下記のとおり報告いたします。

記

1 破棄対象者件数 \_\_\_\_\_ 件

2 破棄完了日 令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

3 破棄責任者 \_\_\_\_\_

4 破棄の具体的方法 \_\_\_\_\_

令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

受託者

所在地  
名称  
代 表 者

\_\_\_\_\_

## 業務委託の内容に対する個人情報の保護措置等一覧

別紙 7

業務委託の内容及び条件	個人情報の保護措置等		
	主とする保護措置等		共通の保護措置等
	<<条例第16条関連>> <<個票>>より	<<条例第22条関連>> <<個票>>より	<<条例第6条関連>> <<個票>>より
1 ポータルサイト（諮問第304号で承認済み）及びふるさと納税一元管理システム（複数ポータルサイト情報集約）の管理・運営	11 導入するシステムについては公募型プロポーザルによる事業者の提案により決定するが、想定しているシステムのセキュリティ・保護対策は<<条例第22条関連>> <<個票>>にて記載する。	1 パスワードは年1回以上更新する。 2 システムへのログインについてはIPアドレス制御及びID・パスワードで管理する。 3 通信方法については、最新の通信の暗号化規格とする（SSL/TLSなど）。 4 接続された端末はウイルス対策ソフトが最新の状態に更新されていることとする。 5 データセンターは国内にあり、ISMAP又はISO27001/27017の認証を取得していることとする。	1 委託事業者は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の基準を満たす認証（ISO27001）、又はプライバシーマークの認証を取得し、認証に準じた個人情報についての適切な保護措置を講ずる体制を整備していること。 2 本業務で得た個人情報を取り扱う際には、別紙5「個人情報保護」（個人情報の条文）のとおり取り扱うこと。 3 委託事業終了後における本事業で得た個人情報は、パソコンなどデータで保存されたものは消去、紙媒体はシュレッダーで破棄し、別紙6「個人情報削除証明書」を提出すること。 4 委託事業者は、従事者に対し個人情報に関する内容を含む研修を実施すること。 5 個人情報は、施錠が可能であり、第三者からのアクセスが不能な区域において保管すること。 6 業務に使用するPCには、ユーザーIDとパスワードで管理すること。 7 個人情報が格納されるデータへのアクセスには、パスワードで管理すること。 8 個人情報が記載されたメモ等を残さないよう、業務終了時に業務管理者が確認すること。 12 委託事業者が本業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、委託事業者と同等の保護措置を講ずること。
2 返礼品の発注、配送管理及び返礼品提供事業者への支払い代行	同上	同上	
3 お礼状（別紙1）、寄附金受領証明書（別紙2）、ワンストップ特例申請書（別紙3）の発行・発送	同上	同上	
4 コールセンターの開設・運営（寄附の申込方法、返礼品の内容、返礼品配送先の変更、返礼品配送日の確認、書類の再発行など各種問い合わせ対応）	同上 9 コールセンターの入退室は、業務関係者以外は立ち入り禁止とするとともに、貴重品以外の私物持込を禁止させる。 10 担当課が遠隔地にあるコールセンターへ赴き、現地を確認する。また、必要に応じて、その他委託にかかる業務先へ赴き、現地を確認する。	同上	
5 返礼品の開拓（電話やメール、直接訪問による）	—	—	

足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料総括表

案 件 [マンション管理計画の認定制度について]

所管部課係 都市建設部住宅課住宅計画係

事業の概要

マンション管理計画認定制度とは、管理規約および長期修繕計画などの分譲マンションの管理に必要とされる項目について、都道府県等が基準への適合または不適合を審査し、適切な計画であると認定する制度である。本制度は、管理不全・老朽マンションの急増に備えることなどを理由にマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）が令和4年4月1日に改正されたことによって創設された。

本制度の利用により、マンション管理組合による管理適正化に向けた自主的な取組の推進や、認定を受けたマンションの市場評価の向上などが期待されている。また、認定の取得により、住宅金融支援機構の融資金利の低減などのメリットを享受できる。（詳細は別紙1（ちらし案）を参照）

認定には申請が必要となるが、手続きはインターネット回線を利用した電子申請となる（手続きの流れは別紙2 認定の流れと管理計画認定手続支援サービスの関係を参照）。区は認定に係る審査等の事務にあたり、受付した申請書の記載事項を文書PCのエクセルで一覧表に加工し、執行・履歴管理を行う。このことが「電子計算組織に記録すること及びその記録項

目（足立区個人情報保護条例第21条）」にあたるものである。

電子申請は、申請者（マンション管理者等）と区の間には公益財団法人マンション管理センターの管理計画認定手続支援サービスを介して行う。

なお、マンション管理センターは国土交通大臣よりマンション管理の推進を目的として指定を受けた唯一の機関である（法第91条及び平成13年国土交通省告示1326号にて国土交通大臣から指定）。

区が管理計画の審査・認定事務を行うには、管理計画認定手続支援サービスに接続する必要がある。このことが「区の機関以外のものとの外部結合（足立区個人情報保護条例第22条）」にあたる。

諮 問 事 項

	項 目	条 例	備 考
1	電子計算組織に記録すること及びその記録項目	足立区個人情報保護条例第21条第2項	
2	区の機関以外のものとの外部結合	足立区個人情報保護条例第22条第1項	

報 告 事 項

	項 目	条 例	備 考
1			

&lt; 条例第21条関連 &gt; &lt; 個票 &gt;

## 足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問資料

\*必ず「諮問事項」となります

項目	電子計算組織に記録すること 及びその記録項目	足立区個人情報保護条例 第21条
記録する個人情報		利用目的
1	管理者等の氏名、住所、電話番号	執行・履歴管理
2	監事の氏名	執行・履歴管理
3	代表者以外の管理者等の氏名	執行・履歴管理
4	管理計画認定申請者の氏名、住所、電話番号	執行・履歴管理
5	管理計画認定申請に係る連絡先の氏名、住所、電話番号	執行・履歴管理
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
システム委員会	-	
適用申請	-	
稼働時期	令和5年4月1日～	

## 電子計算組織に記録を必要とする理由

認定申請の審査事務等の執行管理において、申請情報を文書用PC上のエクセルで一覧表に加工し、記録する。

抽出および検索等を容易に行うため、匿名加工したデータベースを作成することを目的としている。

また、管理計画認定手続支援サービスでは、申請事項の履歴管理ができないため、エクセルで管理者の変更等の履歴管理を行う。

## 処理の概要・効果

公益財団法人マンション管理センターが開設した管理計画認定手続支援サービスから抽出した申請情報について、加工等を行ったうえで住宅課の共有フォルダで一括管理することで、安全な管理と迅速な処理が可能となる。

また、申請情報を蓄積しデータベース化することによって、統計情報など、今後の施策に活用することができる。

## セキュリティ・保護対策

- ・ 電子データは文書管理PCで使用し、PCはパスワードにより保護を行う。
- ・ 区の文書PCを使用し、外部ネットワークと直接接続されていない環境で作業を行う。
- ・ データにはパスワードをかけ、業務に携わる職員のみ共有する。
- ・ パスワードは年1回以上更新する。
- ・ 庁内ネットワーク内の職員共有フォルダ（住宅課専用フォルダ）に保存し、個人の文書PCでは保存しない。
- ・ 本業務で得た個人情報は管理計画認定後、6年で廃棄する。

足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問資料

\*必ず「諮問事項」となります

項目	区の機関以外のものとの外部結合	足立区個人情報保護条例第 22 条
個人情報の記録項目		
1 管理者等の氏名、住所、電話番号 2 監事の氏名 3 代表者以外の管理者等の氏名 4 管理計画認定申請者の氏名、住所、電話番号 5 管理計画認定申請に係る連絡先の氏名、住所、電話番号		
結合する区のシステム	文書 PC	
結合先 (結合方法)	Microsoft Azure (インターネット接続)	
稼動時期	令和 5 年 4 月 1 日～	

<p>外部結合を必要とする理由</p> <p>令和 4 年に国土交通省不動産・建設経済局長及び住宅局長の連名による技術的助言が発布された、技術的助言では、マンション管理計画認定に関する事務ガイドラインが定められ、管理計画認定手続支援サービスの利用が必要不可欠なものとされている。</p>
<p>処理の概要・効果</p> <p>管理計画認定手続支援サービスを利用することにより、申請者が来庁することなく電子申請が可能となる。電子申請によりペーパーレス化が推進でき、認定の取得の公表を希望するマンションにおいては、公益財団法人マンション管理センターのウェブサイトにてスムーズな公表が可能となる。</p>
<p>セキュリティ・保護対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Microsoft Azure はセキュリティ及びプライバシー対策等として、ISMAP 認証 (政府情報システムのためのセキュリティ評価制度) による評価・登録を受けている。また ISO27001/27017/27018/27701 にも準拠している。</li> <li>クラウドサーバに保存されるすべてのデータは 256 ビット AES 暗号化によって暗号化される。</li> <li>通信の暗号化は SSL/TLS である。</li> <li>管理計画認定手続支援サービスが使用するデータセンターは国内である。</li> </ul>

令和 5 年度版

**足立区のマンション管理計画認定制度について**

「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」の改正により、マンション管理計画認定制度が創設されました。足立区では、令和 5 年 4 月 1 日から認定申請の受付を開始します。

**■ マンション管理計画認定制度とは**

マンション管理計画認定制度は、今後、急増する 2 つの若い (居住者の高齢化と建物の老朽化) を迎えるマンションについて、適切な管理及び計画的な修繕等の実施を啓発し、誘導するために創設されました。計画の認定は、マンションの管理を行ううえで必要とされる事項について、都道府県等が認定基準 (表 1 参照) に沿って内容を審査し、マンションの管理が適切な計画のうえで実施されるものであると評価するものです。

この制度を通じて、マンションの管理組合による管理適正化に向けた自主的な取組の推進や、認定を受けたマンションの市場評価の向上などが期待されています。

**■ 認定取得のメリット**

○ 認定を取得したマンションを購入する際に、住宅金融支援機構の「フラット 35」の金利低減 (-0.25%) が受けられます。

○ 共用部分の改修時に、住宅金融支援機構の「マンション共用部分リフォーム融資」の金利低減 (-0.2%) が受けられます。

※詳細および最新の情報は、住宅金融支援機構のHP等でご確認ください。

○ 認定を取得したことを (公財) マンション管理センターの専用サイトで公表することにより、市場評価の向上に繋がります。また、資産価値への良い影響が期待されています。

○ マンションの管理計画認定制度を通じてマンションの管理の適正化が推進されることで、マンションの売却・購入予定者だけでなく、区分所有者や居住者にとっても管理水準の向上などのメリットが期待されます。また、良質な管理水準が維持されることで、居住者のみならず、周辺区域の良好な居住環境の維持向上にも寄与するものと考えられます。



## ■ 対象のマンション

足立区内の分譲マンション（賃貸マンションは対象外です。）

## ■ 認定期間

認定期間は認定後 5 年間です。認定期間を延長する場合は、再申請が必要です。

## ■ 認定手数料

区への手数料は〇〇円（未定）です。（別途、（公財）マンション管理センターのシステム利用料等が必要です。）

## ■ 申請書類その他申請方法

認定申請書、管理規約、長期修繕計画書、認定申請を総会で議決した議事録の写しなど（各正副 1 部ずつ）。その他マンションによって必要書類が異なりますので、事前にご確認ください。

なお、区への申請にあたっては、事前にマンション管理センターの「管理計画認定手続支援システム」を使用し、事前確認を受けてください。区の申請には、事前確認後に発行される「事前確認適合証」の添付が必須となります。

※ 変更認定申請については、変更内容によって手続き方法が異なりますので事前にご相談ください。

## ■ 問い合わせ先

- 認定申請や制度全般に関すること  
足立区 都市建設部 住宅課 住宅計画係 TEL03-3880-5963
- 事前確認・管理計画認定手続支援システムに関すること  
公益財団法人 マンション管理センター 企画部 TEL03-6261-1274

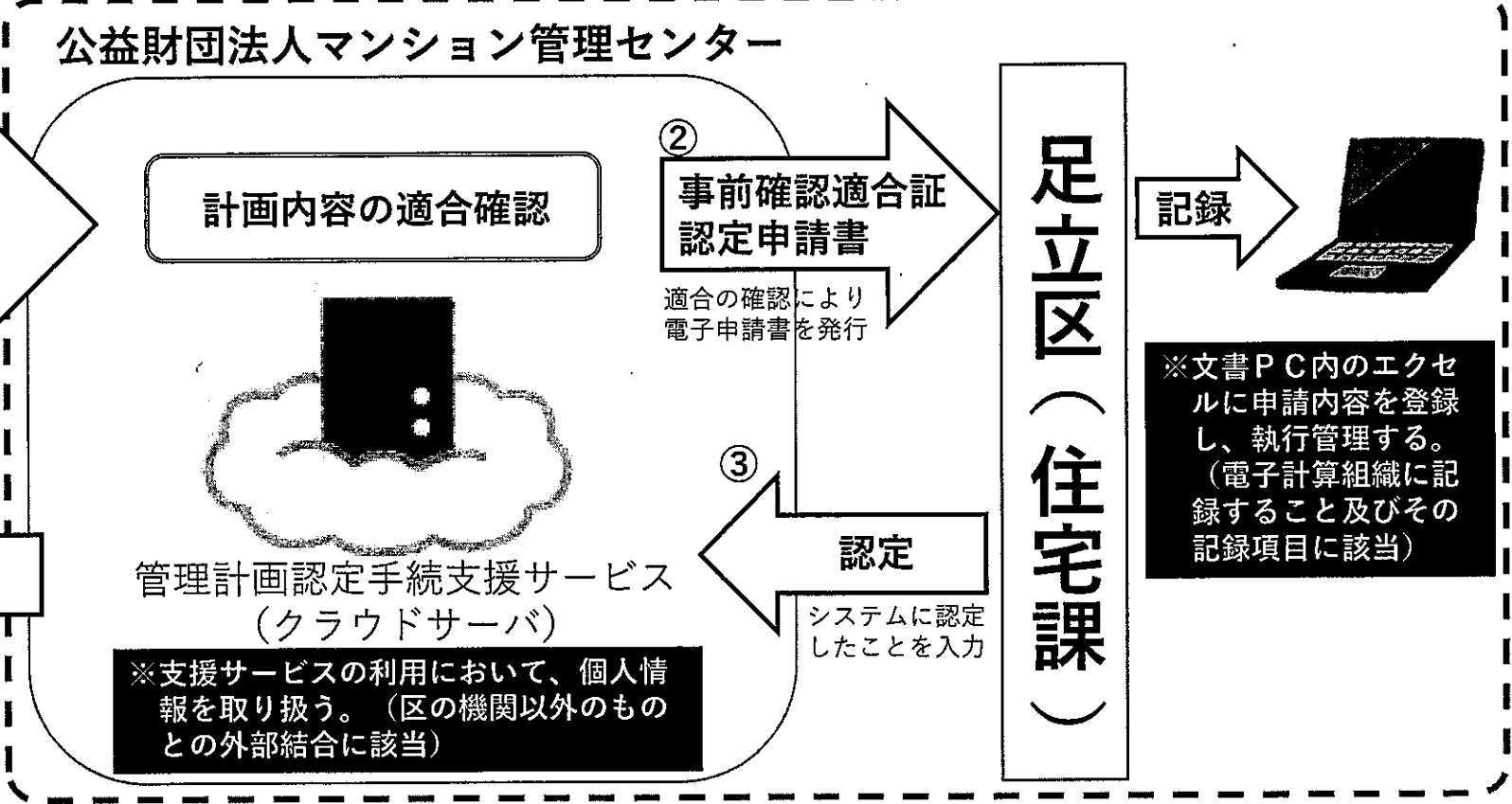
■ 表1 認定項目と認定基準

<p>管理組合の運営</p>	<p>管理者等が定められていること。          監事が選任されていること。          集金が年1回以上開催されていること。</p>
<p>管理規約</p>	<p>管理規約が作成されていること。          マンションの適切な管理のため、管理規約において災害等の緊急時や管理上必要なときの専有部の立ち入り、修繕等の履歴情報の管理等について定められていること。          マンションの管理状況に係る情報取得の円滑化のため、管理規約において、管理組合の財務・管理に関する情報の書面の交付（又は電磁的方法による提供）について定められていること。          管理費、修繕積立金等について明確に区分して経理が行われていること。          修繕積立金会計から他の会計への振当がされていないこと。          直前の事業年度の終了の同時点における修繕積立金の3か月以上の精細額が全体の1割以内であること。</p>
<p>管理組合の経理</p>	<p>長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式」に準拠し作成され、長期修繕計画の内容及びこれに基づき算定された修繕積立金額について集会にて決議されていること。          長期修繕計画の作成又は見直し7年以内に行われていること。          長期修繕計画の実効性を確保するため、計画期間が30年以上で、かつ、残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含まれるように設定されていること。          長期修繕計画において将来の一次的な修繕積立金の徴収を予定していないこと。</p>
<p>長期修繕計画の作成、見直し等</p>	<p>長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でないこと。          長期修繕計画の計画期間の最終年度において、借入金の残高のない長期修繕計画となっていること。</p>
<p>その他</p>	<p>管理組合がマンションの区分所有者等への平常時における連絡に加え、災害等の緊急時に迅速な対応を行うため、組合員名簿、居住者名簿を備えていることともに、1年に1回以上討議内容を記載を行っていること。          足立区マンション管理適正化指針を照らし適切なものであること。</p>

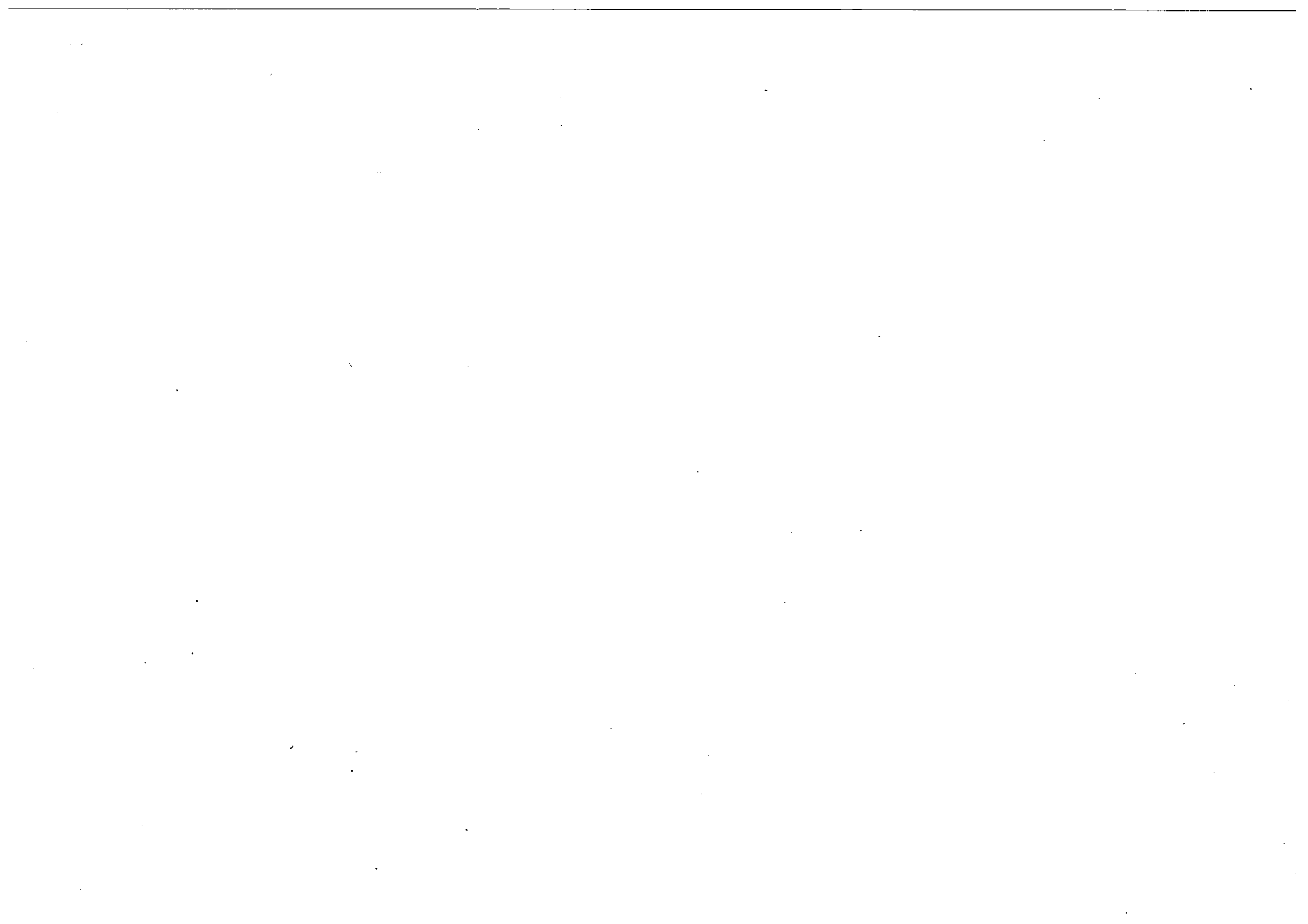
- 1 管理者等の氏名、住所、電話
  - 2 監事の氏名
  - 3 代表者以外の管理者等の氏名
  - 4 管理計画認定申請者・連絡先の氏名、住所、電話
- 認定に使用する  
個人情報**

▼審議会での諮問部分（破線枠内）

マンション管理組合等



公 表



足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料総括表

案 件 [新成人に向けた消費者トラブルに関する周知啓発について]

所管部課係 産業経済部産業政策課消費者センター

事業の概要

成年年齢が令和4年4月1日より18歳に引き下げられ、経験の少ない若者が保護者の同意なく契約できるようになるため、消費者トラブルに巻き込まれることが懸念される。

消費者センターでは、相談者からの消費者トラブル等の消費生活相談について、相談を受けるとともに区民が消費者トラブルにあわないために必要な知識の啓発を行っている。現在、若者への消費者トラブルへの注意喚起のため、区内高等学校や大学を通して「若者向け相談事例集」を発行し配布しているが、在学生以外の区民への周知ができていなかった。このため、本事業により、全新成人に向けお祝いのメッセージとともに「若者向け相談事例集」を送付し、消費者トラブルの未然・拡大防止の周知啓発を行う。

1の諮問について

抽出された個人情報は、対象者への啓発資料送付の宛名として使用する。具体的には、氏名、郵便番号、住所を宛名シールに出力する。啓発資料等が封入・封緘済みの封筒に、区職員が宛名シールの封筒への貼付および発送業務を行う。

2の諮問について

抽出された個人情報のうち、宛名シールへの出力ができない対象者分を確認・作成するために、全対象データを電子計算組織に記録する。

対象者の抽出条件は以下のとおり

毎年度2月15日現在の足立区住民基本台帳に記載されている翌年度中に18歳になる者

対象者数 5,500人前後

以上により、住民基本台帳に記載されている事項を対象者の抽出及び啓発資料の送付に利用するため、目的外利用及び電子計算組織への記録を諮問する。

諮 問 事 項			
	項 目	条 例	備 考
1	目的外利用	足立区個人情報保護条例第19条第1項第5号	
2	電子計算組織への記録	足立区個人情報保護条例第21条第2項	

報 告 事 項			
	項 目	条 例	備 考
1			
2			

< 条例第19条関連 > < 個票 >

足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料

所管部課係 産業経済部産業政策課消費者センター

項目	目的外利用	足立区個人情報保護条例第19条	
1. ■ 諮問事項	あだち広報 ( 2 / 1 0 ) 号に掲載予定		
2. □ 報告事項	(一括承認基準)		
目的外利用する個人情報	利用目的	保有課	
1	住民基本台帳情報 (氏名、郵便番号、住所、生年月日)	若者による消費者トラブルを未然に防ぐため、新成人へ向けた啓発を実施する	戸籍住民課
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			

目的外利用を必要とする理由

若者による消費者トラブルを未然に防ぐため、全新成人に直接「若者向け相談事例集」を送付し、周知啓発を実施する。

なお、対象者は毎年度2月15日現在の足立区住民基本台帳に記載されている翌年度中に18歳になる者である。

啓発資料送付のために対象者の氏名、郵便番号、住所を宛名シールに出力する。宛名シールに印字できない際は、電子計算組織を利用し、宛名を作成する。

記録形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者データ (拡張子が.csvもしくは.xls、.xlsxのファイル) ※送付先チェック、確認用</li> <li>宛名シール (啓発資料送付)</li> <li>いずれも、氏名、郵便番号、住所のみ</li> </ul>
保護対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>宛名シールの出力は区職員が庁舎内でのみ行う。</li> <li>宛名シールを本庁舎から消費者センターへ移動する際は、斜め掛けカバンに収納して行う。</li> <li>宛名シールはカギ付きのキャビネット、宛名シールを貼った封筒はカギ付きの部屋に保管する。</li> <li>対象者データの保護対策は【電子計算組織への記録】に記載する。</li> </ul>
開始(実施)時期	令和5年3月 (毎年度末実施)

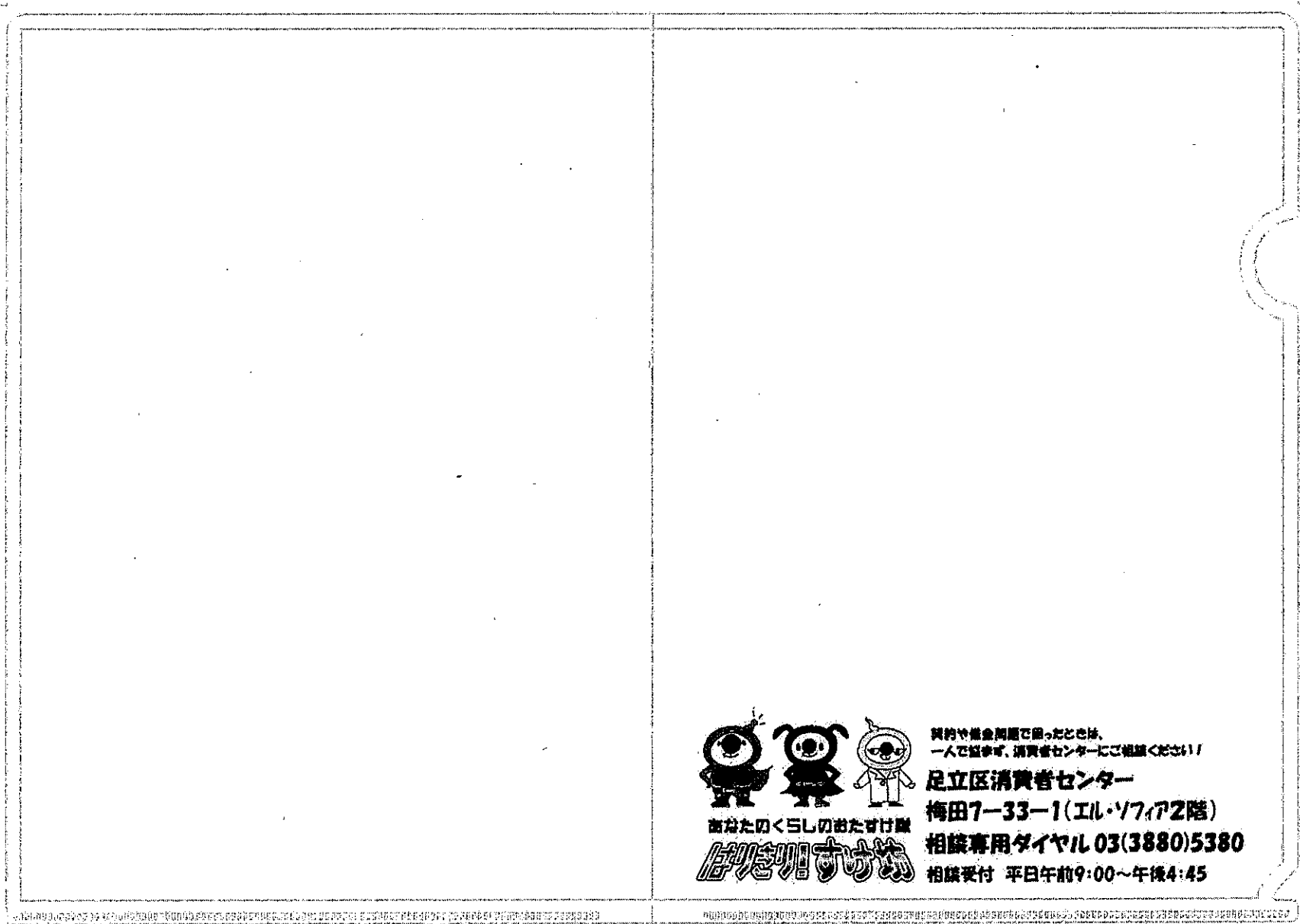
足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問資料

\*必ず「諮問事項」となります

項目	電子計算組織に記録すること 及びその記録項目	足立区個人情報保護条例 第21条
記録する個人情報		利用目的
1	氏名	個人特定
2	郵便番号	個人特定
3	住所	個人特定
4		
5		
6		
7		
8		
システム委員会	—	
適用申請	—	
稼働時期	令和5年3月～	

<p>電子計算組織に記録を必要とする理由</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 対象者約5,500人への啓発資料の送付を正確に実施するため。</li> <li>2 氏名等の文字数が印刷指定文字数に不足する場合など、宛名シールに印字できない送付先について、電子計算組織を利用して宛名を作成する。</li> </ol>
<p>処理の概要・効果</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事務処理概要 翌年度に新成人になる若者へ消費者トラブルの未然・拡大防止の啓発資料を送付する。</li> <li>2 効果 住民基本台帳により出力される宛名シールに印字できない送付先について、宛名シール作成のために電子計算組織を利用することで、作成誤りによる誤送付を防ぐとともに事務量削減に繋がる。</li> </ol>
<p>セキュリティ・保護対策</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 データは区の庁内ネットワーク内の職員共有フォルダにおいて保存し、個人のパソコンで保管しない。</li> <li>2 区の文書管理システム用パソコンを使用し、外部ネットワークと直接接続されていない環境で作業を行う。</li> <li>3 データにはパスワードをかけ、業務に携わる職員のみ共有する。</li> <li>4 本事業で得た個人情報は、事業実施1か月後に削除する。</li> </ol>

\* 送付資料を入れるA4クリアファイルの展開図です。







18歳になられる区民の皆様へ

新成人おめでとうございます

令和5年度に成人を迎えられ、晴れて大人の第一歩として踏み出されます皆様的心からお祝い申し上げます。これまで支えてくださった周りの方々への感謝の気持ちを忘れずに、社会の一員として自覚と責任をもって、社会に積極的に参加していただくことを期待しています。

さて、昨年4月1日から成年年齢引き下げに伴い、18歳に達した日から様々な契約をご自身の意思と責任の下に決定できるようになりました。足立区消費者センターでは、新成人となる若者が消費者トラブルに巻き込まれないための「若者向け相談事例集」を作成しました。「私は大丈夫」思っていますも、悪質業者は言葉巧みに若者の皆さんを狙ってきます。是非ご一読ください。

消費者トラブルに巻き込まれないことが一番ですが、万が一、巻き込まれてしまったときは、一人で悩まず、周りの方々や足立区消費者センターへご相談ください。

新成人になられる皆様のご活躍と幸せを心から願っています。

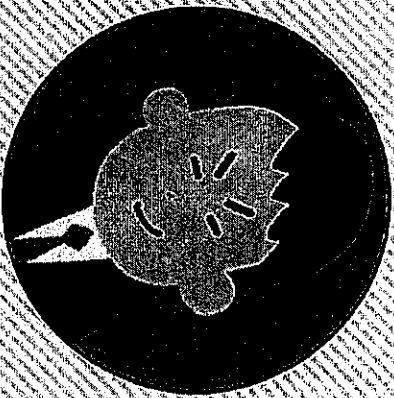
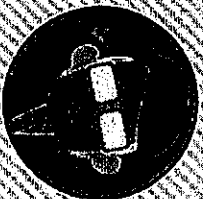
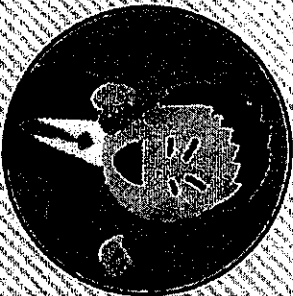
令和5年3月吉日

足立区長 近藤 やよい



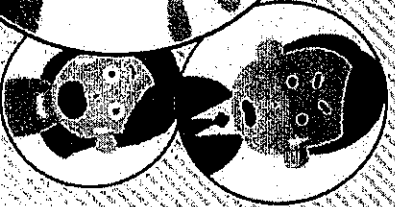
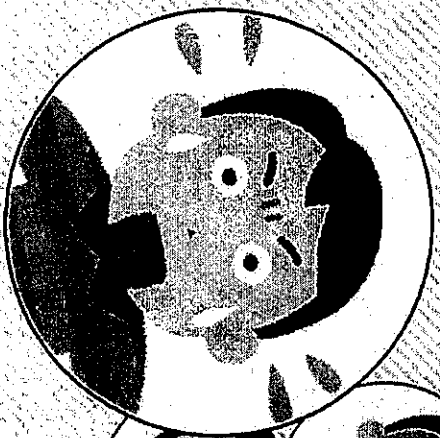
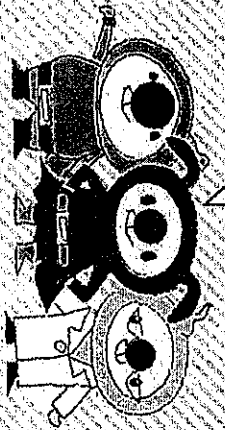
2022年4月 成年年齢引き下げ

18歳で成年になったばかりの



# 若い消費者が 狙われる！

僕たちが若者に多い  
消費者トラブルについて  
教えてあげる！



▲ 足立区



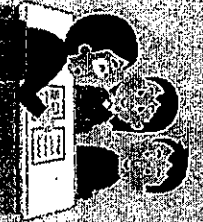
# なぜ若い消費者が狙われるのか

18歳で成年になる皆さん！これからは高額な契約が親などの同意無くできるんです！  
 だけど、そんな皆さんを狙う悪質事業者がたくさんいます。  
 その理由は、若い消費者は契約に慣れていないばかりか、  
 未成年者取消権(未成年を理由に契約を取り消すこと)も使えないからです。  
 この冊子では足立区消費者センターに寄せられた相談事例をもとに、  
 若い消費者に多い契約トラブルを紹介します！

## 事例紹介の前に・・・成年年齢引き下げの影響について

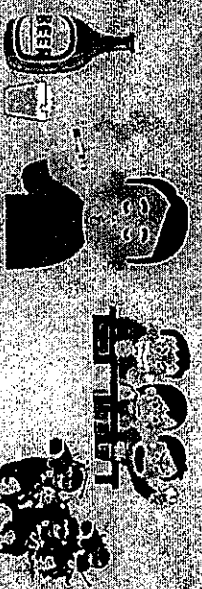
**O** 親などの同意なくできるようになること

- ・スマホの契約、クレジットカードを作る
- ・ローン組む、アルバイトを借りる など



**X** 今までと変わらないこと  
**20歳までは禁止!**

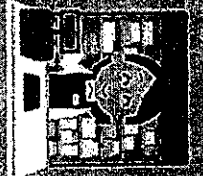
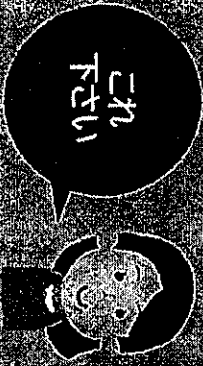
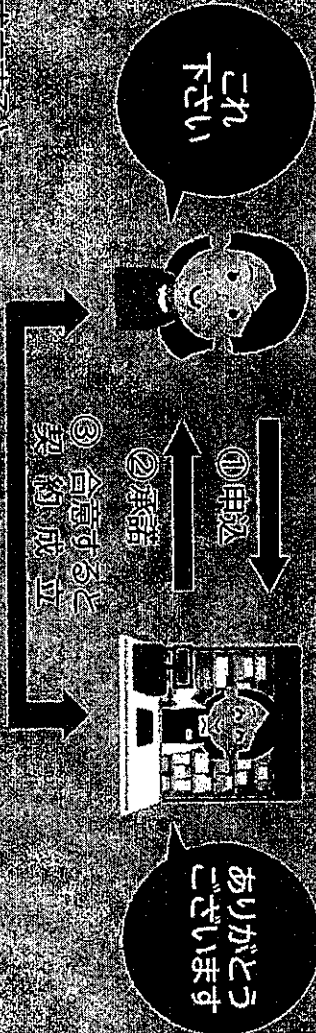
- ・お酒を飲む、たばこを吸う
- ・競馬などのギャンブル など



## 契約とは何か

法的な責任を担う約束のことです。  
 日常生活の中でよく購入する商品にも乗ることなども契約の一つです。

モノを買う契約



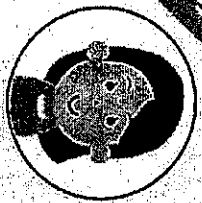
商品を受け取る権利  
 お金を払う責任  
 が発生

商品を受け取る責任  
 お金を払う権利  
 が発生

契約が成立すると

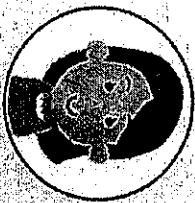
①

相談事例



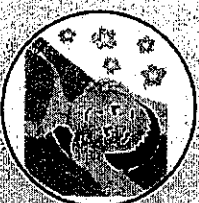
いいお天気だから  
お散歩に来ちゃった！

ただいまキャンペーン中です！  
無料でエステが体験ができます！



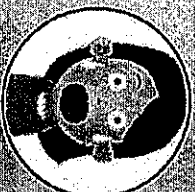
あ！無料でエステだったって！  
無料だったらやってみようかしら…

～1時間後～



は～気持ちよかった！

気持ちよかったですか？実は、お客様のお肌は大変危険な状態です。1年間通えば、かなり良くなると思います。通常80万円のところ、今すぐご契約いただければ40万円できます。他にも～



(どうしよう。断りづらいなあ。でもお肌も危険な状態だし、安くなるみたいだから契約しちゃおうかなあ。)

# ちよつと待った！！

これは **無料商法** といわれる手口です！

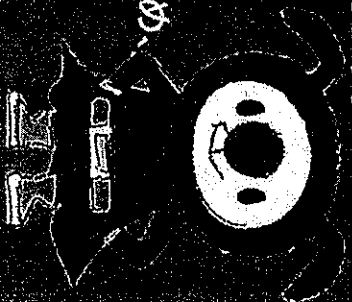
無料体験などで人を集め、高額な商品やサービスを強要してきます。

その場で契約をせす、**一度冷静に考えましょう。**

サービス期間が1ヶ月を超えて、契約金額が5万円を超える

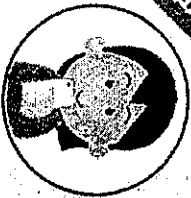
エステ等の契約は **クーリング・オフ**ができる(P6参照) ため、

もし契約してしまっても消費者センターにご相談下さい！



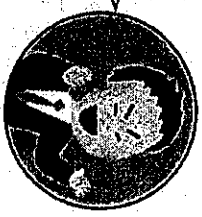
「うまい話にだまされて・・・」

～SNSの広告に「うまい話」が～

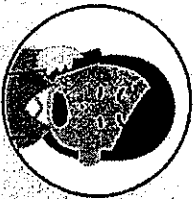


「誰でも簡単に稼げます！」だって。連絡してみよう！

ありがとうございます。9,800円お支払いいただければ、  
リニューアルのURLを教えます。作業後、すぐに収入が得られます！



～リニューアルを見て作業するも～

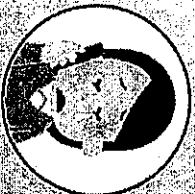


全然稼げないんですけど！

もっと詳しいリニューアルがあります。料金は通常80万円と  
高額ですが、今なら50万円で購入できます。今だけの割引  
ですよ！借金をしても、すぐに元を取ることができますよ！



～借金をして購入、作業するも～



全然稼げない！販売してた業者は連絡が取れない・・・  
どうしよう！借金も残っているのに！

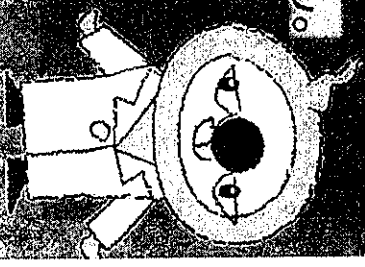
# 「儲かる話」は信じない！！

「簡単に儲かる」とうたい、**高収入**を得る方法として販売される

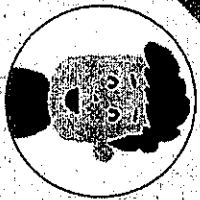
教材(情報商材)などの**オラクル**が増加中です。

**簡単に儲かる**という「うまい話」は**絶対に**ありません。

きっかけは「SNS等の広告を見て」「マッチングアプリで  
知り合った異性から勧められる」等が見受けられます。  
借金を勧められる場合もあり、**きつぱり断る**ことが大切です。

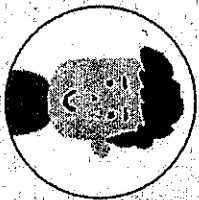


相談事例



アパートを契約したぞ！今日から一人暮らし開始だ！

～2年後～



そろそろこの家にも飽きたから引っ越するか。  
不動産屋に連絡しよう！

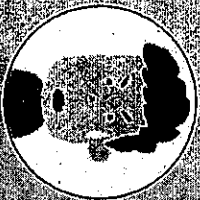


では退去時には立ち合いの上、  
原状回復について確認します。

～退去時～



壁や床等の補修費用や清掃代等で合計15万円、  
敷金8万円を差し引いて7万円を請求します！

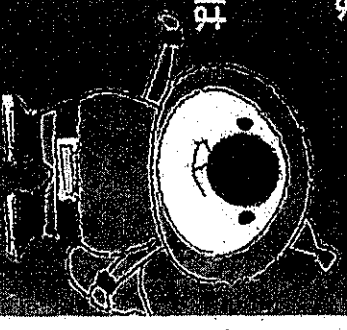


そんなに！床の傷は入居当時からあったのに！  
この金額は絶対に払わなければならぬの？

# まずは契約書を確認！！

契約書に記載のある「退去時の特約」等は原則として有効です。

国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では  
経年変化によるものは貸主の、通常使用を超えた破壊等は  
借主の負担としています。費用を請求され、納得できない点は、  
家主側と十分に話し合いができるように、  
入退去時は部屋の状況を記録に残しましょう。

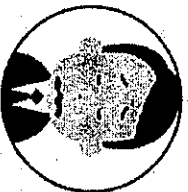


④

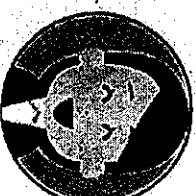
# 相談事例

「不安な気持ちにつけ込まれ…」

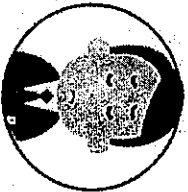
～就活の帰り～



はあ…面接うまくいかなかった。

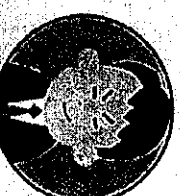


こんにちは！今度、就活がうまくいくセミナーを開催しますが、ご参加いただけませんか？

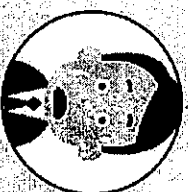


このままだと内定もらえないかも…。参加しようかな。

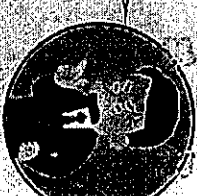
～セミナー終了後～



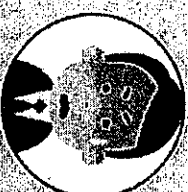
あなたは少し心配です。弊社が開催する就活塾の契約をなささい！入会金は30万円です。



一度考えます。両親にも相談をしたいんですが…



すぐに判断しなさい！それじゃ内定をもらえるわけがない！



(契約しないと帰れそうにない…) わ、わかりました！申します！

# ちどつと待った!!

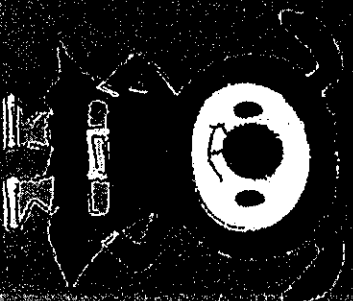
**セミナーや就活塾などの契約をさせるトラブルが増加中です。**

中には高額な教材を買わせることもあります。

「このままでは就活に失敗する」等、不安につけ込んで契約させることが多いようです。声をかけられても

**安易に承諾しないようにしましょう。**

もし契約してしまっても、クーリングオフ(P66参照)や契約の取り消しができる場合があります。



## クーリング・オフを学ぼう

クーリング・オフとは訪問販売や電話勧誘など、事業者からの不意打ち的な勧誘により契約した場合などに一定の期間内であれば無条件で申込の撤回や契約を解除できる制度です。

### クーリング・オフができる期間と種類

#### 8日間

- ① 訪問販売(店舗や営業所等以外の場所などでの契約含む)
- ② 訪問買取
- ③ 電話勧誘販売
- ④ 特定継続的役務提供  
【 エス・テ・語学教室・学習塾・家庭教師・  
パソコン教室・結婚相手紹介サービス・美容医療  
】

#### 20日間

- ① 連鎖販売取引(マルチ商法)
- ② 業務提供誘引販売取引(内職商法・モニター商法)

※ 日数は申込書面または契約書面のいずれか早いほうを、受け取った日から計算

### 通知方法のポイント

● クーリング・オフはハガキまたは電子メールなどで、期間内に販売会社の代表者あてに通知を発信します。

● クレジット契約をしている場合は、販売会社と同時に、クレジット会社にも通知を発信します。

● ハガキの場合、送る前に両面をコピーして「特定記録郵便」または「簡易書留」など、記録が残る方法で送付します。  
電子メールの場合、送信メールを保存するなどして、記録を残します。

### ご注意ください!

通信販売にはクーリング・オフはありません。  
返品可否やその条件についての特約があればそれに従います。  
返品について何も記載がない場合、商品を受け取った日を含めて8日以内であれば、返品することができますが、返送費用は消費者が負担することになります。

### クーリング・オフ通知はがきの記載例

#### 契約解除通知

- 契約年月日 ○○年 ○月 ○日
- 商品名 ○○○○○
- 契約金額 ○○○○○円
- 販売会社 株式会社×××× □□営業所  
担当者 ▲▲▲▲▲▲
- 信販会社 ××××株式会社

上記契約を解除します。

支払済みの○○○○○円を至急返金願います。

商品は早急にお引き取りください。

○○年 ○月 ○日

契約者 住所 東京都足立区  
○町○丁目○番○号  
氏名 ○○ ○○



いざというときのために…

# ただいま追加しよう!!

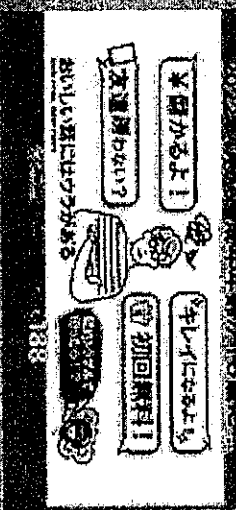
消費者庁 LINE 公式アカウント  
「消費者庁 若者ナビ!!」

消費者庁LINE公式アカウント

2022年4月の成年年齢引き下げは、  
より何か変わるの?とつい考えて  
いる?といつか基本的な情報から、  
若者に知ってほしい消費  
者トランプルの情報まで発  
信していきます。



# 7カロー=しよう!!



消費者庁  
18歳から大人公式Twitter

成年年齢引き下げに関する情報、若  
年者の消費者トランプル防止に役立つ  
情報やイベント、イベント情報等を  
発信していきます。



# 相談先を知ろう!!

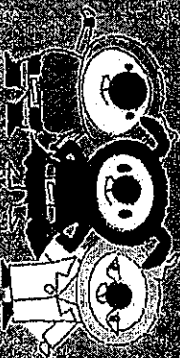
足立区保健、福祉、産業の方

足立区消費者センター

☎03-3880-5380  
相談受付時間 平日 9時~16時45分

オンライン相談も可能です。

ご希望の場合はアクセスコードを取引の  
上、申込みフォームよりお申込み下さい。



こちらでも相談できます

東京都消費生活総合センター

☎03-3235-1155

相談受付時間 月~土曜日 9時~17時

こちらでも相談できます

週末電話相談(全国消費生活相談員協会)

☎03-5614-0189

相談受付時間 土・日曜日 10時~16時  
※12時~13時を除く

本誌の内容は、作成時点の法令等に基づいております。その後の法令等の改正により、

アドバイス内容がそのまま当てはまらない場合もあります。ご利用に際してはその点をご留意ください。  
新型コロナウイルス感染症等の影響により、相談受付時間が通常と異なる場合があります。

令和4年10月発行 足立区消費者センター



足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料総括表

案件 [「子どもの健康・生活実態調査」及び「子どものそだちの決定要因に関する実証的研究データベース」の結合におけるデータの目的外利用について]

所管部課係 衛生部こころとからだの健康づくり課、教育委員会  
教育指導部学力定着推進課

事業の概要 (別紙1・2参考資料あり)

平成27年度から衛生部で実施している「子どもの健康・生活実態調査」は、子どもや保護者の健康や生活実態を調査し、課題の把握や施策の構築、評価を行うものである。(諮問第226、238号で承認済み)

一方、「子どものそだちの決定要因に関する実証的研究データベース」は、平成28年度から教育委員会にて、それまでの教育委員会が保有する関連データ(「学齢簿」「学力調査」「就学援助受給状況」「教員情報」「いじめ」「学級閉鎖」「学校選択希望票」「就学前情報」「不登校」など)をまとめたもので、平成21年度～30年度のデータがある。(諮問第262、288号で承認済み)

今まで衛生部の行ってきた「子どもの健康・生活実態調査」は、健康やレジリエンス(困難に立ち向かう能力)と世帯の生活環境の関連性を探る調査であり、学力の面からの分析ができなかった。一方で、教育委員会のデータでは、生活環境やレジリエンスの面からの分析ができなかった。今回、両者を統合したデータセットを作成することで、子どもの学びを学力・レジリエンスの両面から捉え、家庭や地域で学びを支えるために必要な要件を検証、評価することが可能となる。もって、区の進める子ども施策のこれまで以上に幅広い根拠を持った構築が可能になると考えられる。結合

データについては区内での利用に留まらず、匿名加工情報として「区保有データの外部提供に関する手引き」に基づき、研究機関等の利活用を図ることで、より具体的な根拠を持った施策の実現にもつなげていく。

なお、結合作業は、子どもの生活・健康実態調査データで匿名加工しているIDを、子どものそだちの決定要因に関する実証的研究データベースの情報に当てはめID化し進める。

諮 問 事 項			
	項 目	条 例	備 考
1	目的外利用	足立区個人情報保護条例第19条第1項5号	
2			
3			

報 告 事 項			
	項 目	条 例	備 考
1			
2			
3			

<条例第19条関連> <個票>

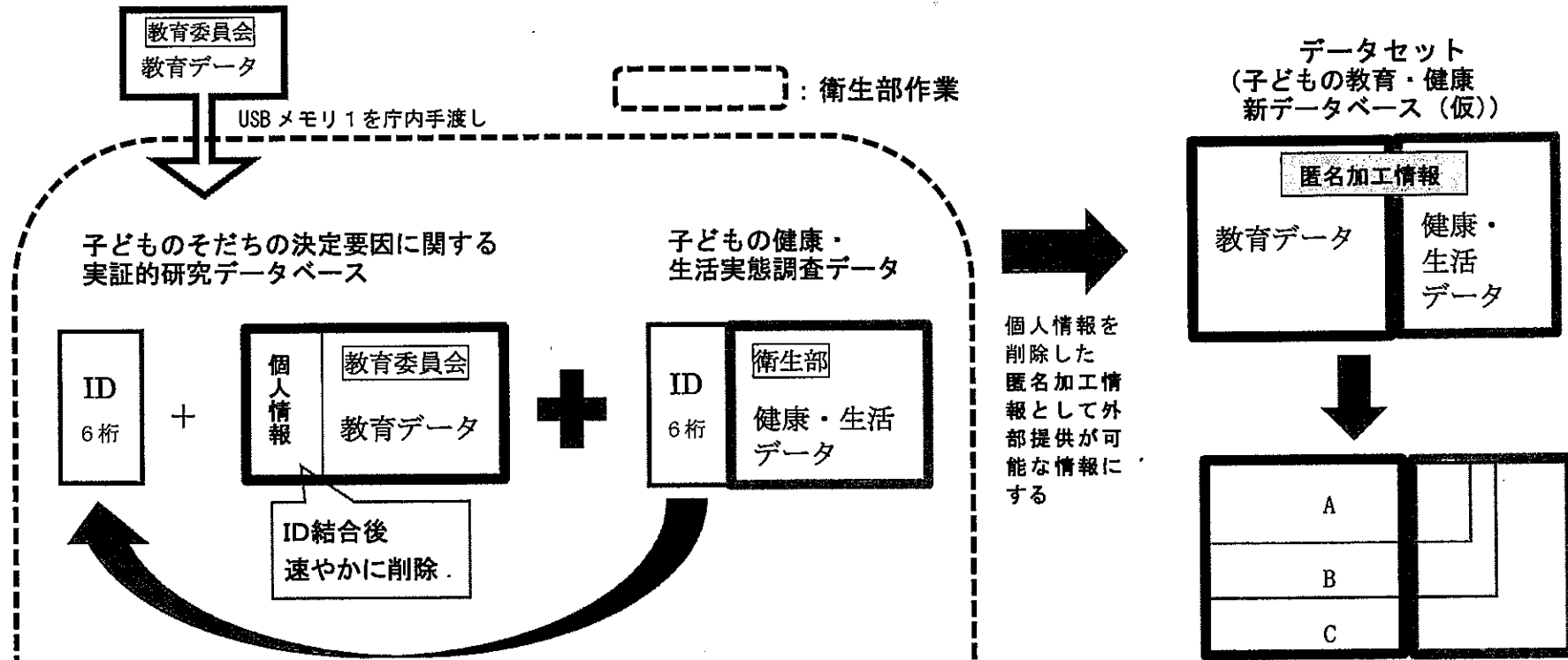
## 足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料

項目	目的外利用	足立区個人情報保護条例第19条
1. ■諮問事項 (承認後、区ホームページで掲載予定)		
2. □報告事項		
目的外利用する個人情報	利用目的	保有課
1 別紙3のとおり (子どもの健康・生活実態調査)	子どものそだちの決定要因に関する実証的研究データベースと結合するために使用する。	衛生部 こころとからだの健康づくり課
2 別紙4のとおり (子どものそだちの決定要因に関する実証的研究データベース)	子どもの健康・生活実態調査と結合するために使用する。	教育指導部 学力定着推進課
3		
4		
5		
6		
7		

所管部課係 衛生部こころとからだの健康づくり課健康づくり係、  
教育委員会教育指導部学力定着推進課学力調査担当

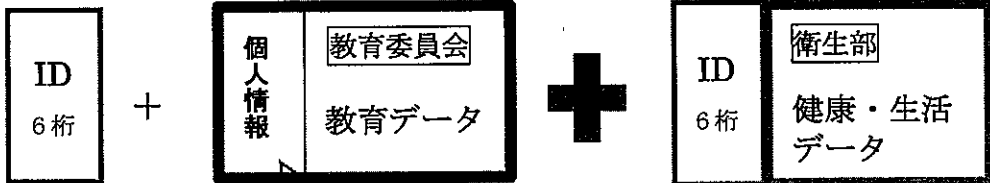
目的外利用を必要とする理由	
<p>今回、健康やレジリエンス（困難に立ち向かう能力）と世帯の生活環境と、学力の両者を統合したデータセットを作成することで、子どもの学びを学力・レジリエンスの両面から捉え、家庭や地域で学びを支えるために必要な要件を検証、評価することが可能となり、区の進める子ども施策のこれまで以上に幅広い根拠を持った構築が可能になると考えられる。そのために、衛生部の「子どもの健康・生活実態調査」及び教育委員会の「子どものそだちの決定要因に関する実証的研究データベース」のデータを目的外使用する。</p> <p>なお、結合したデータセット（匿名加工情報）については、庁内で活用するとともに、申請があった場合は「区保有データの外部提供に関する手引き」に基づき、「足立区データ適正利活用推進会議」の審議で認められた研究機関等に認められた範囲内での提供を予定している。</p>	
記録形態	<p>①各データの受け渡しは暗号化USBメモリで行う。</p> <p>②各データは、衛生部こころとからだの健康づくり課内にある外部接続のない区のパソコンに記録し、データの匿名化処理作業及び結合作業を実施。</p> <p>③データ結合後は、ファイル名を関係のない名称にするなど工夫して所属フォルダに保存し、パスワードを設定のうえ、作業員及び管理者以外閲覧できないようにする。</p>
保護対策	<p>①作業用パソコンは作業員及び管理者がパスワードを設定して管理し、PC使用時には使用簿に使用者名を記入し管理者の許可を得る。</p> <p>②全対象データについて、個人が特定される恐れのある情報の匿名化処理（氏名・生年月日・年齢・住所・学校名・出席番号などをコード化）を外部接続のない区のパソコンにより庁内で行う。</p>
開始(実施)時期	令和5年1月中旬～令和5年3月末(予定)

「子どものそだちの決定要因に関する実証的研究データベース」及び「子どもの健康・生活実態調査」の結合における全体の流れ



子どものそだちの決定要因に関する実証的研究データベース

子どもの健康・生活実態調査データ



ID結合後  
速やかに削除.

個人情報を  
削除した  
匿名加工情報として外部提供が可能な情報にする

- ①学力定着推進課からころとからだの健康づくり課へは、暗号化できるUSBメモリ1にてデータを手渡しする。
- ②学力定着推進課から提供されたデータに、ころとからだの健康づくり課が「子どもの健康・生活実態調査」で使用する整理番号と同じ番号(6桁の乱数)を付番し、結合作業を行う。
- ③データの保管及び結合作業は、ころとからだの健康づくり課内のインターネットに接続しないPC1台で行い、PC使用時には使用簿に使用者名を記入し管理者の許可を得る。

<保管>

データセットはころとからだの健康づくり課内のインターネットに接続しないPCにてパスワードロックをかけ保管。


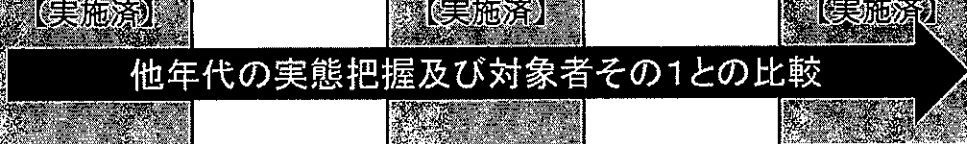

<外部から利用申請があった場合>

- ①「区保有データの外部提供に関する手引き」に基づき「足立区データ適正利用推進会議」で審査し提供可否を決定。
- ②外部提供するデータ内容は、申請内容に応じた必要最小限の内容とする。

子どもの健康・生活実態調査 実施年度及び調査対象学年

別紙2

【実施計画】

年度	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
対象者その1 (2008年生まれ)	小1 【実施済】	小2 【実施済】		小4 【実施済】		小6 【実施済】		中2	
	 同じ集団を追跡することで、継時的変化及び因果関係を調べる								
対象者 その2		小4、小6、 中2 (一部) 【実施済】		小6、中2 (一部) 【実施済】		中2 (一部) 【実施済】			
	 他年代の実態把握及び対象者その1との比較								
対象者 その3			小1 (2010年 生まれ) 【実施済】		小1 (2012年 生まれ) 【実施済】		小1 (2014年 生まれ)		小1 (2016年 生まれ)
	 同じ年代を継続的に見て、政策(妊娠期支援等)を評価する								

## 子どもの健康・生活実態調査における目的外利用する個人情報

目的外利用する個人情報	
1	児童氏名
2	学校名
3	学年・組
4	出席番号
5	生年月日
6	住所
7	生徒管理コード

※ 表の個人情報についてはデータでは ID 化されているが、今回の結合作業にあたり、教育委員会が保有するデータに同様の ID を付与するために ID 管理データを使用する。

※ その他の項目でも、個人が特定される恐れのある項目は、トップコーディング等の手法を用いて抽象加工する。

## 子どものそだちの決定要因に関する実証的研究データベース

データ名		対象年度
1	足立区基礎学力定着に関する総合調査結果データ	H21～H30
2	東京都児童・生徒体力・運動能力調査結果データ	H23～H29
3	児童・生徒名簿データ	H25～H28
4	全国学力・学習状況調査結果データ	H26～H28
5	足立区立小・中学校教職員データ	H22～H28
6	就学援助受給世帯の児童・生徒データ	H21～H30
7	学校基本調査データ	H26～H28
8	あだち小学生基礎学習教室・中学生補習講座データ	H25～H28
9	学校選択状況	H25～H29
10	学級閉鎖状況	H27～H29
11	問題行動等児童・生徒（不登校、いじめ）	不登校H29 いじめH28～H29
12	QU調査個票	H27～H29
13	MIM対象児童名簿	H28
14	中1夏季勉強合宿参加生徒名簿	H25～H29
15	就学前施設在園児名簿（幼稚園・保育園等）	H21～H29



個人情報項目
学校名
学年・組
出席番号
氏名
性別
生年月日
職名
教科
職員番号
年齢
都教員歴
足立区教員歴
現任校歴
担任クラス

※ その他の項目でも、個人が特定される恐れのある項目は、トップコーディング等の手法を用いて抽象加工する。



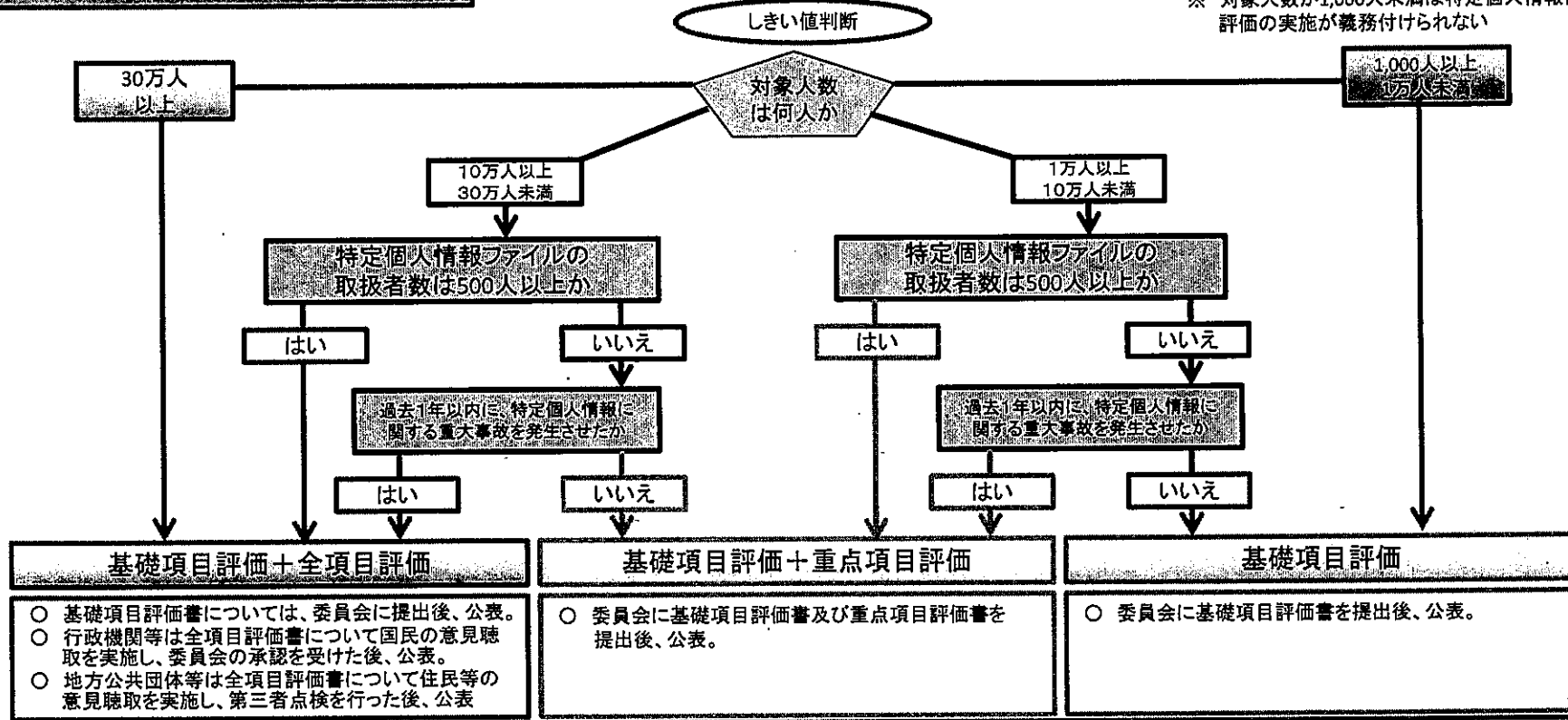
# 特定個人情報保護評価の実施手続

## 特定個人情報保護評価計画管理書

- 特定個人情報保護評価を計画的に実施し、実施状況を適切に管理するために、最初の特定個人情報保護評価を実施する前に作成する
- 特定個人情報保護評価書を委員会へ提出する際に、併せて提出する。評価書の修正等があった場合は、その都度更新し、評価書と併せて提出する。

## 特定個人情報保護評価の実施

※ 対象人数が1,000人未満は特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない



## 実施後に必要となる手続

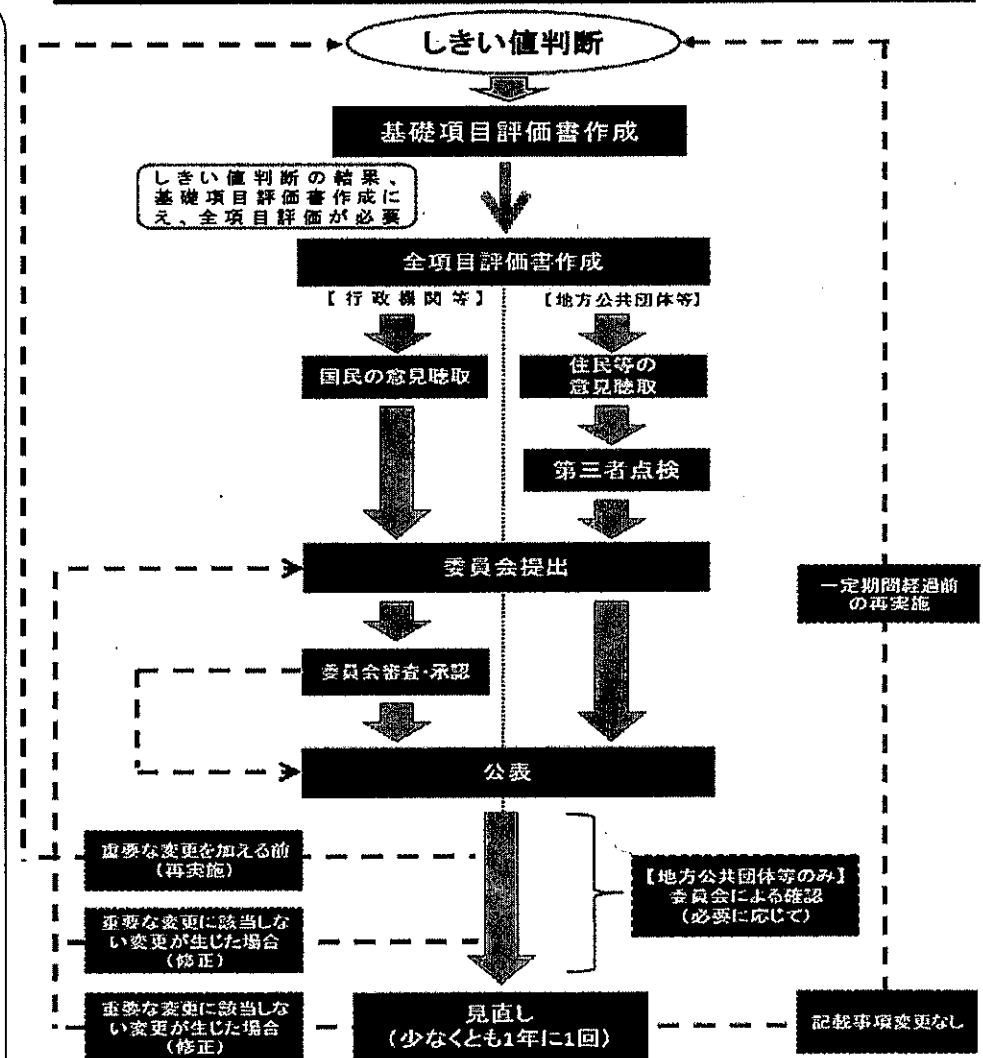
- 重要な変更を加えようとするとき、特定個人情報に関する重大事故の発生等によりしきい値判断の結果が変わり新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断されたときは、特定個人情報保護評価を再実施。
- 上記以外の変更が生じたときは、評価書を修正・公表。
- 少なくとも1年に1回は特定個人情報保護評価書の見直しを行うよう努める。
- 一定期間(5年)経過前に特定個人情報保護評価の再実施を行うよう努める。

# 全項目評価

## 記載事項

- I 基本情報
- II 特定個人情報ファイルの概要
  - 1. 名称 2. 基本情報 3. 特定個人情報の入手・使用
  - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
  - 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)
  - 6. 特定個人情報の保管・消去 7. 備考
- III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
  - 1. 特定個人情報ファイル名
  - 2. 特定個人情報の入手  
(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
  - 3. 特定個人情報の使用
  - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
  - 5. 特定個人情報の提供・移転  
(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
  - 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続
  - 7. 特定個人情報の保管・消去
- IV その他のリスク対策
  - 1. 監査 2. 従業員に対する教育・啓発
  - 3. その他のリスク対策
- V 開示請求、問合せ
  - 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求
  - 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ
- VI 評価実施手続

## 全項目評価実施フロー



個人情報保護委員会へ特定個人情報保護評価書を提出した事務  
(令和4年11月14日現在)

事務の名称		法令上の根拠	しきい 値判断	担当部署
住民基本台帳に関する事務	番号法7条等	全	戸籍住民課	
地方税に関する事務	番号法9条1項別表 第一項番16	全	課税課、納税課	
地方税に関する事務	番号法9条1項別表 第一項番16	全	課税課、納税課	
国民健康保険に関する事務	番号法9条1項別表 第一項番30	全	国民健康保険課	
国民年金に関する事務	番号法9条1項別表 第一項番31、83、 95	重点	高齢医療・年金課	
後期高齢者医療制度に関する事務	番号法9条1項別表 第一項番59	重点	高齢医療・年金課	
児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務	番号法9条1項別表 第一項番56	重点	親子支援課	
介護保険事務	番号法9条1項別表 第一項番68	重点	介護保険課	
予防接種事務	番号法9条1項別表 第一項番10	全	新型コロナウイルス 予防接種担当課、保健 予防課	
子ども医療費助成制度に関する事務	番号法9条2項 番号立区条例	重点	親子支援課	
母子及び父子福祉資金の貸付事務	番号法9条1項別表 第一項番43	基礎	福祉管理課	
児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務	番号法9条1項別表 第一項番37	基礎	親子支援課	
身体障害者手帳の交付等	番号法9条1項別表 第一項番11	基礎	障がい福祉課	
生活保護関係事務	番号法9条1項別表 第一項番15	基礎	生活保護指導課	
小児慢性特定医療費助成経由事務	番号法9条1項別表 第一項番7	基礎	保健予防課	
母子保健事業に関する事務	番号法9条1項別表 第一項番49	基礎	保健予防課	
結核管理事務並びに結核外の一類、二類、指定感染症及び新型インフルエンザ管理事務	番号法9条1項別表 第一項番70	基礎	感染症対策課	
成人保健事務	番号法9条1項別表 第一項番76	基礎	データヘルス推進課	

事務の名称		法令上の根拠	しきい 値判断	担当部署
難病医療費助成経由事務		番号法9条1項別表 第一項番98	基礎	保健予防課
区営住宅管理事務		番号法9条1項別表 第一項番19	基礎	住宅課
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務		番号法9条1項別表 第一項番46	基礎	親子支援課
児童福祉法に基づく障害児通所支援等		番号法9条1項別表 第一項番8	基礎	障がい福祉課
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付等障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務		番号法9条1項別表 第一項番47	基礎	障がい福祉課
地域生活支援事業の実施に関する事務		番号法9条1項別表 第一項番84	基礎	障がい福祉課
特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務		番号法9条1項別表 第一項番83	対象外	高齢医療・年金課
児童育成手当の支給に関する事務		番号法9条2項 足立区条例	基礎	親子支援課
ひとり親家庭等医療費助成に関する事務		番号法9条2項 足立区条例	基礎	親子支援課
重度心身障害者手当支給事務		番号法9条2項 東京都条例	基礎	障がい福祉課
障がい者福祉手当の支給等障がい給付事業に関する事務		番号法9条2項 足立区条例	基礎	障がい福祉課
自立支援医療(精神通院)医療費の助成事務		番号法9条1項別表 第一項番84	基礎	中央本町地域・保健 総合支援課
足立区子ども子育て支援法に基づく事務		番号法9条1項別表 第一項番8、94	基礎	子ども施設入園課
自立支援給付等障害者の日常生活及び社会生活を支援するための助成事務		番号法9条1項別表 第一項番84	基礎	中央本町地域・保健 総合支援課
精神障害者保健福祉手帳に関する事務		番号法9条1項別表 第一項番14	基礎	中央本町地域・保健 総合支援課
新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務		番号法9条1項別表 第一項番93の2	全	感染症対策課
年金生活者支援給付金に関する事務		番号法9条1項別表 第一項番95	基礎	高齢医療・年金課